

## 第II章：利用者側から見たマドリッド制度

### 序文

151. 本ガイドの第II章では、マドリッド制度を利用してブランド保護を希望する出願人及び名義人を対象とした実用的な情報が提供される。つまり、国際登録の記録、国際登録の存続期間中に名義人が利用できる様々な手続き（更新、事後指定、名義人の詳細の変更）、国際登録に適用される様々な減縮（限定、放棄、取消し）等が説明される。

152. 本ガイドではまた、商標の名義人が国際出願を作成する際に役立つ実用的な情報も提供される。

### 商標の名義人に対する実質的要件

153. マドリッド制度は、マドリッド制度の加盟国に伴う資格（接点）のある自然人又は法人のみ利用することができる。これはつまり、商標の名義人は、議定書の締約国に、現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有している、住所を有している又はその締約国の国民である者でなければならない。またはこれに代わり、商標の名義人は、議定書を締約した政府間機関の領域にそのような営業所若しくは住所を有しているか又はそのような機関の加盟国の国民でなければならない。出願人が資格を主張する加盟国の知的財産庁（知財庁）は本国官庁と呼ばれる。

154. 出願人は、必要な資格を有することに加えて、基礎標章も有していなければならない。より具体的には、その本国官庁に提出した標章の出願又は登録を有していなければならない。本国官庁並びに基礎標章及び資格の要件については、後述の各パラグラフで詳細に説明される。

### 基礎出願又は基礎登録（基礎標章）

155. 国際出願は、本国官庁に記録した登録（基礎登録）又は本国官庁に提出した登録出願（基礎出願）をその基礎としなければならない。これは「基礎標章」の要件と呼ばれる。国際出願は、基礎標章に含まれる商品及びサービスのみに関するものであってもよい。

156. ほとんどの場合、国際出願は、単一の基礎標章（登録又は出願）を基礎とし、その基礎標章で指定された商品及びサービスを包含する。しかしながら、国際出願は、国際出願の商品及びサービスを全体として包含する複数の基礎標章（出願及び／又は登録）も基礎とすることができる。これは、本国官庁がこれまで一出願一区分制度に従ってきている場合、特に重要である。こうした複数の基礎標章はすべて、国際出願の出願人の氏名／名称でなされなければならない。同一官庁に提出されていなければならない。分かりやすくするために、今後は一の基礎標章のみに絞って言及していくが、複数の基礎標章の可能性もあることを理解されたい。

157. 国際登録は、国際登録日から5年の期間は基礎標章に従属したままとなる。基礎標章がこの5年の期間に、何らかの理由（拒絶、取下げ、取消し、不更新等）で全部又は一部について効力を失った場合、国際登録も同じ範囲について保護されなくなる。これは、基礎標章の効力の終了と呼ばれる。こうした場合、国際事務局は、本国官庁からの申請を受けると、該当する場合、国際登録の一部又は全部を取り消す。この5年の期間の満了後は、国際登録は基礎標章から独立したものとなる。しかしながら、従属期間の満了後に、例えば、国内裁判所等の当局が、基礎標章である出願又は登録の取消しをもたらす最終決定を下した場合、本国官庁は、その最終決定をもたらした訴訟が5年の従属期間内に開始されていれば、基礎標章の効力の終了をWIPOに通報する義務を負う。

158. 商標の名義人は、基礎標章の効力の終了後に国際登録が取り消されるリスクを軽減する対策を講じることができる。例えば、不使用や無効を理由とした取消しを受けにくい（出願でなく）基礎登録を選択したり、5年の従属期間中に、必要に応じて、基礎標章の更新を確実に行ったこと等が挙げられる。従属性と基礎標章の効力の終了に関する詳細な情報については、パラグラフ812～821を参照のこと。

## 資格及び本国官庁

159. 商標の名義人は、国際出願を提出する前に、マドリッド制度に関するその資格（接点）と、該当の国際出願の本国官庁とする官庁を決めなければならない。

160. 「本国官庁」は、商標の名義人が、営業所、住所又は国籍に基づき自由に本国官庁を選択できると定義されており、そのため、本国官庁は1庁のみであると解釈されている。商標の名義人が複数の加盟国と接点がある場合、どの加盟国を選択するか決定することができる。[2条(2)]

161. 加盟国の官庁の場合、国際出願は、その国の国民、その国に住所を有する者又はその国に現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する者であれば誰でも出願することができる。締約機関（欧州連合等）の官庁の場合、国際出願は、その機関の加盟国の国民又はその機関の領域に住所を有する者又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する者が提出することができる。[2条(1)(i)及び(ii)] [2条(2)] [規則1(xxv)及び(xxvi)]

162. 「国籍」、「住所」及び「現実かつ真正な工業上又は商業上の営業所」の解釈は、判断する加盟国の法の問題である。よって本ガイドでは、次の通り一般的な手引きのみが提供される。

163. 議定書に基づく「国民」とは、[パリ条約](#)第2条の規定と同じ意味を有し、これには自然人及び法人の双方が含まれると理解される。自然人が特定国の国民であるかという問題と、法人がその国の国民とみなされる判断の基準（法人又は本社の所在地等）は、その国の法の問題である。実務においては、法人の国籍又は住所については、国際出願を提出するための法人の資格は、本国官庁の領域に現実かつ真正な工業上又は商業上の営業所があることに基づくことが多いため、こうした国籍又は住所が問題にされたりこれに依拠したりすることはあまりない。

164. 「住所」の概念は様々な意味を有し得る。自然人又は法人が加盟国に住所があるとみなされるための基準は、加盟国の関連国内法に依拠する。例えば、自然人が公式認可によってのみ住所を取得することを認める法があれば、「住所」は「居所」におおよそ相当すると解釈する法もある。パリ条約では、「住所」という表現を使用することにより、法的状況の記載ではなく、おおよその事実の永続的な状況の記載を求めていると一般的に考えられており、そのため、加盟国に居住している外国人は、ほとんどの場合、住所を通じて資格を主張することができる。法人の住所は、その実際の本社の所在地とみなすことができる。しかしながら、前述の通り、実際には、法人は一般的に、本国官庁の領域にある現実かつ真正な工業上又は商業上の営業所に依拠している。

165. 「現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所」という表現は、[パリ条約](#)第3条から引用されており、1897年から1900年にかけてブリュッセルで開催された「第1回パリ条約改正会議」で追加されたものである。当初の規定では単に「営業所」とのみ言及されていたが、これはあまりに広義であるため、限定されるべきであると考えられた。そこで、この表現の意図として、フランス語の「*sérieux*（現実の）」（英語では「*real*」）という用語を用いることで、不正又は架空の営業所を排除することがなされた。また、「真正の」という用語により、営業所は何らかの工業上若しくは商業上の活動が行われるもの（単なる倉庫とは異なるもの）でなければならないものの、主たる事業の拠点である必要はないことが明確にされている。

166. 企業は、現実かつ真正な工業上又は商業上の複数の営業所を議定書の加盟国である様々な国に有することができる。この場合、各国の官庁はすべて、本国官庁としての資格がある。つまりこれは、企業は、その事業、言語又はその他の戦略的な理由に基づき本国官庁を選択することができることを意味する。例えば、米国（US）、英国（GB）及びニュージーランド（NZ）に現実かつ真正な工業上又は商業上の営業所を有する、スイスに住所を置く企業であれば、スイス連邦知財庁（IPI）、米国特許商標庁（USPTO）、英国知的財産庁（UKIPO）又はニュージーランド知的財産庁（IPONZ）のいずれかを、本国官庁として選択することができる。

167. 出願人が国民である加盟国又は出願人が住所を有している又は営業所を有している加盟国が、締約機関の加盟国でもある場合、国内官庁又は広域官庁を本国官庁として選択することができる。例えば、ドイツ国民であれば、ドイツ特許商標庁（DPMA）か又は欧州連合知的財産庁（EUIPO）を本国官庁として選択することができる。資格と本国官庁を選択する場合、出願人は関係官庁に基礎標章（出願又は登録）を有していなければならない。

## 複数の出願人

168. 基礎標章が2以上の出願人（自然人又は法人であるかにかかわらず）に共同所有されており、各出願人が、営業所、住所又は国籍を介して本国官庁の加盟国と必要な接点がある場合、これらの2以上の出願人は、国際出願を共同で提出することができる。

169. 接点の性質（国籍、住所又は営業所）が各出願人について同一である必要はないが、出願人すべてが国際出願を同一加盟国の官庁に提出する資格を有していなければならない。[規則8(2)]

## 国際出願の提出

170. 国際出願は本国官庁を通じて提出されなければならない。[2条(2)] [8条(1)]

171. 国際事務局に出願人により直接提出された国際出願は考慮されず、そのまま送付者に返却される。納付された手数料はすべて、その納付者に返還される。[規則11(7)]

## 国際出願の言語

172. 国際出願は、本国官庁が定めた言語に従い、英語、フランス語又はスペイン語で出願することができる。すなわち、本国官庁は、権限として出願人の選択肢を1言語のみに若しくは2言語に制限するか又は3言語のうちのいずれかを選択するよう出願人に許可することができる。[規則6(1)]

173. 国際事務局は、言語の要件を満たさない国際出願については、その出願を何ら審査することなく、その国際出願を転送した官庁にこれを返却する。納付された手数料はすべて、その納付者に返還される。[規則11(7)]

## 出願前の検討事項

174. 商標の名義人は、国際出願の提出前に、商標保護分野の専門家に助言を求めることが好ましい。しかしながら、一般的には、次の問題が考慮される必要がある。

## 海外で商標保護を求める場合の選択肢

175. 海外で商標保護を求める場合、次の3つの選択肢がある。

- (i) 別々の商標登録出願を、保護を求める領域の官庁それぞれに直接提出する、直接国内ルート
- (ii) 1の出願を、保護を求める地域の1の政府間機関（欧州連合知的財産庁等）に提出する、直接広域ルート
- (iii) 1の出願を、保護を求める複数の国や広域に向けて提出する、国際ルート（マドリッド制度経由）

176. マドリッド制度は、マドリッド制度に加盟している領域の多くで商標保護を求め場合に好ましい選択肢となり得る。合理的で一元的な管理により、標章の保護と維持を簡便にかつ費用効率よく行うことができる。出願時に関心のある領域毎に代理人を選任する必要はなく、複数の翻訳を提出する必要もない。更に、地理的な保護範囲はいつでも拡大することができ（事後指定）、官庁が保護範囲について審査及び決定するための一定の期間（1年又は18ヶ月）が設けられている。該当する出願期間の満了までに、関係領域の官庁により暫定的拒絶が発出されなければ、標章はその領域で自動的に保護されるものとみなされる。しかしながら、商標保護が、1又は2の領域においてのみ求められており、将来的に他の領域に保護を拡大する予定がない場合、国内ルート又は広域ルートの方が適している場合がある。

177. マドリッド制度と国内ルートの比較については、本ガイドのパラグラフ30の説明図を参照のこと。

## 資格及び本国官庁の選択

178. 自然人又は法人は、資格については複数の基準を持っている可能性があるため、本国官庁を複数の官庁から選択することができる。本国官庁の選択は多くの要因に左右され、これには、例えば、その官庁によって使用される言語や、その官庁との既存の関係の有無（ある官庁には他の官庁よりも商標の名義人を支援するための資源が多くある等）、その官庁により課される手数料における差の有無、その官庁の領域に既に登録又は出願された適切な基礎標章の有無等の要因が挙げられる。

## 基礎標章の選択

179. 国際登録出願の提出前に、本国官庁の領域に適切な基礎標章を登録又は出願しておくことが重要である。基礎標章が適切かどうかを判断する際には、次の事項を検討するとよい。

### 標章の表示

180. 基礎標章は、国際登録に包含されるすべての領域で保護される標章の版でなければならない。

181. 加盟国によっては、「シリーズ標章」と呼ばれるもの（ある商標について、その商標の同一性に実質的には影響を与えない、微細で識別力のない事項に関してのみ異なる、その商標の複数の版）を容認している。しかしながら、マドリッド制度ではシリーズ標章は認められていない。従って、基礎標章がシリーズ標章を包含している場合であっても、一連の商標の国際出願を提出することはできない。しかしながら、シリーズ標章を基礎として国際出願を提出することは可能である。この場合、出願人は、シリーズ標章のうち1つのみを選択し、これを国際出願の様式に記載する必要がある。出願人がシリーズ標章の表示を出願様式で提出した場合（すなわち、シリーズ標章のすべての標章を1つの表示に盛り込む場合）、これが標章「そのもの」の表示として扱われ、（シリーズ標章における）標章の別の版とはみなされない。よって、出願人は、すべての版の保護が戦略的に必要であると考えられる場合、シリーズ標章の各版について別々の国際登録を（予算が許す限りにおいて）提出する必要がある。

## 商品及びサービス

182. 基礎標章は、出願時及び将来的に全領域での保護の対象となる標章について、その商品及びサービスの範囲を包含しているものでなければならない。よって、商標の名義人によっては、特に、必要であれば指定の一部の保護範囲を限定することが可能であることを考慮して、保護範囲が広い基礎標章を選択する場合がある。例えば、基礎標章が、オーストラリア及びニュージーランドでは第3類、第9類及び第25類で、フランス及び英国では第3類及び第9類で、その他の領域では第25類のみでの保護を求める場合、その基礎標章は、第3類、第9類及び第25類を対象とする必要がある。商標の名義人は、あまり範囲を広くすると、基礎標章が第三者による不使用取消訴訟の対象となりやすく、国際登録に影響を与える可能性があるため、あまり広くならないよう留意する必要がある（パラグラフ183、812～821及び830～832を参照のこと）。

## 従属期間

183. 国際登録は、5年間は基礎標章に従属する。基礎標章がこの5年の期間に、例えば、拒絶、取下げ、取消し、不更新等の何らかの理由で、全部又は一部について効力を失った場合、これは国際登録に影響を与える。よって、「強い」基礎標章を選択することにより、効力が終了するリスクを下げることが重要である。これは、第三者による異議申立ての可能性がある係属出願というよりも基礎登録であり得、既に使用されているため不使用取消訴訟の対象になりにくい標章が考えられる。基礎標章は、5年間の従属期間中は、効力を持ち続け、また、必要に応じて更新されなければならない。更に、この期間内は、国際登録の名義人は、第三者への基礎標章の名義人の変更についてはこれを注意して進める必要がある。

## 商品及びサービスの指定

184. 国際商標出願の提出前には、標章により包含される商品及びサービスの指定を決定することも必要である。WIPOウェブサイトで公開されている「マドリッド商品・サービス ([Madrid Goods and Services : MGS](#))」では、出願人は、ニース分類のアルファベット順一覧表や国際事務局他多くの参加知財庁が承認した用語等の広範な用語・記述集を利用することにより、商品及びサービスを編集し分類することができる。MGSに収録されている用語は、国際事務局により事前に承認されているため、欠陥に関する問題は生じない。また、MGSでは、特定の官庁が認めない具体的な用語に関する情報も収録されているため、後に暫定的拒絶が発出される可能性を回避するのに役立つ。MGSは、定期的に用語を追加することで、利用者に一層幅広い用語を提供する。これにより、利用者に高い柔軟性を提供でき、拒絶発生リスクも下げることができる。

## 出願前調査

185. 国際出願の提出前に、指定対象の領域の既存商標を調査することが重要である。こうした調査は、関心のある国際標章に類似している又はこれと同一の可能性のある商標を発見するのに役立つ。商標弁理士又は弁護士による完全なクリアランス調査の実施が強く推奨される。しかしながら、利用できるオンラインサービスも多く提供されている。WIPOウェブサイトで公開されている「グローバルブランドデータベース ([Global Brand Database](#))」には、国内及び広域の商標官庁のデータや、マドリッド制度を介して登録された標章等、多くの資源から提供された、ブランドに関するデータが収録されている。関心のある国や広域がグローバルブランドデータベースに収録されていない場合、これもWIPOウェブサイトで開催されている「マドリッド加盟国プロフィール ([Madrid Member Profiles](#))」データベースを利用することで、その特定の国や広域の商標登録簿の詳細を探し出すことができる。標

章が、第三者により保護されている先行標章に類似又はこれと同一である場合、この標章を保護することはできない。この場合、その国や広域に精通した商標弁理士や弁護士に助言を求めることが望ましい。

## 審査実務

186. 関心のある領域の官庁の審査実務を確認し、将来起こりうる暫定的拒絶のリスクを最小限に抑えるために、何らかの行動を取ることができるか考慮するのもよい考えである。例えば、マドリッド制度の加盟国によっては、法人である名義人に対し、その法人の法的性質の詳細を提出するよう求めることがある。マドリッド制度加盟国の実務及び手続きに関する幅広い情報は、WIPOウェブサイトで公開されている「[マドリッド加盟国プロファイル](#)」データベースで入手することができる。

## 代理人

187. 出願人又は名義人は、国際登録を国際事務局に出願し又は管理するための代理人を選任する必要はない。しかしながら、代理人を立てることにはいくつかの利点がある。商標分野やマドリッド制度の専門家は、最良の保護戦略について非常に有用な助言を提供し、出願人が国際出願手続きを行うのを支援し、また、後に暫定的拒絶を克服するために必要であれば、海外代理人を調整するのに役立つ。代理人の選任には、特に保護手続きの開始時に、費用が発生する可能性があるものの、後にかなりの費用を節約できる。例えば、商標代理人は、暫定的拒絶や侵害の回避の支援として、出願前調査に関する助言を提供し、特定の領域の要件を確認することができる。仮に暫定的拒絶が発出された場合、商標代理人は、迅速に指示を出せ、助言を提供し、期限を遵守できる海外代理人のネットワークを有している場合があり、これは信頼性があり費用効果も良い。

188. 次の各パラグラフでは、国際事務局に対する代理人の選任に関する詳細な情報が提供される。

## 国際事務局に対する代理

189. 出願人又は名義人は、国際事務局に対し、自己に代わり行為を行う代理人を選任することができる。この代理人は、出願人又は名義人が本国官庁に対して使用した代理人と同一であってもなくてもよい。[規則3(1)(a)]

190. 規則、実施細則又は本ガイドにおける代理に関する言及は、国際事務局に対する代理のみに関する。本国官庁又は指定加盟国の官庁に対する代理人の必要性（その官庁が発出した保護拒絶の場合等での必要性）、このような場合に代理人として行動できる者及び選任方法は、議定書及び規則の範囲外であり、これは、関係加盟国の法及び実務に従う。

## 代理人の選任

191. 国際事務局に対する代理人として選任される者に関して、マドリッド制度では、職業資格、国籍、居所又は住所に関する要件は規定されていない。誰でも、議定書の非加盟国に居所又は住所を有する者であっても、国際事務局に対する代理人として行為を行うことができる。

192. 出願人又は名義人は、国際出願において（パラグラフ242～246を参照のこと。）又は国際登録の名義人変更の記録の申請において（パラグラフ630及び631を参照のこと。）、国際事務局に対し自己に代わり行為を行う代理人を選任することができる。代理人は別途の公式様式で選任することもできる（パラグラフ194及び195を参照のこと）。

### 国際出願での又は国際登録の名義人変更の記録の申請での選任

193. 代理人は、国際出願において、その氏名／名称、住所及び電子メールアドレスを公式様式の該当欄に記載するだけで、選任することができる。同様に、代理人は、国際登録の名義人の変更の申請において、その氏名／名称、住所及び電子メールアドレスを記載することにより、新たな名義人（譲受人）を選任することができるが、これは、選任についてその名義人（譲受人）が署名している場合に限る。代理人が選任される際には、これ以外に必要なとされる様式はない。特に、委任状を国際事務局に送付する必要もない。[規則3(2)(a)]

### 別途の公式様式での選任

194. 名義人は代理人を選任するために公式様式を使用しなければならない。代理人を選任する最も簡易な方法は、WIPOウェブサイトで公開されている公式オンラインの「[代理人を管理する \(Manage your representative\)](#)」様式を利用することである。またこれに代わり、WIPOウェブサイトで公開されている公式様式MM12を利用して代理人を選任することもできる（[MM12提出時の注も参照のこと](#)）。[規則3(2)(b)]

195. こうした選任では、複数の国際出願又は国際登録を対象とすることができるが、これは、それぞれすべてが明確かつ個別に特定されている場合に限る。しかしながら、国際事務局が、同一の出願人又は名義人の名義にある「すべての」国際出願及び国際登録に単に言及しているだけの通信を、代理人の選任として受領することはない。

### 代理人は1名のみ

196. 1件の国際出願又は国際登録につき、1名の代理人のみ選任することができる。代理人を選任する書類に複数の代理人の氏名／名称が記載されている場合、最初に記載されている代理人のみが選任されたものとみなされる。しかしながら、複数の弁護士又は特許弁理士若しくは商標弁理士からなるパートナーシップ又は事務所が記載されている場合、これは1名の代理人とみなされる。[規則3(1)(b)及び(c)]

### 代理人の電子メールアドレス

197. 代理人は、該当の様式にその電子メールアドレスを記載しなければならない。名義人は、代理人の電子メールアドレスを自己のものとして記載してはならない。従って、名義人の電子メールアドレスと、代理人のものは、異なるものでなければならない。なお、WIPOは、出願人、名義人又は代理人の電子メールアドレスを、マドリッド制度の各オンライン情報サービス（「マドリッドモニター (Madrid Monitor)」、「マドリッドリアルタイムステータス (Madrid Real-time Status)」等）に収録することも、[公報](#)で公表することも、指定加盟国の官庁に提供することもないという点に留意のこと。

## 欠陥のある選任

198. 代理人の選任が前述の各要件に従って行われなかった場合、国際事務局はその選任を欠陥とみなす。出願人又は名義人及び代理人とされている者、並びに、申請が官庁により提出された場合、その官庁は、その旨の通報を受ける。 [規則3(3)(a)]

199. 選任に欠陥があるとみなされた又は選任は行われていないとみなされた場合、国際事務局は、関連通信のすべてを出願人又は名義人に送付する。こうした欠陥が所定期間内に是正されない場合、その申請は放棄されたものとみなされる。 [規則3(3)(b)]

## 選任の記録及び通報

200. 選任が適切な条件を満たしている場合、国際事務局は、代理人の氏名／名称及び住所を国際登録簿に記録する。選任の効力発生日は、国際事務局が、選任がなされた通信（国際出願、名義人の変更の記録の申請又は別途の通信）を受領した日である。国際登録簿に記録された名義人の代理人の選任は、[公報](#)でも公開される。 [規則3(4)(a)] [規則32(1)(a)(xiii)]

201. 国際事務局は、指定加盟国の官庁に、また、出願人又は名義人及び代理人の双方に、選任が国際登録簿に記録されたことを通報する。これはつまり、指定加盟国の官庁は、例えば、指定官庁に対して遵守されるべき維持要件に関する情報の提供又は第三者による取消訴訟の提起に関する情報の提供等を行うために、名義人又は、必要に応じて、記録された代理人に直接連絡を取ることができることを意味する。この選任が官庁を通して提出された別途の通信においてなされた場合、その官庁も通報を受ける。 [規則3(4)(b)]

## 選任の効力

202. 規則において別段定められていない限り、記録された代理人は常に、出願人又は名義人に代わって通信に署名するか又はその他の手続きを行うことができる。代理人による国際事務局宛での通信は、出願人又は名義人が国際事務局に宛てた場合と同一の効力を有する。同様に、代理人が記録されている場合、国際事務局は、代理人がいなければ出願人又は名義人に送付されたであろう指令、通報又はその他の通信をこの代理人に送付する。こうした通信はすべて、出願人又は名義人に宛てて行われた場合と同一の効力を有する。 [規則3(5)]

203. 代理人が選任された場合、国際事務局は通常、通報を出願人又は名義人に直接送付しない。ただし、規則で定められているこの規定には次のようないくつかの例外がある。

- － 国際事務局が代理人の選任に欠陥があるとみなした場合、その旨を出願人又は名義人及び代理人とされている者の双方に通報する。 [規則3(3)]
- － 保護期間の満了の6ヶ月前に、国際事務局は名義人及びその代理人の双方に非公式の通報を送付する。 [7条(3)]

- 更新を目的として納付された手数料が不十分である場合、国際事務局は名義人及び代理人の双方に通報する。 [[規則30\(3\)](#)]
- 国際登録が更新されない場合又はある指定加盟国について更新されない場合、国際事務局は名義人及び代理人に通報する。 [[規則31\(4\)](#)]
- 選任の取消しが代理人により申請された場合、国際事務局は、取消しの効力が発生する時まで、出願人又は名義人及び代理人の双方に通信を送付する（パラグラフ215～218を参照のこと）。

204. これらの例外とは別に、本ガイドにおいて、出願人若しくは名義人への送付物又は出願人若しくは名義人により行われる行為に言及されている場合は常に、記録された代理人への送付物に又は代理人により実施されることが許可されている行為に言及されていると理解されるべきである。

### 記録されている代理人の詳細の変更

205. 記録された代理人の氏名／名称及び／又は住所の変更の記録を申請することができる。こうした変更を記録する最も簡易な方法は、WIPOウェブサイトで公開されているWIPOの公式オンラインの「[代理人を管理する \(Manage your representative\)](#)」様式を利用することである。またこれに代わり、WIPOウェブサイトで公開されている公式様式MM10を利用して、記録された代理人の氏名／名称及び／又は住所の変更の記録を申請することもできる（[https://www.wipo.int/madrid/en/docs/notes\\_for\\_filing\\_mm\\_forms.pdf](https://www.wipo.int/madrid/en/docs/notes_for_filing_mm_forms.pdf)MM10提出時の注も参照のこと）。

206. 記録された代理人の氏名／名称及び／又は住所の変更では、同一の者又は法人が引き続き名義人の代理人であることが示唆される。

### 変更の通報

207. 代理人に関する変更が記録されると、この変更は国際登録簿に反映され、指定加盟国の官庁はその変更に関する通報を受ける。

208. 国際事務局からのすべての通信（暫定的拒絶、決定、欠陥是正通報等）には、代理人の新たな氏名／名称又は新たな住所が使用される。

209. 新たな氏名／名称又は新たな住所の記録（又は記録の不履行）は、関係国際登録に関して遵守すべき期間の不遵守に対する免除の構成要素にはならないという点に留意することが重要である。

### 出願人又は名義人の申請を受けた取消し

210. 代理人の記録は、出願人、名義人又は代理人によって署名された申請の受領を受けて取り消される。代理人選任の記録の取消しを申請するには、出願人、名義人又は代理人は、WIPOウェブサイトで公開されているオンラインの「[代理人を管理する \(Manage your representative\)](#)」様式を利用しなければならない。

211. この記録の取消しは、代理人が選任されていた同一の出願人若しくは名義人のすべての国際出願若しくは国際登録を対象に又はその出願人若しくは名義人の特定の国際出願及び国際登録を対象に行うことができる。名義人又は名義人の代理人の申請を受けた取消しは[公報](#)で公開される。 [[規則3\(6\)\(a\)](#)] [[規則32\(1\)\(a\)\(xiii\)](#)]

212. この記録はまた、新たな代理人を選任された場合、国際事務局により職権でも取り消される。代理人は常時1名のみ認められるため、新たな代理人を選任された場合、それまで選任されていた代理人に代わる者とみなされる。 [規則3(6)(a)]

213. 代理人の記録は、名義人の変更が記録された場合、代理人が国際登録の新たな名義人により明示的に再選任されない限り、国際事務局により職権でも取り消される。

214. 原則として、取消しは、国際事務局が取消しをもたらす通信を受領した日から効力が発生する。しかしながら、取消しが代理人によって申請された場合、次の各パラグラフの規定が適用される。 [規則3(6)(b)]

### 代理人の申請を受けた取消し

215. 国際事務局は、代理人から選任の記録の取消しの申請を受領した場合、その旨を出願人又は名義人に直ちに通報する。 [規則3(6)(d)]

216. 取消しの効力発生日は、次の日付のうちの早いものとなる。

- － 国際事務局が新たな代理人を選任する通信を受領した日
- － 国際事務局が代理人から選任の取消しを申請する通信を受領した日から起算して2ヶ月の期間の満了日 [規則3(6)(c)]

217. 取消しの効力が発生するまで、通常は代理人のみに宛てられるすべての通信は、代理人に及び出願人又は名義人に宛てられる。よって、代理人が、その依頼人に通報することなく又はその依頼人の意向に反して、選任の記録の取消しを申請した場合、出願人又は名義人の利益は保護される。

### 取消しの通報

218. 取消しが有効になると、国際事務局は、その取消し及びその効力発生日を、その記録が取り消された代理人に又は出願人若しくは名義人に、及び、代理人の選任が官庁を通じて提出されていた場合、その官庁に、通報する。名義人又は名義人の代理人の申請を受けた取消しは、指定加盟国の官庁にも通報される。国際事務局は、今後のすべての通信を、新たな代理人又は、新たな代理人が記録されていない場合、出願人若しくは名義人に送付する。 [規則3(6)(e)] [規則3(6)(f)]

### 記録手数料の無料

219. 代理人の選任の記録、代理人の詳細の変更又は代理人の選任の記録の取消しについて、国際事務局に納付する手数料は無料である。 [規則36(i)]

## 出願様式

220. 出願人は、国際出願様式に記入する前に、WIPOウェブサイトで公開されている[出願時の詳細な注](#)を読むことが強く推奨される。

221. 国際出願は、公式様式MM2（[MM2提出時の注](#)も参照のこと。）で又はオンラインで公開されている同等の版で、国際事務局に提出されなければならない。[[規則9\(2\)\(a\)](#)]  
[[細則2節](#)]

222. 加盟国官庁によっては、国際出願の申請様式を規定している。これらの様式は公式国際出願様式とは異なる場合があり、出願人は加盟国の法の規定に従いこの様式の使用を容認されるかその使用を求められる。本国官庁に対し容認されている言語が英語、フランス語、スペイン語のいずれでもない場合、本国官庁は、出願人に対し、必要な情報（特に、指定商品及びサービス）を、国際出願の言語（英語、フランス語又はスペイン語）で提供するように求めるか、又は、本国官庁自身で、情報をその言語に翻訳することもできる。

223. 官庁によっては、「マドリッド電子出願（[Madrid e-Filing](#)）」サービス又は独自のオンライン出願ソリューションを提供しているところもある。出願人の本国官庁がどちらも提供していない場合、出願人は、WIPOウェブサイトで公開されている公式様式MM2の電子版である「マドリッド出願支援（[Madrid Application Assistant](#)）」を利用するよう推奨される（[MM2提出時の注](#)も参照のこと）。

224. 公式様式MM2はタイプされたものでなければならず、手書きの様式は受領されない。次の各パラグラフでは、出願を完成させる際の手引きが出願人に提供される。

### 本国官庁の締約（加盟）国

225. 本国官庁の国又は政府間機関の名称は、例えば、「日本」、「欧州連合」等のように記載する。議定書[第9条の4](#)の規定に基づく共通の官庁の場合、例えば、「ベネルクス」のように、各関係加盟国が構成しているとみなされる単一の国の名称を記載する。

226. 本国官庁は1庁のみである。従って、出願人が複数である場合（共同出願人）、出願人はそれぞれ、営業所、住所又は国籍を介して本国官庁の加盟国と必要な接点を有していなければならない。接点の性質（国籍、住所又は営業所）が各出願人とも同一である必要はないが、全員が、国際出願を同一の加盟国の官庁に提出するための資格を有していなければならない。[[規則8\(2\)](#)]

### 出願人の詳細

#### 氏名／名称

227. 出願人が自然人である場合、表示すべき氏名／名称は、姓（又は主たる姓）及び名（又は第二の名）であり、その自然人により慣例として使用されている通りに、また、その慣例として使用されている順序で記載する。出願人が法人である場合、例えば、「株式有限責任会社（Pty Ltd）」や「有限責任会社（LLC）」のように、正式名称を記載しなければならない。出願人の氏名／名称がラテン文字以外の文字である場合、その氏名／名称は、国際出願の言語の音韻に従ったラテン文字への音訳で記載しなければならない。出願人が法人である場合、音訳は、国際出願の言語への翻訳に代えることができる。[[細則12節\(a\)](#)、[\(b\)](#)及び[\(c\)](#)]

## 住所

228. 出願人の郵便の宛先は、迅速な配達のための慣例的要件を充足する方法で記載しなければならない。これに加え、電話番号も記載することができる。

## 電子メールアドレス

229. 出願人は国際出願に電子メールアドレスを記載しなければならない。国際事務局は、代わりとなる通信用電子メールアドレスが記載されている場合又は代理人が選任されている場合を除き、その国際出願及び結果として得られる国際登録に関するすべての通信を、出願人／名義人について記録されている電子メールアドレスにのみ電子手段により送付する。出願人は、提出した電子メールアドレスが常に最新のものであることを確実にしなければならない。[規則9(4)(a)(ii)] [細則12節(d)]

## 通信用の代わりとなる郵便の宛先及び電子メールアドレス

230. 出願人が、国際出願及びその結果として得られる国際登録に関するすべての通信を、出願人について記載されたものと異なる住所及び電子メールアドレスに送付するよう国際事務局に希望する場合に限り、通信用の代わりとなる郵便の宛先及び電子メールアドレスを提出する。出願人が電子メールアドレスを記載することは義務であるため、これはつまり、代わりとなる通信用住所が記載されている場合には電子メールアドレスも記載しなければならないことを意味する。次に国際事務局は、代理人が選任されていない場合、すべての通信についてこの電子メールアドレスを用いる。通信用の住所（電子メールアドレスを含む）の後日の記載や更新は、「コンタクトマドリッド ([Contact Madrid](#))」を利用して国際事務局に提出することができる。出願において代理人が選任されている場合、国際事務局によって出願人又は名義人に送付されることが求められている通信はすべて、その代理人の電子メールアドレスに送付される。

## 電話番号

231. 出願人はまた、電子メールアドレスが記載されていない場合に又は記載されていた電子メールアドレスが不正確である場合に国際事務局が出願人に連絡ができるよう、電話番号を提出することもできる。

## 複数の出願人の連名での出願

232. 出願人が複数である場合、出願人の総数及び筆頭出願人のみの氏名／名称及びあて先を記載する。その他の出願人の氏名／名称（複数を含む）及びあて先については、「複数の出願人に関する連続用紙 ([Continuation Sheet for Several Applicants](#))」にて提出する。複数の出願人の詳細は様式に記載しないこと。

233. 国際出願が、異なる住所を有する2以上の出願人により共同出願されており、代理人の氏名／名称とあて先も通信のためのあて先も記載されていない場合、通信は、国際出願の筆頭に氏名／名称が記載されている出願人の電子メールアドレスに送付される。[細則13節]

## 通信に好ましい言語

234. 国際出願の場合、出願人は、国際事務局からの通信を英語、フランス語、スペイン語のどの言語で受領することを希望するか、（該当欄にチェックを入れることにより）記載することができる。出願人が国際出願が提出された際の言語で通信を受領することを希望する場合、この欄にチェックを入れる必要はない。これは国際事務局から発出された通信のみ適用され、本国官庁から発出され国際事務局によって転送されるだけの通信（暫定的拒絶通報等）は、その官庁から受領した際の言語で送付される点に留意すべきである。[規則6(2)(iv)]

## その他の記載

235. 出願人が自然人である場合、その出願人が国民である国を記載することができる。出願人が法人である場合、法人の性質を、その法人が設立された国（及び、該当する場合、その国の領域）の名称とともに記載することができる。[規則9(4)(b)(i)及び(ii)]

236. このような記載は、議定書でも規則でも求められていないが、これを求める指定加盟国の官庁によって将来提起される可能性のある異議を回避するために、国際出願に盛り込んでよい。

## 出願の資格

237. 出願人は、次の事項のうちの1つを記載することによって、加盟国、すなわち本国官庁に、資格の詳細を提出する必要がある。

- － 加盟国が国である場合、出願人はその国の国民であること
- － 加盟国が機関である場合、出願人が国民である、その機関の加盟国の名称
- － 出願人はその加盟国に住所を有していること
- － 出願人はその加盟国において現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有していること

238. これらの記載のうち1つのみ記載する必要があるが、出願人が希望すればこれより多く記載することができる。[規則9(5)(b)]

239. 本国官庁は、提出された記載の真実性を疑う合理的な理由がある場合、資格の証拠を求めることができる。

240. 出願人が本国官庁の加盟国の領域に営業所又は住所を有していることを記載しているが、出願人の住所がその領域にない場合、出願人は、これに加え、次の例で説明されている通り、その領域にある営業所の所在地又は住所を記載しなければならない。[規則9(5)(c)]

本国官庁の締約国（加盟国）は米国である。

- 出願人は、次の記載の通り、スイスの住所を提出している。

### 1. 当該官庁が本国官庁となる締約国

米国

### 2. 出願人

出願人が複数である場合、出願人の数を記載し、「複数の出願人に関する連続用紙」に記入する。

出願人の数：

(a) 氏名（名称）：

世界知的所有権機関（WIPO）

(b) 住所：

34, chemin des  
Colombettes CH-1211  
Geneva 20 Switzerland

- 出願人は、次の記載の通り、米国の現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所にに基づき、資格を有する。

### 3. 出願の資格

(a) 適切な欄にチェックを入れる。

(i)  項目1に記載した締約国が国である場合、出願人はその国の国民である、若しくは、

(ii)  項目1に記載した締約国が機関である場合、出願人が国民である国の名称、

又は、

(iii)  出願人は項目1に記載した締約国の領域に住所を有している、若しくは、

(iv)  出願人は項目1に記載した締約国の領域に現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有している。

- 出願人は、米国（すなわち、出願人が資格を主張している加盟国の領域）の住所を提出するよう求められる。

**(b)** 項目**2(b)**に記載した出願人の住所が項目**1**に記載した締約国の領域にない場合、次の空欄にその旨を記載する。

- (i) 本項目の paragraph **(a)(iii)** の欄にチェックが入っている場合、その締約国の領域における出願人の住所、又は、
- (ii) 本項目の paragraph **(a)(iv)** の欄にチェックが入っている場合、その締約国の領域における出願人の工業上若しくは商業上の営業所の住所。

WIPO New York  
Office 2 UN Plaza,  
Suite 2525 New York,  
NY 10017  
United States of America

241. 国際出願が2以上の出願人により共同出願されている場合、国際出願を提出する資格に関する要件が、各出願人について充足されていなければならない。この情報は「複数の出願人に関する連続用紙」に記載される。Paragraph **168**、**169**、**232**及び**233**も参照のこと。[[規則8\(2\)](#)]

## 代理人の選任

242. 出願人が国際事務局に対する代理人の選任を希望する場合、代理人の氏名／名称及び住所が様式の所定欄に記載されなければならない。代理人の選任は、代理人の電子メールアドレスが記載されていなければ、記録されない（Paragraph **195**も参照のこと）。[[規則9\(4\)\(a\)\(iii\)](#)] [[細則12節\(d\)](#)]

243. 代理人の氏名／名称がラテン文字で記載されていない場合、その氏名／名称のラテン文字への音訳であって、国際出願の言語の音韻に従ったものが記載されなければならない。出願人が法人である場合、音訳は、国際出願の言語への翻訳に代えることができる。

244. 国際出願における代理人の氏名／名称及び住所（電子メールアドレスを含む）を記載するだけで代理人の選任の効力が発生するため、委任状もその他の書類も国際事務局に送付する必要はない。

245. 国際事務局に対する代理人として選任される者に関して、マドリッド制度では、職業資格、国籍、居所又は住所に関する要件は規定されていない。代理人の選任に関する要件の不遵守を事由として選任が記録されない場合、国際事務局は、すべての通信を、出願人の電子メールアドレス（又は、もしあれば、代わりとなる出願人の通信用電子メールアドレス）に送付する。

246. 国際出願における代理人の選任は、国際事務局に対して行為を行うための権限のみに関与する。指定加盟国の官庁に対して、例えば、官庁が保護の暫定的拒絶を発出した場合等に行う行為を行うために、更に1又は複数の代理人を選任する必要が事後に生じることがある。このような場合の代理人の選任は、関係加盟国の要件に従う。

## 基礎出願又は基礎登録

247. 国際出願は、本国官庁による登録か又は本国官庁に提出した登録出願のいずれかを基礎とすることができる。同様に、複数の出願又は登録（又はそれらの組合せ）を基礎とすることもできる。[2条(1)]

248. 本国官庁に記録された基礎登録には、登録番号及び登録日が添えられなければならない。この日付は、関係官庁を規定する法に基づき、登録日とみなされる日でなければならない。この日付は、必ずしも標章が官庁により登録簿に実際に記録された日とは限らない。例えば、その官庁に適用される法が、標章は出願日の時点で登録されると規定している場合、ここに記載するのはその日である。混乱の回避を目的として、基礎標章が登録されている場合は、登録番号のみを記載する（出願番号は記載しない）。[3条(1)] [規則9(5)(b)]

249. 本国官庁に提出された基礎出願には、出願番号及び出願日が添えられなければならない。[規則9(5)(b)]

250. 複数の基礎登録又は複数の基礎出願があり、すべての番号及び日付が所定の欄に収まらない場合、その日付のうち最も早いものを記載し、残りの日付は連続用紙に記載する。

251. 基礎標章の要件に関する詳細な情報については、パラグラフ155～158を参照のこと。

## 優先権の主張

252. 先の出願の優先権は、[パリ条約](#)第4条の規定に基づき主張することができる。この先の出願は、通常は、基礎出願か又は基礎登録をもたらした出願である。しかしながら、先の出願は次の出願のいずれかであってもよい。[4条(2)]

- － パリ条約の締約国又はパリ条約の締約国ではないものの世界貿易機関（WTO）の加盟国に提出した別の出願<sup>4</sup>
- － パリ同盟の同盟国間で締結された二国間又は多国間条約に基づく、通常の国内出願と同等の出願<sup>5</sup>

253. 出願人は、優先権を主張する場合、出願日及び（可能であれば）出願番号と共に、先の出願を提出した国又は地域の官庁名を記載しなければならない。先の出願の写しについては、国際事務局はこれを求めない。[規則9(4)(a)(iv)]

<sup>4</sup> これは、「知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」の第2条（1）の規定により、世界貿易機関（WTO）の加盟国は、パリ条約第4条の規定を遵守する義務を負っていることに起因する。しかしながら、WTOに加盟していないマドリッド同盟の加盟国は、パリ条約に加盟していないWTO加盟国に提出された出願を基礎とした優先権主張について、その効力を認める義務を負わない。とはいうものの、本国官庁は、こうした優先権主張の送付を拒否してはならない。そうしないと、WTO加盟国である指定国が、優先権主張を認める義務の履行に支障をきたすことになるからである。

<sup>5</sup> これは、パリ条約第4条A(2)の規定に起因する。これに基づき、国際事務局は、欧州連合知的財産庁に出願された欧州連合商標出願を基礎とした優先権主張を記録する。

254. 優先権が、複数の先の出願に基づき主張されており、関連する記載のすべてが所定の欄に収まらない場合、最も早い日付を有するものを様式に記載し、残りのものは連続用紙に記載する。

255. 先の出願が、国際出願様式において後に指定された商品及びサービスのすべてには関連しない場合、出願人は、先の出願が関連している商品及びサービスを記載する。異なる日付を有する複数の先の出願が記載されている場合、それぞれが関連する商品及びサービスを記載する。

256. 国際事務局は、国際登録日より6ヶ月以上前の優先権主張日を見捨て、出願人及び本国官庁にその旨を通報する。従って、こうした日付は国際登録簿に登録されない。しかしながら、[パリ条約第4条\(c\)\(3\)](#)の規定に基づき、優先権主張日から6ヶ月の期間の満了日が、本国官庁の閉庁日であり国際出願の申請が受領できない場合、該当の国際登録にその申請の本国官庁による受領日が付されていれば、この6ヶ月の期間は本国官庁の次の閉庁日まで延長される。同様に、国際登録には国際事務局による国際出願の受領日又はこれ以降の日が付されており、6ヶ月の期間の満了日が国際事務局の閉庁日である場合、その6ヶ月の期間は国際事務局の次の最初の閉庁日まで延長される。（国際登録日については、[パラグラフ380～385](#)を参照のこと）。 [[規則14\(2\)\(i\)](#)]

257. 欠陥又は遅延により、国際登録日が、国際出願の本国官庁による受領日より遅い日となる場合がある。その結果、国際登録日が優先権主張日から6ヶ月以上経過している場合、その優先権主張は見捨てられ、優先権に関するデータについて、国際事務局による記録はなされない。 [[規則14\(2\)\(i\)](#)]

## 標章

258. 標章の表示は、以下の要件に従って提出されなければならない。 [[細則11節の2](#)]

- (i) 標章の視覚的表示は、最大20×20センチメートルを超えてはならず、国際出願様式に含めるか、添付しなければならない。
- (ii) これに代わり、標章の表示を単一のデジタルファイル（商標の情報及び書面に関するWIPO基準に準拠したもの）として国際出願に添付して提出することもできる：
  - 視覚的表示は、2012年5月4日に採択された[WIPO標準ST.67](#)「商標の図形的要素の電子的管理に関する勧告」に従い、JPEG、PNG又はTIFF形式で提出することができる。
  - 音記録は、2016年3月24日に採択された[WIPO標準ST.68](#)「音響標章の電子的管理に関する勧告」に従い、サイズが5MBを超えないMP3又はWAV形式で提出することができる。
  - 動き又はマルチメディア記録は、2020年12月4日に採択された[WIPO標準ST.69](#)「動き及びマルチメディア標章の電子的管理に関する勧告」に従い、AVC/H.264又はMPEG 2/H.262コーデックを使用し、サイズが20MBを超えないMP4形式で提出することができる。

259. 2023年2月1日付の規則の修正及び実施細則の変更により、名義人は、音、動き又はマルチメディア記録によって表される標章について国際登録を受けることができるようになった。しかしながら、出願人は、指定加盟国の官庁が、国際登録に表示されている標章が保護され得るかどうかを判断するために、関連する国内法規定に従って引き続き標章の審査を行うことに留意する必要がある。例えば、標章の図形的表示を引き続き要求する加盟国の官

庁は、MP3形式の音記録によって表された標章に保護を与えない可能性がある。

260. マドリッド制度の加盟国において保護の対象となる標章の種類に関する詳細、その他の要件、標章の受領可能な表示形式に関する情報は、オンラインツール「[マドリッド加盟国プロファイル](#)」で閲覧することができる。

標章の表示は、記録、公開及び通報のため、十分に明確でなければならない。これに当てはまらない場合、国際事務局はその国際出願を欠陥として処理する。

261. 本国官庁が、国際事務局に対し、標章の表示を、例えばJPEGといった電子形式で送信する場合、その画像が[公報](#)に掲載される。

### 特別な種類の標章（立体標章、音響標章、団体標章、証明標章又は保証標章）

262. 標章が、立体標章、音響標章、団体標章、証明標章、保証標章である場合、次の説明の通り、この旨を該当欄にチェックを入れることにより記載する。こうした記載は、基礎標章において示されている場合にのみ、行うことができる。[[規則9\(4\)\(a\)\(viii\)~\(x\)](#)]

(d) 該当する場合、次の関連する欄にチェックを入れること。

- 立体標章
- 音響標章
- 団体標章、証明標章又は保証標章

263. 団体標章、証明標章又は保証標章の場合、標章の使用について定められている規定の書類は、国際出願の一環としては求められていないため、国際出願に添付して国際事務局に送付してはならない。しかしながら、指定加盟国は、こうした書類を提出するよう求めることができる。出願人は、こうした加盟国による暫定的拒絶を回避するために、国際登録証明書の受領後直ちに、必要書類をその加盟国官庁に直接送付したいと考えることがあるかもしれない。しかしながら、その前に、出願人は、例えば、現地代理人が必要かどうか、規定書類を（国際出願の言語ではなく）現地の言語で作成すべきかどうか等、規定書類の提出に関する特定の要件の有無を確認すべきである。

264. 出願の標章を表示する場合、この標章は、基礎標章に記載した標章の表示と厳密に一致しているものとする。基礎標章に記載の表示が、例えば、立体標章の斜視図や、音響標章の従来の楽譜での又は言葉による記述での表示等から構成される場合、その旨を様式に記載する。その標章のこうした表示を補足する記述はすべて、様式の後述の記載欄に記載する（パラグラフ277~280を参照のこと）。こうした標章の画像以外の表示（立体標章の見本、音響標章の録音等）は、同封してはならない。

### 色彩付き標章（基礎標章が白黒）

265. 2023年2月1日より、出願人が、国際標章の識別性ある特徴として色彩を主張しているものの、基礎標章の表示は白黒である場合（本国官庁が登録又は公報を色彩付きで提供していないため等）、出願人が標章の追加の表示を提出する必要はなくなった。その代わりに、出願人は国際出願において標章の表示を1つだけ提出しなければならない、その表示は色彩でなければならない（色彩を主張している場合）。 [3条(3)] [規則9(4)(a)(vii)]

### 標章が色彩又は色彩の組み合わせのみからなる場合

266. 基礎標章が色彩又は色彩の組み合わせのみからなり、図形的要素がない場合、次の説明の通り、その旨が記載される。これは、指定加盟国は、こうした標章（色彩付き標章そのもの）が国内法で認められていないことを理由に保護を拒否することができるという点を害するものではない。 [規則9(4)(a)(vii)bis]



(d)  本標章は色彩又は色彩の組み合わせのみからなり、図形的要素はない。

### 標準文字

267. 出願人は、希望により、その標章は、標準文字で表示された標章とみなすべきであることを、次の説明の通り、記載することができる。

# ROMARIN

(c)  出願人は、本標章は標準文字で表示された標章とみなすべきであることを宣言する。

268. 標準文字で表示された標章は、国によっては、「図形的」標章とは反対に、「文字標章」として知られている。この宣言は、指定加盟国の官庁又は裁判所に対し法的効力を有さず、こうした官庁又は裁判所は、その宣言が自国の領域でどのような効力を有するか（もしあれば）を自由に判断することができ、特に、その加盟国で使用されている言語（複数を含む）では標準的でないアクセント等の要素が商標に含まれている場合、その標章は標準文字ではないとみなすことができる。 [規則9(4)(a)(vi)]

269. 標章に特殊文字又は図形的要素が含まれている場合、標準文字の宣言は記載してはならない。国際事務局は標準文字の宣言を問題にしない。しかしながら、指定加盟国の官庁がその標章は標準文字で表示されていないとみなした場合、例えば、国際登録が2つの標章（標準文字で表示されたものと特殊文字で表示されたもの）を対象としていることを事由として又はこれが単純に何に対して保護を求めているのか判然としないことを事由として、その官庁が暫定的拒絶を发出できる点について、出願人は留意すべきである。

## 色彩に係る主張

270. 色彩が基礎標章における識別性ある特徴として主張されている場合、こうした主張は、該当欄にチェックを入れることにより国際出願に反映されるべきであり、色彩又は色の組み合わせは、次の説明の通り、文字で表示されなければならない。

### 8. 色彩に係る主張

- (a)  出願人は本標章の識別性ある特徴として色彩を主張する。  
主張する色彩又は色彩の組み合わせ：

青色 パントーン 2728 C

- (b) 色彩付き標章の主要部分の色彩毎の表示（特定の指定締約国により要求される場合）：

文字はすべて青色である。

271. 色彩は、基礎標章においてはこれに相当する主張がない場合であっても、又は基礎標章の表示が色彩でない場合であっても、これを国際出願において主張することができる。しかしながら、基礎標章にこのような主張がない場合、基礎標章は、（本国官庁による証明を受けた通りの）国際出願において主張される色彩又は色彩の組み合わせにおいて保護されるか、又は保護が意図されなければならない。最後に、出願人は、色彩を主張する場合、主張する色彩のそれぞれについて、その色彩で表示される標章の主要部分について文字による表示（「緑の葉にとまっている赤い鳥」等）を更に記載することができる。

[3条(3)] [規則9(4)(a)(vii)] [規則9(4)(b)(iv)]

## その他の表示

272. 一度記録されたその他の表示を国際登録簿において変更したり削除したりすることはできない点に留意することが重要である。つまり、こうした表示は国際登録の存続期間中は国際登録簿において維持される。表示には、必須の表示と任意の表示がある。

## 標章の音訳（必須）

273. 標章がラテン文字以外の文字で又はアラビア数字、ローマ数字以外の数字で表示されているものからなるか又はそれを含む場合、次の説明の通り、ラテン文字又はアラビア数字への音訳が記載されなければならない。

標章：**ロマリン**

### 9. その他の表示

- (a)  標章の音訳（本標章がラテン文字以外の文字で又はアラビア数字、ローマ数字以外の数字で表示されているものからなるか又はそれを含む場合、この情報は必須である。）

Romarin

274. ラテン文字への音訳は、国際出願の言語の音韻に従ったものでなければならない。  
[規則9(4)(a)(xii)]

## 標章の翻訳（任意）

275. 標章が、翻訳可能な言語からなるか又はこれを含む場合、次の説明の通り、この翻訳を記載できる。この翻訳は、国際出願の言語にかかわらず、英語及び／又はフランス語及び／又はスペイン語にすることができる。翻訳の記載は任意である。しかしながら、出願人は、これにより、翻訳を求める指定加盟国の官庁が発出する暫定的拒絶を回避することができる。国際事務局は標章の翻訳の正確さはチェックせず、翻訳が無いことを指摘することも、国際事務局の翻訳を提示することもない。 [規則9(4)(b)(iii)] [規則6(4)(b)]

標章：ROMARIN

- (b) 本標章の翻訳（特定の指定締約国により要求される場合。この項目で翻訳を表示する場合、項目(c)の欄にチェックを入れないこと。）

(i) 英語訳：  
Rosemary

(ii) フランス語  
訳：

(iii) スペイン語  
訳：  
Romero

## 意味を有さない標章（任意）

276. 出願人が、標章に表示されている文字又は複数の文字は（それが造語である等で）翻訳できないと考える場合、次の説明の通り、該当欄にチェックを入れることにより、これを記載することができる。この目的は、翻訳を求める指定加盟国による暫定的拒絶の発出を回避することや、翻訳不可能であることを確認することにある。

- (c)  本標章に含まれる文字は意味を有さない。（よって翻訳できない。項目(b)で翻訳を記載した場合、この欄にチェックを入れないこと。）

## 標章の説明

277. 基礎標章には標章の説明が含まれている場合、本国官庁により求められれば、同一の説明を、次の説明の通り、該当欄に記載することができる。

- (e) 本標章の説明（米国等、特定の指定締約国により要求される場合）
- (i) 該当する場合、基礎出願又は基礎登録に記載されている標章の説明（本国官庁が、本様式の項目13(a)(ii)の目的において、この説明を国際出願に記載するよう要求する場合にのみ、この項目を使用すること。）

本標章は、オレンジ色の正方形の中央に配した茶色のコーヒー豆からなる。

278. こうした説明では、例えば、ホログラム標章等、様式に記載された種類又はカテゴリに含まれない種類の標章であることを示すこともできるが（パラグラフ262を参照のこと。）、表示が基礎標章にある場合に限る。基礎標章における説明が国際出願の言語以外の言語である場合、この項目の説明は、国際出願の言語で記載されなければならない。

[規則9(4)(a)(xi)] [規則9(4)(b)(vi)]

279. 出願人は、基礎標章に含まれていない説明を又は基礎標章の標章と異なる説明を、国際出願に記載することができる（標章の「自発的な説明」）。これにより出願人は、一部の加盟国の要件（標章の説明を非標準文字で記載するよう求める国等）の充足に必要な説明又は不要な暫定的拒絶の回避に必要な説明を記載することができる。この説明は全体として国際登録に適用される点、すなわち、将来追加される加盟国（事後指定される国）を含む、すべての指定加盟国に適用される点に留意することが重要である。指定加盟国の官庁は、この説明を認めるか、無視するか又は暫定的拒絶を通じて明確化を求めるかのいずれかを選択することができる。

280. 各官庁は、名義人に対し、国際登録簿に記録されている国際登録の説明を削除又は修正するよう求めることはできない。しかしながら、これは、官庁が説明の明確化を求めるか又は説明の追加を求めるために、暫定的拒絶を発出することを妨げない。次に官庁は、国内登録簿に説明を追加するか又はその国内登録簿の国際登録に記載の説明と異なる説明を記載することができる。よって、出願人が、特定の加盟国に対してのみ説明を記載したいと考えた場合、費用の懸念がないのであれば、その出願人は、国際出願のこの欄を空白にし、暫定的拒絶が発出された場合に、関係指定加盟国の官庁とこの問題について直接取り組むことができる。

### 標章の言語要素（任意）

281. 国際事務局は、標章の本質的な言語要素と考えられるものを、その表示から取り込む。これは[マドリッドモニターデータベース](#)に収録され、結果として得られる国際登録の同一性を確認するための通報や通信で使用される。しかしながら、標章が特殊文字や高度に様式化されている場合、文字や言葉が国際事務局により誤って解釈されるおそれがある。さらに、標章がかなりの言語的事項を含む場合（標章が1つのラベルから成る場合等）、取り込むべきものがはっきりしない場合がある。そのため、出願人は、以下の例に示すように、標章の本質的な言語的要素であると考えられるものの記載を希望することができる。

### 標章の言語要素の例

標章の表示は次の通りである。



言語要素の記載は次の通りである。

(f) 標章の言語要素（該当する場合）：

Romarin

282. 官庁によっては、言語要素が「彼らの目」から見て標章を正確に反映していない場合、問題を提起することがある。しかしながら、こうした表示は情報提供のみを目的とするものであり、いかなる法的効力も意図されていない。この表示は、出願人がその標章は標準文字で表示された標章とみなすべきであることを宣言している場合、記載してはならない。

### 権利放棄（任意）

283. 出願人が標章のいずれかの要素について保護の放棄を希望する場合、次の例で説明される通り、その1又は複数の要素を記載する。

(g) 出願人は、標章の次の要素について保護の放棄を希望する。

出願人は、用語「CAFÉ（カフェ）」の使用に関する独占的権利を放棄する。

284. この目的は、こうした権利放棄を国際登録簿に記録するよう求めることができる指定加盟国が暫定的拒絶を発出するのを回避することにある。しかしながら、権利放棄が国際出願に記載される場合、これは国際登録全体に関することであり、すなわち、将来追加される（事後指定される）指定加盟国を含むすべての指定加盟国に適用されることになる。よって、出願人は、これに代わり、様式のこの欄を空白にし、暫定的拒絶が発出された場合に、関係指定加盟国の官庁とこの問題について直接取り組むことができる。 [[規則 9\(4\)\(b\)\(v\)](#)]

285. 各官庁は、名義人に対し、国際登録簿に記録されている国際登録の権利放棄を削除又は修正するよう求めることはできない。しかしながら、これは、官庁が権利放棄の明確化を求めるか又は権利放棄の追加を求めるために、暫定的拒絶を发出することを妨げない。次に官庁は、国内登録簿に権利放棄を追加する（又は国際登録に記載の権利放棄と異なる権利放棄を記載する）ことができる。出願人は、[マドリッド加盟国プロファイル](#)データベースを利用して、様々な加盟国での権利放棄の実務に関する有益な情報を閲覧することができる。

286. 相当する権利放棄が基礎標章に記載されているか否かは問題とならない。基礎標章に権利放棄が記載されていても、その権利放棄の国際出願への記載は必須ではない。国際事務局によって標章が登録されてしまうと、権利放棄を国際登録簿に記載することはできない。

## 商品及びサービス

287. 出願人は、国際登録の標章の保護を希望する、商品及びサービスの名称を記載しなければならない。こうした名称は、[ニース分類](#)の適切な類に区分けされなければならない。商品及びサービスの各区分の前には類番号を付し、包含される類の順で指定されなければならない。商品及びサービスは、正確な用語で、好ましくはニース分類の「アルファベット順一覧表」に表示されている用語を使用して、記載されなければならない。必要な場合、連続用紙を使用し、該当欄にチェックを入れる。[規則9(4)(a)(xiii)]

288. 国際出願に記載の商品及びサービスの指定（メインリスト）は、基礎標章に記載の商品及びサービスの範囲に該当しなければならない。つまりこれは、国際出願での指定は限定することができるが、範囲を広げたり、異なる商品及びサービスを包含したりすることはできないことを意味する。国際出願で使用された用語は、基礎登録又は基礎出願で使用された用語と全く同じ用語である必要はないが、同等でなければならない（パラグラフ959～964を参照のこと）。

289. 出願人は、基礎標章により包含されている商品及びサービスのすべてを国際出願に記載することで利益を得られる。というのも、すべて指定することで、事後指定に対する保護の可能性という点で将来的に柔軟性が高まり、出願人が将来新たに出願する手間が省けるからである。例えば、基礎標章は第25類と第32類に包含されているが、国際出願は第25類に包含され、オーストラリア、カナダ及びニュージーランドが指定されている場合等が挙げられる。ここでは、国際出願時に、将来的にオーストラリアでの事業を第32類の商品に拡大する計画が検討されていたが、国際登録では第32類が記載されなかった。この場合、先の国際出願のメインリストに第32類が含まれていなかったため、新たに別の国際出願を（先の国際出願と同じ基礎標章を基礎として）提出する必要がある。結果論で言えば、出願人は、国際出願の際に、メインリストに第25類と第32類を記載し、第25類をオーストラリア、カナダ及びニュージーランドに限定することを申請してから、オーストラリアを事後指定して第32類を追加し、最終的に、将来維持すべき国際登録を2件ではなく、1件だけにできたはずである。

290. 指定商品及びサービスの指定は、すべての指定加盟国について同一である必要はない。メインリストの範囲内であれば、異なる指定加盟国について異なる類又は異なる商品及びサービスを記載することは可能である。こうした指定商品及びサービスの調整は、特定の加盟国について商品及びサービスの指定を限定することで行うことができる（パラグラフ296～300を参照のこと）。

291. 本国官庁は、指定商品及びサービスのすべてが基礎標章に記載の指定商品及びサービスに包含されているか確認し、求められる宣言（[規則9\(5\)\(d\)](#)で規定されている）を本国官庁が行うことができるようにしなければならない（証明手続きに関する詳細な情報については、[パラグラフ959～966](#)を参照のこと）。本国官庁はまた、国際事務局により欠陥が提起されるのを回避するため、出願人が商品及びサービスの分類及び区分けが正確であるか確認できるよう、出願人を支援する（[パラグラフ345～360](#)を参照のこと）。 [[規則9\(5\)\(d\)](#)]

292. 国際事務局は、基礎標章に記載の商品及びサービスに適用されたニース分類の版に関係なく、国際出願の提出時に効力のあったニース分類の対応する版を適用する。国際事務局が国際出願を受領した日が、本国官庁の受領日から2ヶ月以上経過しており、新しい版が発効している場合、国際事務局は新しい版を適用する。

293. 国際事務局は類見出しを容認しているが、加盟国によっては容認していない場合もある。こうした加盟国の官庁による暫定的拒絶の可能性を回避するため、類見出しの記載を使用するのではなく、特定の商品及びサービスを指定することが推奨される。

294. 例えば、「X類のすべての商品」や、「この類の他のすべてのサービス」といった表現の使用は、国際事務局により承諾されない。従って、関連の商品及びサービスが記載されなければならない。分類に関する詳細な手引きや情報については、WIPOウェブサイトで公開されている「マドリッド制度に基づく国際出願における商品およびサービスの分類に関する審査ガイドライン（[Examination Guidelines Concerning the Classification of Goods and Services in International Applications Under the Madrid System](#)）」及び[マドリッド商品・サービスマネージャー](#)を参照のこと。

295. 指定商品及びサービスを、場合により、英語、フランス語又はスペイン語に翻訳したものを国際出願に添付することができる。国際事務局はこのような翻訳を正確なものとして受領する義務はないが（[パラグラフ391](#)及び[392](#)を参照のこと。）、こうした翻訳は、国際事務局が、翻訳が出願人の意図を反映していることを確認する上で、特に、基礎標章での特定が英語、フランス語又はスペイン語以外の言語で記載されている場合に、国際事務局の役に立つ。 [[規則6\(4\)\(a\)](#)]

## 商品及びサービスの限定

296. 国際出願には、1又は複数の指定加盟国について、指定商品及びサービスの限定を記載することができる。

297. 出願人が特定の加盟国について商品及びサービスを限定したいと考えるのには多くの理由がある。一般的に、限定は、納付手数料の減額、暫定的拒絶の可能性の予防及び／又は訴訟の可能性の回避を目的として利用することができる。限定はまた、出願人が第三者と締結した契約を遵守したり、第三者との紛争を回避したりするのにも役立つ。

298. この限定は、指定加盟国が変われば変わり得る。基礎標章が第32類「ビール：ミネラルウォーター、炭酸水及びその他のアルコールを含有しない飲料」を指定している場合、国際出願では、例えば、一部の指定国については第32類「ビール、ミネラルウォーター、炭酸水及びその他のアルコールを含有しない飲料」を記載し、他の指定国（アルコール飲料が認められない国等）については、次の説明の通り、「炭酸水及びその他のアルコールを含有しない飲料」を記載することができる。

**10. 商品及びサービス**

(a) 国際登録を受けようとする商品及びサービスを以下に記載する。

類： 商品及びサービス

第32類	ビール、ミネラルウォーター、炭酸水及びその他のアルコールを含有しない飲料
------	--------------------------------------

(b)  出願人は、1又は複数の指定締約国について、商品及びサービスの指定を次のように限定することを希望する。

締約国： この締約国において保護を求める商品及びサービスの類（複数可）又は指定は次の通りである。

米国	ミネラルウォーター及び炭酸水
欧州連合	ミネラルウォーター、炭酸水及びその他のアルコールを含有しない飲料
スイス	ビール

299. 個別手数料の納付が必要な指定加盟国に関する商品及びサービスの限定は、その手数料の額を算出する際に考慮の対象となる。対照的に、限定は、納付する追加手数料の数には影響を与えない。限定がすべての指定加盟国について行われた場合であっても、その出願の指定商品及びサービスはやはり国際登録に記載され、事後指定の対象とすることができる。 [[規則9\(4\)\(a\)\(xiii\)](#)]

300. 出願人は、限定を申請する際、関係指定加盟国での標章の保護を求めるすべての商品及びサービスを明確に記載しなければならない。出願人が特定の類の商品及びサービスを記載しただけである場合、国際事務局は、限定が申請された加盟国においてのみ保護が求められており、メインリストに記載された他の分類については保護が求められていないとみなす。

## 指定締約国

301. 出願人は、指定を希望し、標章の保護を求める領域を、該当欄にチェックを入れて記載しなければならない。 [[規則9\(4\)\(a\)\(xv\)](#)]

302. 本国官庁の加盟国を指定することはできない（「自己指定」の禁止）。 [[3条の2](#)]

303. 出願人が指定できるのは、議定書に加盟している国又は政府間機関のみである。出願人が議定書がまだ発効していない国を指定した場合、本国官庁はその指定を削除し、その旨を出願人に通報することができる。

304. 国際出願又は事後指定において、それ自体は加盟国ではない特定の領域について、関係加盟国が議定書の適用をその特定の領域に拡大している場合、その領域を指定することができる。これには、ボネール島、セント・ユースタティウス島及びサバ（BES島）、キュラソー、セント・マルテン（オランダ領）が該当する。これらの領域は加盟国ではないが、ここでいう関係加盟国とはオランダである。同様に、ガーンジー代官管轄区も加盟国ではないが、英国が議定書の適用をガーンジー代官管轄区にまで拡大したため、この管轄区を指定することができる（2021年1月1日現在）。これらの領域は加盟国ではないものの、締約国であるものとして官庁の役割を果たす。

## 特定の加盟国に適用される特定の要件

305. 特定の加盟国に適用される特定の要件は多い。こうした要件は、定期的に更新されるWIPOウェブサイトで公開されている様式に付された様々な脚注に記載されている（[様式MM2](#)及び[https://www.wipo.int/madrid/en/docs/notes\\_for\\_filing\\_mm\\_forms.pdf](https://www.wipo.int/madrid/en/docs/notes_for_filing_mm_forms.pdf)MM2提出時の注）。しかしながら、国際出願が欧州連合又は米国の指定を含む場合、出願時に次の情報を提出する必要があることに留意する。

## 第二言語の記載（欧州連合）

306. 国際出願において欧州連合が指定されている場合、出願人は、欧州連合知的財産庁（EUIPO）の5つの公用語である、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語及びスペイン語の中から1つの言語を選択しなければならない。第二言語は、国際出願の言語と異なる言語でなければならない。事後指定での欧州連合の指定については、パラグラフ490～493を参照のこと。 [[規則9\(5\)\(g\)\(ii\)](#)]

307. この第二言語は、第三者がEUIPOに対して異議申し立てや取消しの申し立てを提出する際の言語としてのみ供される。

308. 第二言語の記載が欠落している又は不正確であった場合、国際事務局はやはり国際登録又は事後指定を記録し、EUIPOに通報する。しかしながら、これを事由とした暫定的拒絶は、EUIPOにより通報され、名義人がEUIPOに対し直接解消する必要がある。

### 優先順位の主張（欧州連合加盟国における先の権利）

309. 優先順位は、欧州連合（EU）の商標制度の特徴であり、EUの法により規定されている。これは、EU商標の名義人及びEUを指定した国際商標の名義人に適用される。

310. 国際出願（又は国際登録での事後指定）においてEUを指定した出願人（又は名義人）は、いくつかの要件（名義人、標章、商品及びサービスは同一でなければならない等）が充足されている場合に限り、EU加盟国で保護されている既存の国内商標登録又は国際登録の優先順位（先の権利）を主張することができる。有効な優先順位の主張とは、関係加盟国における先の権利が、その特定の国における名義人の商標権に不利益を生じることなく、失効することが認められることを意味する。原則として、優先順位概念は、マドリッド制度における「代替」の概念に基づく。優先順位主張の詳細は、関係国際登録に関する[公報](#)で公開される。[規則9(5)(g)(i)]

311. 議定書に基づくEUの指定に関して優先順位主張を希望する出願人は、国際出願様式MM2に添付する別の公式様式（MM17）への次の各要素の記載が求められる（MM2提出時の注及びMM17提出時の注も参照のこと）。

- 先の標章が登録されている各加盟国
- 該当の登録が有効となった日
- 該当の国際登録番号
- 先の標章が登録されている商品及びサービス

### 標章の使用意思の宣言

312. 指定加盟国は別途様式（MM18。MM18提出時の注も参照のこと。）による標章の使用意思の宣言を要求しているとの旨を、その指定加盟国が第7規則(2)に基づきWIPO事務局長に通報した場合、その宣言は、国際出願（MM2。MM2提出時の注も参照のこと。）に添付する。この宣言の言語又は署名に関するその加盟国の追加的要件があれば、これも遵守されなければならない。特に、加盟国は、こうした宣言には出願人による署名が必要である旨を求めることができる。[規則7(2)] [規則9(5)(f)] [細則2節]

313. 従って、国際出願において米国が指定された場合、様式MM18を作成し添付しなければならない。

314. 様式MM18が欠落しているか又はこれに瑕疵がある場合であって、この欠陥が本国官庁が国際出願を受領した日から起算して2ヶ月の期間内に是正されない場合、米国の指定は無視される。しかしながら、国際事務局は、他の加盟国が記載されている場合、国際登録を進め、記録する（パラグラフ373及び374を参照のこと）。

315. ある加盟国が、[第7規則\(2\)](#)に基づき標章の使用意思の宣言を求めるものの、それを別途様式で提出することを求めている場合、特別な行為は不要である。というのも、国際出願の様式の記述に、「出願人は、この加盟国を指定することにより、次の通り宣言する。すなわち、本標章は、この国際出願により包含されている商品及びサービスについて、その加盟国において出願人により使用される又はその同意を得て使用されるという旨について、出願人はその意思を有していることを宣言する」との記載があるためである。

316. ブラジルを指定することにより、出願人は、「出願人又はその出願人が管理する企業は、ブラジルが指定されている商品及びサービスに係る事業を効果的かつ合法的に行い、また、この国際出願の対象である標章の国際登録に関し、議定書では対象にならないものの、ブラジルで行われる司法手続きにおいて発出される召喚状等の通報を、郵送で受領することに同意する」との旨を宣言する。

## 出願人及び／又はその代理人の署名

317. 本国官庁は、出願人又は出願人の代理人に対し、国際出願に署名するよう求めるか又はこれを認めることができる。国際事務局は、こうした署名の欠如を問題にしない。  
[[規則9\(2\)\(b\)](#)]

318. 出願人又は代理人による署名は、手書き、印刷、タイプ又はスタンプでもよい。  
[[細則7節](#)] [[細則11節\(a\)\(ii\)](#)]

## 本国官庁による国際出願の証明及び署名

319. 本国官庁は、国際出願に署名しなければならず、また、本国官庁が国際出願を受領した（又は受領したとみなされる）日を証明しなければならない。この日付は、原則として国際登録日となるため、重要である（[パラグラフ380](#)及び[381](#)を参照のこと）。

320. 本国官庁は、国際出願の記載事項が基礎標章の記載事項と一致していることを証明しなければならない。すなわち、出願人が同一であること、標章が同一であること並びに国際出願に記載の商品及びサービスが基礎標章に記載の指定商品及びサービスに包含されていることを証明しなければならない。証明手続きの詳細については、[パラグラフ939](#)～[942](#)を参照のこと。  
[[規則9\(2\)\(b\)](#)] [[規則9\(5\)\(d\)\(i\)](#)]

## 料金計算表

321. 次のパラグラフは、国際事務局への手数料納付に関する[パラグラフ74](#)～[90](#)に記載の一般的注意事項と合わせて読まれるべきである。

322. 出願人は、公式様式に盛り込まれている手数料計算表に、次のいずれかの事項を記載しなければならない。  
[[規則9\(4\)\(a\)\(xiv\)](#)]

- 国際事務局に開設された口座（当座口座）から必要額を引き落とすための権限付与及びこの指示をする者の特定
- 納付手数料の額、納付方法及び納付者の特定

## 適用される手数料

323. 国際出願について納付される手数料は、基本手数料（白黒の標章は653スイスフラン、色彩付き標章は903スイスフラン）と、指定加盟国毎の付加手数料（100スイスフラン）及び商品及びサービス区分の数が3を超えた1区分毎の追加手数料（100スイスフラン）（「標準手数料」と呼ぶ）又は個別手数料（関係加盟国の宣言によるもの）のいずれかから成る。

### 付加手数料及び追加手数料（「標準手数料」）

324. 付加手数料（指定加盟国毎に100スイスフラン）及び追加手数料（商品及びサービス区分の数が3を超えた1区分毎に100スイスフラン）は固定額であり、「標準手数料」と呼ばれることが多い。これは、指定加盟国が個別手数料を宣言していない場合に適用される。

### 個別手数料

325. 加盟国によっては、追加手数料や付加手数料ではなく、個別手数料を受領することを宣言した国がある。この場合、出願人は標準手数料ではなく、個別手数料を納付する。[\[8条\(7\)\]](#)

326. しかしながら、指定加盟国が協定及び議定書の双方の締約国であり、本国官庁の加盟国も協定及び議定書の双方の締約国である場合、個別手数料ではなく標準手数料を納付する（パラグラフ100、101及び324を参照のこと）。[\[9条の6\(1\)\(b\)\]](#)

### 個別手数料の二段階納付

327. 個別手数料を求める加盟国は、手数料を二段階に分けて納付するよう求めることもできる。第一段階部分は国際出願時に納付し、第二段階部分は関係加盟国の法に従って決定される後日に納付する。実際には、第二段階部分は、その標章は保護するのに適格であると関係官庁が認定した際に納付する。言い換えれば、個別手数料の第二段階部分の納付は、国内出願の場合の登録手数料の納付に類似している。国際出願を提出する段階で、この求めの唯一の実際的効果は、納付額が個別手数料の第一段階部分に相当する額で済むということである。名義人は、手数料の第二段階部分の納付期日が来ると国際事務局による通報を受ける。名義人が、個別手数料の第二段階部分を国際事務局による通報に記載の期間内に納付しない場合、国際事務局は、関係加盟国について国際登録簿の国際登録を取消し、名義人及びその加盟国にその旨を通報する。[\[規則34\(3\)\]](#)

328. 名義人が個別手数料の第二段階部分の納付期間を遵守しなかった場合、名義人は処理の継続を申請することができる。処理の継続の申請は、遵守できなかった期間の満了後2ヶ月以内に公式様式MM20で国際事務局に提出されなければならない（[MM20提出時の注](#)も参照のこと）。申請と共に、手数料の不足額及び処理の継続に関する手数料が納付されなければならない。処理の継続の救済措置に関する詳細については、パラグラフ65～69を参照のこと。[\[規則5の2\]](#) [\[細則2節\]](#)

## 手数料の額

329. 要約すると、国際出願に関連する納付手数料は次のようになる。
- － 基本手数料（白黒の標章は653スイスフラン、色彩付きの標章は903スイスフラン）
  - － 関連する宣言（パラグラフ325及び326を参照のこと。）を行った加盟国の指定毎の個別手数料（但し、その指定加盟国が協定にも拘束される国である場合及び本国官庁が協定にも拘束される国の官庁である場合を除く（このような指定には付加手数料を納付する）。）
  - － 個別手数料の納付を求めない指定加盟国毎の付加手数料（100スイスフラン）
  - － 商品及びサービス区分の数が3を超えた1区分毎の追加手数料（100スイスフラン）（指定されたすべての加盟国が個別手数料の納付を求める加盟国である場合、追加手数料は不要である。）
330. 基本手数料、付加手数料及び追加手数料の各額は、[手数料表](#)に記載されている。現行の[個別手数料](#)の額はWIPOウェブサイトで公開されている。同じくWIPOウェブサイトで公開されている「手数料計算システム（[Fee Calculator](#)）」では、本国官庁、加盟国の指定及び商品及びサービスの区分数を考慮して手数料を見積もることができる。

## 後発開発途上国（LDC）の出願人に対する手数料の減額

331. 後発開発途上国（国際連合により作成された一覧による）に現実かつ真正な工業上又は商業上の営業所又は住所を持つか又は後発開発途上国の国民である出願人であって、このような国の、本国官庁である知財官庁を通じて国際出願を提出する出願人は、基本手数料の90パーセントの減額を受けることができる（つまり基本手数料の額の10パーセントのみ納付する必要がある）。これは[手数料表](#)に反映されており、WIPOウェブサイトで公開されている[手数料計算システム](#)に導入されている。しかしながら、出願人は指定加盟国毎に手数料を納付する必要がある場合がある。
332. [後発開発途上国の一覧](#)は国際連合により定期的に維持及び更新されており、[国際連合ウェブサイト](#)で調べることができる。

## 出願手数料の納付方法

333. [出願手数料](#)は次のいずれかの方法で納付することができる。
- － [WIPO当座口座](#)からの必要額の引き落とし、若しくは、
  - － WIPOに既に送金された資金からの所定の手数料の額の引き落とし
  - － 所定の手数料のWIPOの郵便口座（欧州域内のみ）若しくは銀行口座への送金
  - － クレジットカード（本国官庁が[マドリッド電子出願](#)を提供している（若しくは独自のオンラインソリューションを提供している若しくは出願人が[マドリッド出願支援（MAA）](#)を使用した）又は出願後に手数料の納付に関する欠陥通報を受けた）場合のみ。）

### 国際事務局に開設されている当座口座からの引き落とし

334. 納付が、[国際事務局に開設された口座](#)の必要額の引落としによる場合、手数料計算表の該当欄にチェックを入れる。更に、口座の名義人、口座番号及び引落とし指示を出す当事者を記載する。この納付方法が使用される場合、引落とし額を記載する必要はない。この方法で納付することの利点の一つとして、出願人又は代理人が算出した手数料が不正確であった場合に欠陥が発生するリスクを回避することができる点が挙げられる。

### その他の納付方法

335. 出願人が必要手数料の当座口座からの引き落とし指示を出していない場合、納付総額を手数料計算表の該当欄に記載しなければならない。これに加え、合計額が誤っている場合に国際事務局が誤りを特定できるように、手数料額の内訳を、好ましくは、指定国数、区分数及び個別手数料の詳細を、空欄に記載しなければならない。[WIPOウェブサイト](#)で公開されているオンライン形式の[手数料計算システム](#)を利用すれば、必要手数料の見積もりに役立つ。

336. 国際事務局により資金が予め受領され承認されている場合、受領番号（国際事務局が送金を承認した際に発行されたもの）と、納付者の識別を明確に記載する。

337. 手数料が[WIPOの銀行口座又は郵便口座](#)に送金される場合、各該当欄にチェックを入れ、次の情報を記載する。

- 納付者の氏名／名称及び完全な住所
- [手続きコード](#)：（国際出願の場合は所定コード（EN）を記入する。）
- 標章又は標章の言語要素（もしあれば）
- 出願人の氏名／名称（納付者の氏名／名称と異なる場合）

338. 納付者の記載は重要である。というのも、国際事務局が納付額が不十分であると判断した場合に通報を受けるのは納付者だからであり、また、出願が放棄されたとみなされた場合、そうみなされなかった場合又は取り下げられた場合に、納付者に返金されるためである。

339. 手数料が本国官庁を通じて納付されない場合、本国官庁は、国際登録は国際事務局により必要手数料が受領されるまで記録されないということを、出願人に注意喚起することができる。国際事務局への手数料の納付は出願人の責任であり、本国官庁は、手数料が納付されたことを確認する義務はない。

### クレジットカードでの納付

340. 本国官庁が[マドリッド電子出願](#)サービス又は独自のオンラインソリューションを提供している場合、手数料を[クレジットカード](#)で納付することができる。本国官庁がマドリッド電子出願サービス（や独自のオンラインソリューション）を提供していない場合、出願人は「[マドリッド出願支援（MAA）](#)」を利用する。ここでは、国際事務局は、出願を受領すると、出願人に対し、クレジットカードを含む利用可能な納付方法による手数料を（国際事務局での審査前に）前払いするよう求める。出願時に手数料が納付されていない又は手数料が不十分である場合、国際事務局は欠陥通報を発出する。

## 国際事務局による国際出願の審査

341. 国際事務局は、国際出願を受領すると、それが規則に規定されている方式要件を充足しているかどうか確認するためその出願を審査する。

### 国際出願の欠陥

342. 国際出願に欠陥がある場合、国際事務局は、本国官庁及び出願人に通報する。この是正に対する責任が本国官庁にあるか出願人にあるかは、その性質による。

343. 欠陥は明確に3種類に分かれており、それぞれ異なる規則に従って是正される。この3種類とは次の通りである。

- 商品及びサービスの分類に関する欠陥 [[規則12](#)]；
- 商品及びサービスの記載に関する欠陥 [[規則13](#)]；
- その他の欠陥 [[規則11](#)]。

344. 国際事務局は、国際出願に欠陥があると認めた場合、次の行為を行う。

- 本国官庁及び出願人の双方への通報
- 具体的な欠陥の通報
- その欠陥の是正方法の説明
- その欠陥の是正期間である3ヶ月の設定
- その欠陥を是正する必要がある者として、本国官庁又は出願人のいずれかの特定
- その欠陥が是正されない場合に生じると考えられる結果の提示

## 商品及びサービスの分類に関する欠陥

345. 国際出願の指定商品及びサービスの分類及び区分けは、厳密には国際事務局の責任である。国際出願に記載された商品及びサービスの分類に何らかの問題がある場合、国際事務局は本国官庁と問題の解決に努める。出願人は通報を受け、適切な解決策を得るため本国官庁と連絡を取る機会を得る。

346. 国際出願に記載された商品及びサービスの指定は、[ニース分類](#)の最新版に従う必要がある。国際事務局が、商品及びサービスには適切な1又は複数の類が付されていない又はこれらの冒頭に1又は複数の類番号が付されていない若しくはその番号が正確ではないとみなした場合、国際事務局は独自の提案を行い、その提案を本国官庁に通報し、出願人に写しを送付する。特定の製品又はサービスが複数の類に分類され得るが、適切な各類のうちの1つしか記載されていない場合、国際事務局はこれを欠陥とはみなさない。その類に該当する商品又はサービスにのみ言及されていると想定される。しかしながら、こうした解釈は、標章の保護範囲の決定に関して指定加盟国を拘束しない。 [[規則12\(1\)\(a\)](#)] [[4条\(1\)\(b\)](#)]

347. 通報にはまた、この提案において修正された分類及び区分けの結果発生した納付手数料があれば、その額も記載される。国際事務局が、国際出願に記載された商品及びサービスは国際出願に記載された類より多い[ニース分類](#)の類に属するとみなした場合、追加された類に対応する、追加手数料及び／又は個別手数料の納付が求められる。

348. この通報後の手続きは、全面的に国際事務局及び本国官庁の責任である。出願人は、与えられた情報により本国官庁に問い合わせることができる。しかしながら、国際事務局は、出願人から提案や意見を直接受けることはできない。

349. 本国官庁は、この提案の通報日から3ヶ月以内に、提案された分類及び区分けに関するその見解を国際事務局に通信することができる。この見解は、受領した情報に基づき、本国官庁に問い合わせた又は見解を述べるよう求められた出願人に由来するもの又は出願人の影響を受けたものとなる場合がある。しかしながら、本国官庁は、この提案について見解を述べる義務はない。国際事務局の提案が優先される。 [[規則12\(2\)](#)]

350. この提案の通報日から2ヶ月以内に、本国官庁が提案に対して見解を通信しない場合、国際事務局は本国官庁と出願人の双方に催告を送付し、その提案を再度説明する。この催告の送付は、欠陥通報に記載の3ヶ月の期間に影響を与えない。 [[規則12\(3\)](#)]

351. 本国官庁が欠陥通報に応答した場合、国際事務局は、その応答を検討し、自己の提案を取下げるか、修正するか又は確定する。国際事務局は、その旨本国官庁に通報し、同時に出願人にも通報する。国際事務局が自己の提案の修正を決定した場合、その旨の通信には、納付手数料の額の変更も記載される。国際事務局が自己の提案を取り下げた場合、先に請求された追加額は課されない。既に追加手数料が納付されている場合、納付者に返還される。 [[規則12\(4\)～\(6\)](#)] [[規則12\(7\)\(c\)](#)]

352. 提案された再分類の結果を受けて納付する追加手数料は、次のいずれかの期間内に納付されなければならない。[規則12(7)(a)及び(b)]

- 本国官庁が国際事務局の提案に対して見解を通報していない場合、この提案の通報日から4ヶ月の期間内
- 本国官庁が見解を通報した場合、国際事務局がこの提案を修正又は確定するとの決定を通報した日から3ヶ月の期間内

353. これらの手数料が所定の期間内に納付されない場合、国際出願は放棄されたものとみなされる。この場合、国際事務局は、本国官庁に通報し、その旨を出願人に通報する。出願人が追加の個別手数料又は追加手数料を納付するのではなく、国際出願から1又は複数の類の取下げを決定した場合、本国官庁は、その旨を国際事務局に通報しなければならない。

354. このことは、出願人は本国官庁に発出された欠陥通報に注意を払う必要があることを示している。手数料の追加額が発生し、最初の通報（その追加額が通知されたもの）から2ヶ月後に国際事務局からの催告を受領した場合、出願人は、本国官庁に問い合わせ、本国官庁がその提案について見解を通信するつもりかどうかを確認する。出願人は、追加額の納付又は1若しくは複数の類の取下げの指示（又はこれらの組合せ）が所定期間の満了前に国際事務局により受領されていることも確認する。本国官庁が手数料の徴収及び国際事務局へのその転送に同意している場合であっても、特定の状況においては、国際事務局に直接納付することが好ましい場合がある。商品及びサービスの分類に関する欠陥の例については、パラグラフ996を参照のこと。

355. 追加額が納付されなかった結果、国際出願が放棄されたとみなされた場合、国際事務局は、国際出願について既に納付された手数料を、白黒の標章の登録に納付される基本手数料の2分の1に相当する額を減じた後、その手数料の納付者に払い戻す。これは現在326.50スイスフランである。[規則12(8)]

356. 国際出願に、1又は複数の指定加盟国について指定商品及びサービスの限定が記載されている場合、国際事務局は、その限定を審査し、先に述べた審査手続き（パラグラフ345～357）と同一のものを適用して、記載された商品及びサービスがニース分類に基づき正確に分類及び区分けされているかを確認する。しかしながら、国際事務局は、その商品及びサービスがメインリストの範囲に該当するかどうかについては、これは指定加盟国の官庁により決定されることであるため、審査しない。国際事務局が、国際出願の限定において指定商品及びサービスの区分けができない場合、国際事務局は欠陥通報を発出する。欠陥が通報日から3ヶ月以内には是正されない場合、その限定には、関係商品及びサービスが含まれないとみなされる。[規則12(8bis)]

357. 国際事務局が商品及びサービスの分類及び区分けについて提案を行った場合、本国官庁によりその提案に対する見解が通信されているかどうかにかかわらず、国際事務局は、国際事務局が正しいとみなす分類及び区分けで標章を登録する。[規則12(9)]

## 商品及びサービスの記載に関する欠陥

358. 国際事務局が、指定商品及びサービスで使用されている用語は、分類上極めて不明確である、理解できない又は言語的に不正確であるとみなした場合、国際事務局は、本国官庁に通報し、同時に出願人にも通報する（商品及びサービスの記載に関する欠陥の例については、パラグラフ1000を参照のこと）。国際事務局は、それに代わる用語又はその用語の削除を勧告することができる。[規則13(1)]

359. 本国官庁は、通報から3ヶ月以内に、その欠陥の是正案を提示することができる。出願人が自己の考えを本国官庁に通信するか、又は、本国官庁が出願人の考えを求めることもできる。本国官庁のこの提案が承諾可能なものである場合又は本国官庁が国際事務局が行った勧告の承諾に同意する場合、国際事務局はその旨用語を変更する。[規則13(2)(a)]

360. この期間内に承諾可能な提案が国際事務局に提示されなかった場合、2つの選択肢がある。本国官庁がその用語が分類されるべきと考える類を指定している場合、国際事務局は、「国際事務局の見解として、その用語が、場合によっては、分類上極めて不明確である、理解できない又は言語的に不正確である」との旨を述べた記載を付して、国際出願に記載された用語と同一のものを国際登録に記載する。しかしながら、何の類も記載されていない場合、国際事務局はその用語を削除し、本国官庁に通報し、その旨出願人に通報する。[規則13(2)(b)]

## その他の欠陥

361. 特定の欠陥の是正は、出願人ではなく本国官庁によってのみ行うことができるが、その他の欠陥については、規則の規定では、本国官庁又は出願人のいずれかが欠陥を是正できる。

### 本国官庁が是正すべき欠陥

362. 本国官庁が（商品及びサービスの分類に関連する欠陥に加え）是正すべき欠陥は多い。こうした欠陥は、通報後3ヶ月以内に本国官庁により是正されなければならない。是正されない場合、国際出願は放棄されたものとみなされ、本国官庁及び出願人はその旨通報を受ける。[規則11(4)]

363. 次の各欠陥は、本国官庁により是正されなければならない。というのも、こうした瑕疵を含む国際出願は、本国官庁によって国際事務局に転送されるべきものではないからである。[規則11(4)(a)]

- 国際出願が正しい公式様式で提出されていない、タイプも印刷もされていない又は本国官庁による署名がない場合
- 国際出願を提出する出願人の資格に関する欠陥（出願に出願人の資格が記載されていない等）（パラグラフ159～167及び237～241を参照のこと。）であって、これには、次のような例が当てはまる。
  - 出願人が、本国官庁としての官庁がある加盟国の領域に営業所若しくは住所を有している旨を記載しているものの、出願人の住所はその領域にはなく、追加の住所もMM2様式に記載されていない場合（パラグラフ240を参照のこと）

- 記載の住所もその領域にない場合
- 出願人の住所はその加盟国の領域にあるものの、出願人の資格が営業所に基づくものなのか住所に基づくものなのかが記載されていない場合
- 基礎標章の日付及び番号に関する欠陥
- 本国官庁による宣言（証明）に関する欠陥（パラグラフ319及び320、939～942及び972～973を参照のこと）
- 次の記載のいずれかが欠落している場合
  - 出願人を特定することができ、出願人又は代理人に十分連絡できる記載
  - 少なくとも1の指定加盟国の記載
  - 標章の複製
  - 標章の登録を求める商品及びサービスの指定

364. 国際事務局が、国際出願が上記のいずれかの点において欠陥があるとみなした場合、国際事務局は、その旨を本国官庁に通報し、同時に出願人にも通報する。

365. これらの欠陥の中には、本国官庁が是正することができる簡単な問題もあるが、出願人との協議が必要となるものもある。これには、例えば、国際事務局が、指定に関する欠陥や国際出願の提出に必要な出願人の資格に関する欠陥があるとみなす場合が挙げられる。この場合、多くの官庁は、出願人に短期の期間を与え、出願人が欠陥に関するコメント及び必要な情報を提出ができる手続きを設けている。

### 本国官庁又は出願人が是正すべき欠陥

366. 国際出願の手数料が本国官庁を通じて納付されたが、国際事務局が、受領した手数料の額が必要額に満たないとみなした場合、国際事務局は、不足額を明示して本国官庁及び出願人の双方に通報する。通常、本国官庁は、必要な納付の手配（国際事務局への直接納付又は本国官庁を通じた再納付のいずれか）を出願人に委ねる。不足額が通報日から3ヶ月以内に納付されない場合、国際出願は放棄されたものとみなされ、国際事務局は、その旨を本国官庁及び出願人の双方に通報する。 [規則11(3)]

367. 出願人が、不足額の納付期間である3ヶ月を遵守できなかった場合、出願人は、処理の継続を申請することができる。処理の継続の申請は、不遵守の期間の満了から2ヶ月以内に公式様式MM20により国際事務局に提出されなければならない（MM20提出時の注も参照のこと）。この申請と共に、不足している手数料及び処理の継続の手数を納付しなければならない。処理の継続の救済措置の詳細については、パラグラフ65～69を参照のこと。 [規則5の2]

## 出願人が是正すべき欠陥

368. 出願人は、本国官庁による是正とも、本国官庁又は出願人による是正とも規定されていない欠陥があれば、これを是正しなければならない。この場合、国際事務局は出願人に通報し、同時に本国官庁にも通報する。こうした欠陥は、例えば、次のような場合に関する。[\[規則11\(2\)\(a\)\]](#)

- － 出願人又は代理人について記載された情報が、すべての要件を満たしていないものの、国際事務局が出願人を特定し、代理人に連絡するには十分である場合（住所が完全に記載されていない、電子メールアドレスが欠落している、必要な音訳が欠落している等）
- － 優先権主張について記載された詳細情報が不十分である場合（例えば、先の出願の出願日が記載されていない等）
- － 標章の複製があまり明確でない場合
- － 国際出願に色彩に関する主張が含まれているものの、標章の複製は色彩付きでない場合
- － 標章がラテン文字以外の文字又はアラビア数字以外の数字で構成されているか又はこれを含んでおり、更に、国際出願に音訳が記載されていない場合
- － 出願人又はその代理人により国際事務局に直接納付した手数料の額が不十分である又は不足している場合
- － 国際事務局に開設された口座（当座口座）に対し、手数料を引き落としにより納付する旨の指示を受けたが、必要額が口座にない場合

369. こうした欠陥は、その欠陥の通報が国際事務局により送付された日から3ヶ月以内に、出願人により是正される。欠陥が優先権主張に関するものであり、この期間内に是正されなかった場合、その優先権主張は国際登録簿に記録されない。その他の場合においては、国際出願が規則の要件を遵守していない場合、欠陥が許容される期間内に是正されなければ、国際出願は放棄されたものとみなされ、国際事務局は、その旨を出願人及び本国官庁に通報する。[\[規則11\(2\)\(b\)\]](#)

370. 出願人が3ヶ月の期間内に欠陥を是正できなかった場合、出願人は処理の継続を申請することができる。処理の継続の申請は、遵守できなかった期限の満了後2ヶ月以内に公式様式MM20で国際事務局に提出されなければならない（[MM20提出時の注](#)も参照のこと）。この申請に加え、遵守できなかった期間に関するすべての要件が満たされなければならない。また、処理の継続に関する手数料が納付されなければならない。処理の継続の救済措置に関する詳細については、[パラグラフ65～69](#)を参照のこと。[\[規則5の2\]](#)

371. 欠陥が是正されなかった結果、国際出願が放棄された場合、国際事務局は、既に納付された手数料を、白黒の標章の登録に納付される基本手数料の2分の1に相当する額を減じた後、払い戻す。これは現在326.50スイスフランである。[\[規則11\(5\)\]](#)

372. 指定することのできない加盟国の指定が国際出願に記載されている場合（出願人が本国官庁を指定しようとした場合等）、国際事務局はその指定を無視し、その旨を本国官庁に通報する。

### 標章の使用意思の宣言に関する欠陥

373. 出願人は、米国（US）を指定する場合、[様式MM18](#)（[MM18提出時の注](#)も参照のこと。）を使用して、標章の使用意思の宣言を記入し、これを国際出願に添付しなければならない。この宣言が欠落している場合又は適用要件を満たしていない場合、国際事務局は、出願人及び本国官庁に速やかに通報する。欠落していた宣言又は是正された宣言が、国際出願の申請の本国官庁による受領日から2ヶ月以内に国際事務局によって受領された場合、その宣言は期間通りに提出されたものとみなされ、国際登録の日付は欠陥の影響を受けない。  
[[規則11\(6\)\(a\)及び\(b\)](#)]

374. しかしながら、欠落していた宣言又は是正された宣言が、上記期間内に受領されなかった場合、米国の指定は行われなかったものとみなされる。国際事務局は、出願人及び本国官庁の双方にその旨を通報し、その指定に関して納付された手数料を返還する。国際事務局はまた、米国の指定は事後指定として追加することができるが、但し、この指定には所定の使用意思の宣言を添付する必要がある旨も指摘する。  
[[規則11\(6\)\(c\)](#)]

### 登録、通報及び公開

375. 国際事務局は、国際出願は適用要件を満たしていると判断した場合、標章を国際登録簿に登録する。国際事務局はまた、国際登録を指定加盟国の各官庁に通報し、本国官庁に通報し、証明書を名義人に送付する。しかしながら、証明書は、本国官庁が希望し、その旨を国際事務局に通報した場合、本国官庁を通じて名義人に送付される。この国際登録証明書は、常に国際出願の言語で発行される。国際登録証明書の認証謄本は、手数料を納付することで申請することができる。  
[[規則14\(1\)](#)]

376. 国際登録証明書は、国際出願が国際事務局に登録されたことを示す記録として扱われるものであって、標章が指定加盟国で保護されることを意味するものではない。国際登録証明書を、国内又は広域の知的財産官庁が発行する登録証明書（一般的に、その領域での標章の保護が認められると発行される）と混同してはならない。国際登録証明書は、国内又は広域レベルでは出願受領書に近いものである。この段階では、関係官庁が実体審査を完了し、保護範囲に関する決定を下すまでに1年又は18ヶ月あるため、該当の標章が最終的に指定加盟国で保護されるかどうかは知ることができない。指定加盟国により発出される、その領域での保護の付与の決定が、国内又は広域の知的財産官庁が発行する登録証に相当する（こうした決定に関する詳細については、[パラグラフ454～460](#)を参照のこと）。

377. 国際登録は[公報](#)で公開される。公報はWIPOのウェブサイトで公開されている[マドリッドモニター](#)で閲覧することができる。  
[[規則32\(1\)\(a\)\(i\)](#)]

## 国際登録

### 国際登録の効力

378. 国際登録の効力は、国際出願において明示的に指定された加盟国に及ぶ。[[3条の2及び3条の3](#)]

379. 指定加盟国のそれぞれにおける標章の保護は、国際登録日から、その標章が、その加盟国の官庁に直接出願されていた又は寄託されていた場合と同じである。暫定的拒絶が国際事務局に所定の期間内に通報されなかった場合又はこの通報された拒絶がそのようにみなされなかった場合若しくはその後に取り下げられた場合、関係加盟国における標章の保護は、国際登録日から、その標章が、その加盟国の官庁に登録されていた場合と同じとする。[[4条\(1\)](#)]

### 国際登録の日

380. 国際出願の結果として得られた国際登録には、一般的に、国際出願の本国官庁による受領日が付される。[[3条\(4\)](#)]

381. しかしながら、国際出願が、本国官庁に受領された（又は受領されたとみなされた）日から2ヶ月の期間内に国際事務局により受領されなかった場合、出願が国際事務局により実際に受領された日が代わりに国際登録に付される。本国官庁が、*不可抗力*を事由に国際出願をこの2ヶ月の期間内に国際事務局に提出できず、これが免責された場合でも、国際登録には、国際出願が本国官庁に受領された日又は受領されたとみなされた日が付される。[[規則5](#)]

### 欠陥：特別な場合の日付

382. 次の重要な実質的要素のいずれかが国際出願から欠落している場合、国際登録日に影響を与え得る。

- － 出願人を特定することができ、出願人又は代理人に十分連絡できる記載
- － 保護を求める加盟国の指定
- － 標章の複製
- － 標章の登録を求める商品及びサービスの記載

383. 欠落している要素の最後のものが国際事務局に届いた日がまだパラグラフ381に規定の2ヶ月の期間内である場合、国際登録には、瑕疵を有する国際出願が本国官庁に最初に受領された（又は受領されたとみなされた）日が付される。これらの要素のいずれかが、この2ヶ月の期間の満了するまでに国際事務局に提出されなかった場合、国際登録には、その要素が国際事務局に届いた日が付される。これは、処理の継続の手続きは、国際登録日の決定に影響を与えないとの理由で、[第5規則の2](#)の規定に基づく処理の継続の場合にも適用される。 [[規則15\(1\)](#)]

384. 前述の不備の是正は、本国官庁の責任である。しかしながら、出願人は、欠陥の通報を受けているため、その欠陥が可能な限り速やかに修正されるよう、本国官庁に問い合わせることを希望することができる。欠陥が、本国官庁がその欠陥の通報を受けた日から3ヶ月の期間内に修正されない場合、出願は放棄されたものとみなされる（こうした特別な場合において国際登録日が受ける影響に関する事例については、パラグラフ1025を参照のこと）。 [[規則11\(4\)\(a\)\(ii\)](#)]

385. 国際登録日は、パラグラフ382に規定の不備以外の不備（手数料納付の遅延、商品及びサービスの分類に係る欠陥等）の影響を受けない。 [[規則15\(2\)](#)]

## 国際登録の記録

### 国際登録の内容

386. 国際登録には次の内容が記載される。 [[規則14\(2\)](#)]

- 国際出願に記載されているすべてのデータ（先の出願の日が国際登録日より6ヶ月以上前である場合の無効な優先権主張に関する情報を除く）
- 国際登録の日付及び番号
- 標章が、「[図形的要素の国際分類（ウィーン分類）](#)」に従って分類可能な場合、国際事務局が決定した関連する分類記号（しかしながら、その標章は標準文字による標章とみなされる旨の宣言が国際出願に記載されている場合、ウィーン分類の分類記号は適用されない。）
- 優先順位の主張の対象である先の標章が登録されている1又は複数の加盟国に関する優先順位の主張（パラグラフ309～311を参照のこと。）の記載、その先の標章の登録の効力発生日及び関連登録番号

### 国際登録の公開

387. 国際登録は[公報](#)で公開される。公報はWIPOのウェブサイトで公開されている[マドリッドモニター](#)で閲覧することができる。 [[規則32\(1\)\(a\)\(i\)](#)]

388. 標章は、国際出願において提供されたとおりに公開される。出願人がその標章は標準文字による標章とみなされる旨の宣言を行った場合、公開においてその旨が記載される。  
[規則32(1)(b)]

389. 国際出願が、国際事務局による受領後3営業日以内に国際登録簿に記録されなかった場合でも、そのデータは[マドリッドモニター](#)に記録される。このデータには、国際出願に存在する欠陥も含まれる（マドリッドモニターに関する詳細については、パラグラフ114及び129～132を参照のこと）。[規則33(1)及び(2)]

### 登録及び公開時の言語

390. 国際登録は、英語、フランス語及びスペイン語で記録及び公開される。[規則6(3)]

391. 記録及び公開に必要な翻訳は国際事務局が作成する。出願人は、国際出願に記載されている文章の翻訳を国際出願に添付することができる。しかしながら、国際事務局はこの翻訳を受領する義務はない。国際事務局は、提出された翻訳が不正確であるとみなした場合、1ヶ月以内に更正案について見解を述べるよう出願人に求めた後、翻訳を更正する。所定期間内に見解が送付されなかった場合、提出されたその翻訳は国際事務局により更正される。この手続きは、国際登録日に影響を与えない。[規則6(4)(a)]

392. 国際事務局は、標章の翻訳も、出願人が提出した標章の翻訳の確認もしない。  
[規則6(4)(b)]

### 存続期間

393. 標章の登録はその国際登録日から10年間有効となり、更に10年毎に更新することができる。[6条(1)] [7条(1)]

## 指定加盟国の官庁による国際標章の審査

### 拒絶の理由

394. 各指定加盟国はその領域における国際登録の保護を拒絶する権利を有する。こうした拒絶は、[パリ条約](#)の規定により裏付けられる理由又はパリ条約の規定により禁止されていない理由に基づくことができ、そのような拒絶は、一般的に、関係加盟国の法及び慣行に応じて、再審査又は申立ての対象となる。[5条(1)]

395. 名義人は、[マドリッド加盟国プロファイル](#)データベースを検索することで、加盟国商標庁の法及び慣行に関する情報を利用することができる。こうした情報は、出願人や名義人が、暫定的拒絶への応答期間、審査請求の期間又は審判請求の期間等、関心のある目標市場のそれぞれにおいて有効な規則や手続きを理解するのに役立つ。マドリッド加盟国プロファイルデータベースはWIPOウェブサイトにおいて無料で一般公開されている。

396. 加盟国の官庁は、国際登録の保護を次の理由に基づき拒絶してはならない。
- － その国際登録が、商品又はサービスについて、複数の類又は非常に多くの項目を対象としていることを理由としている場合（指定加盟国の官庁が国内実務に基づき1つの分類が付された出願しか認めていない場合であっても、国際登録は、商品及びサービスの複数の類について（又は45すべての類であっても）、その加盟国において保護されるという点をその官庁は承諾しなければならない。）
  - － 方式要件を理由としている場合（方式要件は国際事務局により既に確認されている。）
  - － （官庁が（国際事務局が承認した）分類に不同意であるとしても）国際登録に記載の商品及びサービスの分類を理由としている場合
397. その標章は標準文字による標章とみなされる旨の宣言が指定に記載されている場合、その宣言の効力の決定は、全面的に指定加盟国それぞれに一任される。
398. 官庁は、明細書の用語があまりに広義である又は極めて不明確であるとみなした場合、これに異議を申し立てることができる。この異議申立ては、暫定的拒絶の形式で記載される必要がある。官庁は、国際登録簿の指定商品及びサービスにおいて、こうした広義又は不明確である用語の、より狭義又は明確な用語への置き換えを提案することができる。名義人が提案された用語を承認すると、実質的にその加盟国に対する保護が限定されることになる。
399. 官庁は、拒絶理由を解消するために国際事務局に問い合わせてくる名義人に助言してはならない。例えば、官庁は標章の説明が明確でないとの理由で暫定的拒絶を发出することができるが、国際登録簿の説明の修正を申請するよう名義人に助言してはならない。しかしながら、名義人と関係官庁との間で合意された説明の修正は、その官庁による最終決定に反映され、国内登録簿に記載されてもよい。

## 拒絶の期間

400. 適用期間（1年又は18ヶ月）が満了すると、国際登録の名義人は、その標章が所定の加盟国で保護されているか、その保護が拒絶される可能性があるか、もしあれば、どのような理由に基づいて拒絶されるのかを知ることができる。
401. 指定加盟国の官庁が標章の保護の拒絶理由を認めた場合、その官庁は、暫定的拒絶を国際事務局に適用期間内に通報しなければならない。既定の期間は、国際事務局が国際登録又は事後指定を官庁に通報した日から1年である。 [5条(2)(a)]
402. しかしながら、加盟国は、1年の期間を18ヶ月に置き換えることを宣言することができる（パラグラフ395、1335及び1336を参照のこと）。 [5条(2)(b)]
403. この宣言において、加盟国はまた、異議申立ての結果生じた保護の拒絶は、18ヶ月の期間の満了後に国際事務局に通報されることを規定することもできる。この場合、関係官庁は、国際登録の18ヶ月の期間満了前に、その国際登録に関する異議申立てを18ヶ月の期間満了後に行うことができることを国際事務局に通報する必要がある。考えられる異議申立てについて関連する日付は、通報の中で示される。 [規則16]

404. [第9条の6](#)の規定では、[第5条\(2\)\(b\)又は\(c\)](#)の規定に基づく宣言は、協定及び議定書の双方の加盟国間の相互関係にいかなる効力も発生させないとされている。すなわちこれは、本国官庁の加盟国及び国際登録の指定加盟国の双方が協定及び議定書の双方に拘束されている場合、その指定加盟国が暫定的拒絶通報の期間の延長を宣言していたとしても、暫定的拒絶通報の期間は1年であることを意味する。 [\[9の6\]](#)

405. 適用期間後に送付された暫定的拒絶は、国際事務局により暫定的拒絶とみなされない（[パラグラフ435～438](#)を参照のこと）。官庁がその適用期間の満了後に新たな理由の追加や更なる暫定的拒絶の送付を行うことは不可能であるため、官庁は、その暫定的拒絶において関連する拒絶理由をすべて挙げなければならない。唯一の例外は、[パラグラフ403](#)で述べた、関係加盟国が[第5条2項\(b\)及び\(c\)](#)の規定に基づく宣言を行った場合の異議申立てに基づく暫定的拒絶の状況のみである。適用期間（1年又は18ヶ月）は暫定的拒絶のみに関するものであり、[規則18の3\(2\)又は\(3\)](#)に基づく拒絶の後に官庁が国際事務局にその最終決定を通報する場合には、期間はないことに留意のこと。

406. [パラグラフ403](#)で述べた通り、後の異議申立ての可能性に関する警告が発出されている場合、官庁は、18ヶ月の期間の満了後に、異議申立てに基づく暫定的拒絶を通報することができる。次の事例では、これらの規定の運用が説明されている。

ある国際登録（IR）では、[第3類](#)、[第5類](#)及び[第10類](#)に関して、特定の加盟国が指定されている。

- 審査の結果、官庁は、[第5類](#)及び[第10類](#)について標章の保護を拒絶すべきであるとみなす。この官庁は全部拒絶を發出し、また、名義人が国際登録に記載された指定商品をその官庁に対して[第3類](#)に限定するか、あるいはこれに代わり、[第3類](#)への限定を記録する申請を国際事務局に提出すれば、[第3類](#)について保護を検討することができることが示される。名義人が所定期間である3ヶ月以内に応答しない場合、指定は全面的に放棄されたものとみなされる。すなわち、この指定は全部拒絶される。
- 審査の結果、官庁は、標章は[第5類](#)及び[第10類](#)については標章の保護は拒絶されるべきであるが、[第3類](#)の商品については保護される可能性があるとみなす。暫定的拒絶には、名義人は拒絶理由の見直しを申請する場合、6ヶ月以内に官庁に通報しなければならず、また、名義人が応答しない場合、官庁は、[第3類](#)の商品についてのみ異議申立てについて標章を公開する手続きを進めることが記載される。官庁はまた、18ヶ月の拒絶期間の満了後であっても、第三者によって異議申立てが提出される可能性があることも通報する。
- 名義人は、[第5類](#)及び[第10類](#)の商品に関する暫定的拒絶の見直しを6ヶ月の期間内に申請する。この見直し後、官庁は、[第5類](#)の商品について標章の保護を拒絶し、[第10類](#)の商品については保護を許可することを決定する。官庁は、[第3類](#)及び[第10類](#)の商品に対する異議について標章を公開し、また、指定の通報から18ヶ月の期間経過後であっても、第三者によって異議申立てが提出される可能性があることを名義人に通報する。

407. これは単なる例示に過ぎない。多くの様々な事例が考えられ、詳細は各指定加盟国の法により異なる。

408. 指定加盟国が拒絶理由を認めた場合、官庁は適用期間内に国際事務局にその暫定的拒絶を通報しなければならない。指定加盟国が適用期間の満了前に決定を発出しない場合、議定書では、国際登録の日又は事後指定の日から、その加盟国において標章が保護されるものとみなされる。これが暗黙の了解の原則である。国際事務局は、「拒絶期間が満了し、暫定的拒絶の通報の記録はなされない（第5規則の適用の遵守）」との旨の声明をWIPOウェブサイトで公開されている[マドリッドモニター](#)のデータベースで公開する。[4条]

409. 指定加盟国官庁による暫定的拒絶に関する期間の更なる詳細については、パラグラフ1082～1095を参照のこと。

## 保護の拒絶の手続き

### 保護の暫定的拒絶の通報

410. 暫定的拒絶の通報は、関係官庁により国際事務局に送付される。暫定的拒絶の通報は、1件の国際登録のみに関するものでなければならない。[規則17(1)]

### 拒絶の理由

411. 暫定的拒絶の通報には、官庁が保護を与えることができないと考える理由（「職権による暫定的拒絶」）、異議申立てが提出されたため保護を与えることができないとの供述（「異議申立てに基づく暫定的拒絶」）又はその双方が記載され、また、関連法の対応する規定への言及が記載される。[規則17(2)(iv)]

412. 拒絶理由が先の抵触標章に関する場合、その標章の次のすべての詳細、すなわち、出願日又は登録番号、優先日（ある場合）、標章の名義人の氏名／名称及び住所（但し、プライバシー法等により官庁が住所を提供できない場合を除く）、その標章に含まれる商品若しくはサービスの指定又は関連商品若しくはサービスの指定を記載する。この指定は、関係官庁の現地の言語で記載されてもよい。例えば、ノルウェーの官庁が先の権利に基づき暫定的拒絶の通報を発出した場合、先の権利の詳細はノルウェー語で記載されてもよい。官庁は、図形的要素を含まない場合は、簡単にタイプしたものでもよい、先の標章の表示を提供しなければならない。官庁が標章の表示を通報に含めることができない場合（例えば、先の標章がMP3形式の音記録又はMP4形式の動き標章である等）、官庁は、例えば、一般公開されているオンラインデータベース又は公報へのリンクを示すなど、名義人が先の商標の表示にアクセスできる方法に関する情報を提供しなければならない。[規則17(2)(v)]

413. また、通報では、暫定的拒絶が、国際登録に含まれているすべての商品及びサービスに関するものなのか、暫定的拒絶の影響を受ける又は受けない商品及びサービスの表示であるのかが明確にされなければならない。[規則17(2)(vi)]

414. 暫定的拒絶通報において現地代理人を選任しなければならないことが明記されている場合、選任の要件は関係加盟国の法及び慣行に従う。この要件は、国際事務局に対する代理人選任の要件とは異なる可能性がある。[規則17(2)(x)]

415. 官庁は、暫定的拒絶の通報を国際事務局に送付し、国際事務局がこれを名義人に転送する。名義人には、暫定的拒絶に対する明確な応答期間及びその応答を提出する当局の詳細が提供される。[規則17(2)(ix)]

### 暫定的拒絶に対する応答期間

416. すべての加盟国の官庁は、国際事務局に対し、暫定的拒絶に対する再審査若しくは申立ての申請又は応答のそれぞれの適用提出期間を通報しなければならない。[規則17(7)]
417. 国際事務局は、官庁から受領した適用期間に関する情報を公報に公開し、マドリッド制度のすべての利用者及びその他の利害関係者がこうした情報を入手できるようにする。[規則32]
418. 2023年11月1日以降、官庁は、好ましくは、国際事務局から名義人への暫定的拒絶の送付日から起算して2ヶ月、若しくは連続又は暦日で60日の最短期間を、通報に応答するための期間として名義人に与えるよう求められている。[規則17(2)(vii)]
419. 官庁は、2025年2月1日までに最短期間要件を満たさなければならない。しかしながら、例えば、法の改正に更なる時間を必要とする官庁は、2025年2月1日より前（又は新加盟国についてはその加盟国が議定書に拘束される前）に国際事務局に通報することにより、新たな要件の実施を遅らせることができる。
420. 官庁が、国際事務局が名義人に通報の写しを送付した日又は名義人が写しを受領した日以外の日に期間を設ける場合には、官庁は、暫定的拒絶の通報に応答の提出期間の開始日及び満了日を表示しなければならない。[規則17(2)(viii)]
421. 国際事務局が名義人に通報の写しを送付した日から期間が開始する場合、国際事務局は、名義人に通報を送付した日及び関係官庁が暫定的拒絶の通報において表示した期間に基づいて、開始日及び満了日を表示する。名義人が通報の写しを受領した日に期間が開始する場合も同様である。国際事務局は、当該写しを短時間のうちに電子手段で送信し、配達追跡サービスは、名義人が電子通信を受領したかどうかを速やかに確認する。国際事務局は、電子通信が送信された直後に名義人によって受信されたものと仮定して（その後すぐに、電子メール送達通知によって確認される）、開始日と満了日を表示する。
422. 期間並びに官庁が通報に表示した開始日及び満了日、又は国際事務局が定めた開始日及び満了日は、国際事務局が通報の写しと共に名義人に送付するカバーレターに、名義人が国際事務局からの通信を受領するために選択した言語で記載される。
423. 国際事務局は、記録された電子メールアドレスに不備がある、受信トレイが一杯である等、電子通信ができない稀な場合にのみ、礼儀として配達証明付郵便で暫定的拒絶の通報の写しを送付する。このような場合、国際事務局は、名義人が通報の写しを受領した日に期間が開始する場合には、カバーレターに開始日と満了日を表示しない。

### 全部拒絶又は一部拒絶

424. 官庁は、全部拒絶又は一部拒絶のいずれかを発出することができる。全部拒絶であるか一部拒絶であるかは、名義人が暫定的拒絶に応答する必要があるか否かに左右される。
425. 全部拒絶では、名義人が拒絶に応答するよう要求されているが、応答しない場合、指定は放棄されたとみなされる。これは、その拒絶の理由が商品及びサービスの一部にしか適用されない場合でも、すなわち、名義人が暫定的拒絶に応答しない場合に、標章は全体として全部拒絶される（詳細についてはパラグラフ1115～1118を参照のこと）。
426. 一部拒絶とは、官庁が拒絶の理由を認めたが、一部の商品及びサービスに関する

指定について又はその他の条件について官庁が（部分的に）進めるために、名義人に対し応答するよう求めない場合である。これは、例えば、国際登録に包含されている3つの類のうちの1つについて官庁が保護の拒絶理由を認めており、また、名義人がその決定に対して異議を申し立てるよりも、拒絶されていない2つの類について標章の使用を進めたいと希望するような場合が考えられる。この場合、官庁は、応答期間が満了すると、異議申立てのために標章の公開を進める（パラグラフ1119～1121を参照のこと）。また、例えば官庁が権利放棄を条件として標章を容認したが、名義人からの応答を求めない、つまり名義人が応答しなければ、その標章は権利放棄を進めることを意味する場合、官庁は、条件の明確化の提案の後に一部拒絶を発出することもできる。しかしながら、官庁が名義人に応答すること、すなわち権利放棄を正式に承諾することを要求する場合は、全部拒絶の方が適切であろう。条件付容認については、パラグラフ429を参照のこと。

### 異議申立てに基づく暫定的拒絶

427. 保護の暫定的拒絶が異議申立てに基づく場合又は異議申立てとその他の理由に基づく場合、通報にはその旨が記載される。前述のその他の情報に加え、通報には、異議申立人の氏名／名称（及びもし可能であれば住所）が記載され、また、異議申立てが出願又は登録の対象である標章に基づいている場合、異議申立ての根拠である指定商品及びサービスも記載される。官庁はまた、その先の出願又は登録の完全な指定商品及びサービスを提供することもできる。この指定は、官庁の現地語で（その言語が英語、フランス語、スペイン語のいずれでもない場合であっても）行うことができる。[規則17(3)]

428. 官庁が議定書第5条(2)(c)の規定に基づく宣言をし、18ヶ月の期間満了後に異議申立てに基づく暫定的拒絶を行うための期間を延長した場合であって、官庁が、所定の国際登録についてこうした異議申立てが行われる可能性があると認めた場合、官庁は18ヶ月の期間満了前にその事実を国際事務局に通報しなければならない。

### 条件付容認

429. 官庁は、国内レベル又は広域レベルにおいて、条件付容認の決定を下すことができる。つまりこれは、出願人が、具体的な権利放棄等の特定条件を承諾すれば、標章は容認され、異議申立てのための公開又は保護のための公開が可能になる。官庁は、所定の条件が必要であると認めた場合、暫定的拒絶において名義人に通報しなければならない。標章が指定された通りに完全に容認されないのであれば、官庁は、暫定的拒絶通報を発出する必要がある。これには、例えば、名義人が暫定的拒絶を解消するため具体的な権利放棄を承諾するよう求められている場合、官庁は、「その他の要件（該当する場合）」の欄にその権利放棄を記載しなければならない。官庁が、名義人からの応答がない場合に（権利放棄を条件に）標章の使用を進める意図である場合、官庁は、（一部）暫定的拒絶を発出することができる。官庁が権利放棄に対する応答を求める場合、つまり名義人が権利放棄への同意を承認しなければならない場合、官庁は、（全部）暫定的拒絶を発出する必要がある。それは、名義人が官庁によって定められた期間内に応答しない場合、標章が放棄されることを示す。

### 暫定的拒絶の記録と公開：名義人への送付

430. 国際事務局は、暫定的拒絶の通報が方式要件に適合していることを確認するため、これを審査する。適切であれば、国際事務局は、通報が送付された（又は送付されたとみなされる）日付の記載を付して、暫定的拒絶を国際登録簿に記録する。

431. 暫定的拒絶は、その拒絶が全部拒絶（すなわち、関係加盟国の指定に包含されるすべての商品及びサービスに関するもの）であるか、一部拒絶（すなわち、こうした商品及びサービスの一部のみに関するもの）であるかの記載を付して、[公報](#)で公開される。後者の場合、暫定的拒絶の影響を受ける（又は受けない）類が公開されるが、商品及びサービスそのものは公開されない。これは、官庁に対する手続きが終了し、官庁が最終決定を下すまで、公開されない。国際事務局は、暫定的拒絶の通報をWIPOウェブサイト<sup>6</sup>で公開されている[マドリッドモニター](#)のデータベースで閲覧できるようにしている。[[規則17\(4\)](#)] [[規則32\(1\)\(a\)\(iii\)](#)]

432. 国際事務局は、通報の写しを名義人に送付する。国際事務局はまた、指定加盟国の官庁から送付された、18ヶ月の期間満了後の異議申立ての可能性に関する情報や、異議申立て期間の開始日及び満了日に関する情報を名義人に送付する。[[規則16\(2\)](#)] [[規則17\(4\)](#)]

### 暫定的拒絶通報の言語

433. 暫定的拒絶は、英語、フランス語又はスペイン語で記載される（通報を発出する官庁の選択による）。国際登録が拒絶された事実は、3言語すべてで記録及び公開される。記録及び公開されるデータの必要な翻訳は、国際事務局によって作成される。名義人は、暫定的拒絶通報の写しを国際事務局から受領するが、これは指定加盟国官庁から送付された言語で記載される。暫定的拒絶通報そのものは、名義人が希望する言語には翻訳されない。しかしながら、暫定的拒絶通報の写しを転送する国際事務局によって送付される通信は、国際出願の言語又は名義人が国際事務局からの通信を受領する際に希望する言語で記載される（パラグラフ172及び234を参照のこと）。[[規則6\(2\)\(3\)及び\(4\)](#)]

### 欠陥のある暫定的拒絶通報

434. 通報が方式要件を充足していない場合、国際事務局はその通報を欠陥とみなす。欠陥のある暫定的拒絶には3種類あり、それぞれがもたらす結果の程度は様々である。すなわち、欠陥はあるが記録されるもの、欠陥がありそのようにはみなされないが修正された場合には記録されるもの、欠陥はあるが国際事務局によりそのようにはみなされないものの3種類である。

### 暫定的拒絶がそのようにはみなされない場合

435. 暫定的拒絶通報に国際登録番号や拒絶理由が欠落している場合又はその送付が遅すぎた場合（すなわち、適用期間の満了後）、その通報は国際事務局により無視される。

436. これは最も深刻な欠陥である。こうした場合、官庁は、これが適用期間（1年又は18ヶ月）内であれば、新たな暫定的拒絶を送付しなければならない。この期間が満了している場合、国際登録は暗黙の了解の原則に基づき関係指定加盟国において保護されるとみなされる。[[4条](#)] [[規則18\(1\)\(a\)及び\(2\)](#)]

<sup>6</sup> 2009年1月1日より、国際事務局ではマドリッドモニターのデータベースに収録されている暫定的拒絶通報の写しの電子版を利用者に公開している。

437. 国際事務局は、この通報の写しを名義人に送付し、名義人（また同時にこれを送付した官庁）に対し、暫定的拒絶通報をそのようにみなさない旨を、その理由を付して通報する。 [[規則18\(1\)\(b\)及び\(2\)\(c\)](#)]

438. 暫定的拒絶通報が国際事務局によりそのようにはみなされず、その結果、国際登録簿に記録されない場合でも、これは「関係加盟国での標章の保護に問題はない」ということを意味するわけではないことに名義人は気付くべきである。例えば、瑕疵のある暫定的拒絶通報において官庁が引用した理由に基づき、第三者がその指定に対して無効訴訟を提起することは可能である。名義人は、暫定的拒絶通報に含まれる欠陥によっては、官庁に問い合わせ、保護の拒絶理由及びその理由がもたらすリスクに関する詳細情報を得ることを希望することができる。

### 暫定的拒絶がそのようにはみなされないが修正され得る場合

439. 再審査若しくは申立ての申請又は異議申立てに対する応答のそれぞれの提出期間が暫定的拒絶通報に記載されていない場合、又は官庁がこうした期間の開始日と満了日、およびその送付先の当局を示さなかった場合、この暫定的拒絶は考慮されない。 [[規則18\(1\)\(d\)](#)]

440. 2025年2月1日より、又は関係加盟国によって通報されたそれ以降の日より、2ヶ月の最短期間が満たされない暫定的拒絶通報についても同様である。 [[規則40\(8\)](#)]

441. この種の欠陥は暫定的拒絶通報の記録を遅らせる原因となるが、官庁には欠陥是正期間が規定されている。このような場合、官庁が、欠陥通報について規定されている2ヶ月の期間内に、修正済みの通報を送付すれば、暫定的拒絶の発出期間は遵守されたものとみなされる。官庁がこの所定期間内に通報を是正しない場合、その通報は暫定的拒絶通報とはみなされず、国際登録簿に記録されない。国際事務局は、名義人及び官庁に対し、暫定的拒絶通報をそうみなさない旨をその理由を付して通報する。 [[規則18\(1\)\(d\)](#)]

442. 官庁が、拒絶通報を修正する場合、新たな期間（修正後の通報の国際事務局への送付日から起算する等）を示し、期間の起算方法（開始日と満了日を含む）、応答の提出先の当局、及び現地代理人の必要性に関する情報を提供し、その期間の満了日を記載しなければならない。 [[規則18\(1\)\(e\)](#)]

443. 国際事務局は、修正後の通報の写しを名義人に送付する。欠陥のある暫定的拒絶通報の写し及び、是正可能な不正の場合、是正を目的として官庁に送付された欠陥のある暫定的拒絶通報の写しは、名義人にとって非常に有用である。ほとんどの場合はその官庁が欠陥を是正するが、名義人は、拒絶理由を分析し、恐らく、職権で引用された又は国際登録に異議申立てをした可能性のある先の権利の名義人との交渉を開始する時間をより長くもつことができる。 [[規則18\(1\)\(f\)](#)]

### 暫定的拒絶に欠陥があるがそれが記録される場合

444. これは、最も深刻度の低い種類の欠陥である。暫定的拒絶通報にその他の点で欠陥がある場合（拒絶の影響を受ける又は受けない商品及びサービスの表示が欠落している場合、通報に抵触する先の標章の表示（例えば、標章がMP3形式で表される音響標章である場合のこうした表示のアクセス方法に関する詳細）が含まれていない場合、先の標章の名義人の氏名／名称及び住所等、先の標章のその他の関連詳細が欠落している場合等）でも、国際事務局は暫定的拒絶を国際登録簿に記録する。その後、官庁は2ヶ月以内にその通報を修正するよう指令を受けるが、官庁はその欠陥の是正を求められない。同時に、官庁は、欠陥のある拒絶通報の写し及び官庁に送付された指令の写しを名義人に送付する。 [[規則18\(1\)\(c\)](#)]

## 暫定的拒絶通報後の手続き

445. 国際登録の名義人が、[第18規則\(1\)\(c\)](#)の規定に基づく暫定的拒絶通報（暫定的拒絶の欠陥に関する通報を含む）を、国際事務局を通して受領した場合、その名義人は、暫定的拒絶通報を発出した官庁に標章を直接寄託した場合と同じ権利及び救済措置（国内法に規定の拒絶の再審査や申立て等）を受けることができる。従って、国際登録は、関係加盟国について、その加盟国官庁に提出された登録出願に適用される手続きと同じ手続きの対象となる。[\[5条\(3\)\]](#)

446. 暫定的拒絶の決定に対する再審査や申立ての申請により、暫定的拒絶（職権、異議申立てに基づくものに関係なく）に応答する場合、名義人は、ほとんどの場合、現地代理人を通じてこれを行うよう求められる場合がある。しかしながら、これが関係加盟国の法により求められていない場合でも、この拒絶を宣告した官庁の法及び慣行（及び言語）に精通している現地代理人に相談することは有益であることが分かる。このような代理人の選任は、議定書と規則の範囲から全く外れており、加盟国の法及び慣行に従う。

447. 国際標章の保護を付与するか拒絶するか決定又はその理由は、関係指定加盟国の官庁が、その国内法及び慣行に基づき、独占的に行う。国際事務局には、いかなる形でも介入する権限はない。このような事項は国際事務局の役割の範囲外である。

## 指定加盟国における標章の権利状況

448. [第18規則の2及び第18規則の3](#)の規定は、国際登録の対象となった標章の指定加盟国での権利状況及びその権利状況に関する官庁による国際事務局への通信に関する。

### 標章の中間状況

449. 暫定的拒絶通報を通信しなかった官庁は、職権による審査が終了したこと、官庁は拒絶の理由を認めなかったこと、しかしながら、標章の保護は依然として第三者による異議申立て又は意見の対象となることを、適用期間内に国際事務局に通報することができる。官庁はまた、この異議申立て又は意見を提出することができる期日も記載する。[\[規則18bis\(1\)\(a\)\]](#)

450. 暫定的拒絶通報を通信した官庁は、職権による審査が終了した旨の声明を送付し、標章の保護は依然として第三者による異議申立て又は意見の対象となることを示すことができる。同様に、官庁は、この異議申立て又は意見を提出することができる期日もこの声明に記載する。[\[規則18の2\(1\)\(b\)\]](#)

451. この標章の中間状況の通報は任意である。通報は情報提供のみを目的としており、国内法に対する拘束力のある法的効力はない。国内法では、官庁が職権で事案の再評価を行い、異なる結論に達することができるという規定が存在する場合があるということに留意することが重要である。従って、まれではあるが、官庁が、[第18規則の2](#)の規定に基づき肯定的な声明を送付した後に、暫定的拒絶通報を送付することがあり得る。

452. 国際事務局は、[第18規則の2](#)の規定に基づき受領した声明を国際登録簿に記録し、関係国際登録の名義人に通報し、声明が通信された場合又はこれが特定の書面の様式で複製することができる場合には、この書面の写しを名義人に送付する。

453. [第18規則の2](#)の規定に基づき中間状況を送付した指定加盟国の官庁は、異議（又は意見）が適用拒絶期間中に提出された場合、[第17規則\(1\)](#)の規定に従い保護の暫定的拒絶の通報を送付するか又は、異議又は意見が提出されていない場合は、[第18規則の3](#)の規定に基づき国際事務局に声明を送付するかのいずれかを適切に行わなければならない。官庁により暫定的拒絶又は保護付与の声明という形で再確認が行われない場合、暗黙の了解の原則が優先され、国際登録は、関係加盟国において保護されるとみなされる。

## 標章の最終状況

454. 国際登録で指定された加盟国の官庁は、その官庁に対する標章の保護に関する手続きがすべて終了次第、その関係加盟国での標章の最終状況を確認するための声明を国際事務局に送付するよう求められる。[\[規則18の3\]](#)

455. 標章の権利状況に関する最終処分は、次に説明する3種類に分けられる。

### 暫定的拒絶通報が通信されていない場合の保護付与の声明

456. 指定加盟国の官庁がすべての手続きを終了し、標章の保護を拒絶する理由はないと認めた場合、その官庁は、できる限り早急に及び適用される拒絶期間の満了前に、標章の保護が付与される旨の声明を国際事務局に送付しなければならない。この保護付与の声明は、関係官庁が発出する国内登録証に相当するものである。国際事務局は、これを受領すると、保護付与の声明を国際登録簿に記録し、名義人に通報するとともに、この決定をWIPOウェブサイトで公開されているデータベースである[マドリッドモニター](#)にアップロードする。[\[規則18の3\(1\)\]](#)

457. 条件が充足されている場合、この声明は必須事項であるものの、1年又は18ヶ月の適用期間の満了までに、国際事務局が関係指定加盟国からこの声明（又は暫定的拒絶）を受領しなかった場合には、暗黙の了解の原則が適用され、関係加盟国での保護は付与されたものとみなされる。[\[4条\]](#) [\[規則18の3\(1\)\]](#)

458. 名義人が、所定手数料を二段階に分けて納付するよう求める加盟国を指定した場合、保護付与の声明の送付は、手数料の第二段階部分の納付が条件となる。名義人は、手数料の第二段階部分の納付期日及びその額について関係官庁による通報を受ける。[\[規則34\(3\)\]](#)

## 暫定的拒絶後の保護付与の声明

459. 官庁が国際事務局に暫定的拒絶を通報した場合、国際事務局は、その官庁に対する手続きがすべて終了した後、最終決定をもって追認しなければならない。決定の種類は、名義人が拒絶理由を適切に解消したか否かによる。従って、暫定的拒絶通報を発出した指定加盟国の官庁は、全部暫定的拒絶を確定しない限り（パラグラフ461を参照のこと。）、その官庁に対する手続きがすべて終了した後、次のいずれかを国際事務局に送付しなければならない。[規則18の3(2)]

- 暫定的拒絶が取り下げられる旨及び保護が申請された商品及びサービスのすべてについて関係加盟国での標章の保護が付与される旨の声明 [規則18の3(2)(i)]
- 関係加盟国において標章の保護が付与される商品及びサービスを記載した声明 [規則18の3(2)(ii)]

460. ここでも、所定手数料を二段階に分けて納付するよう求める加盟国を名義人が指定した場合、保護付与の声明の送付は、手数料の第二段階部分の納付が条件となる。名義人は、手数料の第二段階部分の納付期日及びその額について関係官庁による通報を受ける。[規則34(3)]

## 全部暫定的拒絶の確定

461. 最後に、全部暫定的拒絶の通報を通信した指定加盟国の官庁は、標章保護についてその官庁に対する手続きがすべて終了し、その官庁がすべての商品及びサービスについて関係加盟国における標章保護の拒絶を確定する決定をした後、その旨を記載した声明を国際事務局に送付する。[規則18の3]

## 保護範囲に影響を与えるその他の決定

### 指定加盟国による更なる決定

462. 保護付与、最終決定又は暗黙の了解の発出後に、保護範囲に影響を及ぼす決定が下される場合がある。例えば、名義人が上級審で官庁の最終決定に異議を申し立て、その結果、保護範囲が拡大される場合がある。あるいは、上級審での最終決定後に第三者が提訴し、その結果、保護範囲が縮小される場合もある。指定加盟国の官庁が、保護の範囲に影響を及ぼす更なる決定（官庁以外の当局に対する申立ての結果から生じた決定等）を知った場合、その官庁は、標章が現在保護されている商品及びサービスを記載した更なる声明を国際事務局に送付する。こうした声明では、標章がいかなる商品及びサービスについても保護されなくなったことが示される場合もある。[規則18の3(4)]

### 第18規則の3の規定に基づき受領した声明の記録（保護の範囲又はその拒絶に関する決定）

463. 国際事務局は、[第18規則の3](#)の規定に基づき受領した声明（すなわち、保護の範囲に関して官庁から受領した声明）を国際登録簿に記録し、その旨を名義人に通報し、また、その声明が特定の書面の様式で通信された場合又は複製することができる場合、その書面の写しを名義人に送付する。第18条規則の3の規定に基づき受領された声明は、[公報](#)でも公開される。これに加え、これらの声明の写しの電子版も[マドリッドモニター](#)で公開される。  
[[規則18の3\(5\)](#)] [[規則32\(1\)\(a\)\(iii\)](#)]

### 指定加盟国での無効

464. 指定加盟国の領域における保護範囲は、その全部又は一部を無効とすることができる。国際登録の文脈における「無効（invalidation）」とは、指定加盟国の所轄庁（行政上であるか司法上であるかにかかわらず）が、その加盟国の指定に包含される商品及びサービスの全部又は一部について、その加盟国の領域における国際登録の効力を抹消する又は取り消す決定を行うことを意味する。

465. 国際登録の効力は、幾つかの理由により無効にすることができる。例えば、名義人が標章の使用に関する法の規定を遵守していない、標章が一般的になった又は誤認を招く、指定が最初に審査された際に拒絶されるべきだったことが立証された等の理由が挙げられる。無効は、名義人がその権利を擁護する機会を得ることなく言い渡されてはならない。このような無効訴訟は、国際登録の名義人、無効訴訟を提起した当事者及び関係所轄庁（官庁又は裁判所）の間で直接行われる。名義人が現地代理人を選任する必要がある場合がある。この訴訟は関係加盟国の法及び慣行に全面的に従う。 [[5条\(6\)](#)]

466. こうした無効に適用される手続きと実体法は、該当の加盟国官庁に直接登録された標章に適用するものと同じである。標章の保護は、例えば、名義人が標章の使用に関する加盟国の法の規定を遵守していない、標章が一般的になった又は誤認を招く、指定が最初に審査された際に拒絶されるべきだったことが（第三者により提起された訴訟において、侵害訴訟における反訴において等）立証された等の理由により、無効にすることができる。

467. 国際登録の効力が、指定加盟国において（全部又は一部について）無効とされ、その無効が一切の申立ての対象となくなった場合、その指定加盟国の官庁は、次の関連する事実を国際事務局に通報しなければならない。 [[規則19](#)]

- 無効を宣言した当局（官庁又は特定の裁判所等）、無効が宣言された日及び無効が申立ての対象となくなったという事実
- 国際登録の番号及び名義人の氏名／名称

- 無効がすべての商品及びサービスに関係しない場合、関係する商品及びサービス（国際登録の対象外となった商品及びサービスを記載する又は依然として対象である商品及びサービスを記載する。）
- 無効が宣言された日及びその効力発生日

## 無効の記録

468. 国際事務局は、適用要件を満たす通報の受領日をもって、無効と通報に含まれるデータとを国際登録簿に記録し、本国官庁が情報の受領を希望することを国際事務局に通知している場合、その旨を本国官庁と名義人とに通報する。国際事務局はまた、無効を[公報](#)で公開する。 [[規則32\(1\)\(a\)\(x\)](#)]

## 第23規則の2の規定に基づく、国際事務局を通じて送付される指定加盟国官庁からの通信

469. 名義人は、指定加盟国の官庁から（国際事務局を通じて）、規則に規定の義務に該当しない通信を受領することができる。これは、加盟国の法により、官庁が、送達のための住所も現地代理人も関係加盟国に有しない名義人に対し、通信を直接送付することができない場合に重要となる。こうした通信により、例えば、その関係加盟国で取消訴訟が開始されたことを名義人に通報し、名義人にその権利を防御するための期間を与えること等が可能になる。

470. 国際事務局は、通信の内容を審査することなく、また、国際登録簿に記録することなく、その通信を名義人又は記録された代理人に送付する。こうした通信は、官庁の公用語であって、英語、フランス語、スペイン語のいずれでもない言語で記載されてもよい。 [[規則23の2](#)]

471. 国際標章に対し提起された訴訟の結果、その関係加盟国での権利に影響を及ぼす決定が下された場合、官庁は、[第18規則の3\(4\)](#)（更なる決定）又は[第19規則](#)（無効）に基づき、名義人に通報する義務を負う

## 事後指定

472. 名義人は、事後指定（加盟国の追加）を提出することにより、既存の国際登録の地理的範囲を拡大することができる。名義人は、例えば、新たな領域への拡大や、国際出願の提出時に議定書の締約国でなかった加盟国を追加する等の幾つかの理由で、これを希望することができる。名義人はまた、国際登録においてすべての商品及びサービスを包含していなかった既存の指定範囲を拡大することを希望したり、名義人が（最終拒絶、無効又は放棄に従って）保護を得られなかったが、この保護を妨げる理由がもはや存在しないため、加盟国を再指定することを希望したりすることもできる。 [[3条の3\(2\)](#)]

473. 事後指定とは、国際登録が更なる加盟国にまで拡大されることを意味し、これは、国際登録に記録されている指定商品及びサービスのすべてについて又は指定商品及びサービスの一部のみについて行うことができる。国際事務局は、すべての方式要件が充足されていれば、既存の国際登録で既に指定されている加盟国についても、事後指定を記録する。

474. 指定商品及びサービスの限定、保護の一部拒絶又は一部無効の後、国際登録に起因する保護が、所定の加盟国において、国際登録に記録された商品及びサービスの一部のみを包含する場合、残りの商品及びサービスの全部又は一部について事後指定を行うことができる。

475. ある加盟国が複数の事後指定の対象となっており、こうした指定のそれぞれが、国際登録簿に記録された指定商品及びサービスの様々な部分に言及しているか又は同一若しくは類似の商品及びサービスにも言及している場合、保護の範囲を決定し、同一又は類似の商品及びサービスに関するそのような重複した指定を認めるかどうかは、指定加盟国に一任されている。

476. 1回以上指定されたことのある指定加盟国について放棄が申請された場合、その同一の加盟国に関するすべての指定が放棄されることに留意する必要がある。これはつまり、実務上の方策として、名義人が、ある加盟国を放棄した後に（事後指定によって）再指定することを希望した場合、名義人は、事後指定を申請する前に放棄が記録されていることを確認する必要があることを意味する。

## 事後指定ができない特定の場合

477. 原則として、事後指定は、すべての加盟国について、いつでも行うことができる。しかしながら、議定書第14条(5)の規定に基づく宣言を行った加盟国は例外となる。これはつまり、国際登録日が関係加盟国での議定書の発効日より早い場合、その加盟国は事後指定の対象となることができないことを意味する。こうした宣言を行った加盟国は、ブラジル、エストニア、インド、フィリピン等少数である。例えば、国際登録の名義人がインドを事後指定する場合、2013年7月8日がインドでの議定書の発効日であるため、その国際登録日がこの日付以降である場合のみ、インドを事後指定することができる。同様に、ブラジルの場合であれば、2019年10月2日がブラジルでの議定書の発効日であるため、その国際登録の日はこの日付以降でなければならない。 [14条(5)]

## 事後指定の提出

478. 名義人は、事後指定の申請を公式オンラインの「登録の保護を拡大する (Expand protection of your registration)」様式を用いて提出しなければならない。また、これに代わり、名義人は、様式MM4 (MM4提出時の注も参照のこと。) を国際事務局に直接提出するか又は名義人の加盟国官庁を通じて提出することもできる。 [規則24(2)(a)]

479. 事後指定は、WIPOウェブサイトで公開されているオンラインの「登録の保護を拡大する (Expand protection of your registration)」様式を用いて国際事務局に直接送信することが推奨される。これが、加盟国を国際登録に追加するための最も簡易な方法である。国際登録番号を所定のオンライン様式に入力すれば、事後指定が可能な締約国の一覧が表示されるため、名義人は、指定したい加盟国並びにその商品及びサービス（指定商品及びサービスの限定を含む）を容易に選択することができる。更に、手数料は自動的に算出され、クレジットカードを用いることにより又はWIPO当座口座からの引き落としにより納付することができる。 [規則24(2)(a)及び(3)]

480. 方式要件が充足されていない場合、国際事務局は、事後指定を考慮せず、その旨を送付者に通報する。 [規則24(10)]

## 事後指定の言語

481. 事後指定は、国際登録の基礎となった国際出願が提出された言語とは別に、通信の送付者の選択により、英語、フランス語又はスペイン語で国際事務局に送付することができる。つまり、事後指定が名義人によって直接提出される場合、名義人はこの言語のうちどれを使用するかを選択することができる。しかしながら、事後指定が官庁を通じて提出される場合、この官庁は名義人が言語を選択することを容認するか又は名義人に対しこれらの言語のうち1又は2言語に絞るよう求めることができる。[規則6(2)]

482. 名義人は、事後指定の申請に記載の文章について、残りの言語のいずれかに翻訳したものをその申請に添付することができる。これは、事後指定が名義人によって国際事務局に直接提出されたものであるか官庁によって提出されたものであるかにかかわらず、適用される。国際事務局が提出された翻訳が不正確であるとみなした場合、国際事務局は、1ヶ月以内に更正案について見解を述べるよう名義人に求めた後、翻訳を更正する。所定期間内に見解が送付されなかった場合、提出されたその翻訳は国際事務局により更正される。[規則6(4)(a)]

## 公式様式

483. 次の情報は、公式様式 [\(オンラインの「登録の保護を拡大する \(Expand protection of your registration\)」様式又は様式MM4\)](#) で提出されなければならない。1つの様式で複数の加盟国を指定することができる。[規則24(2)(b)] [細則2節]

## 国際登録番号

484. 名義人は、事後指定を希望する国際登録の番号を記載しなければならない。事後指定は、1件の国際登録にのみ関連させることができる。[オンラインの「登録の保護を拡大する \(Expand protection of your registration\)」](#) 様式の利用で得られる明らかな利点は、国際登録番号を入力すると、(国際登録簿に記録されている) 国際登録の情報が表示されることである。[規則24(3)(a)(i)]

## 国際登録の名義人

### 氏名/名称

485. 名義人は、国際登録簿に登録した氏名/名称と同一の氏名/名称を記載しなければならない。名義人が氏名/名称を変更したが、その変更が国際登録簿に記録されていない場合、名義人は、事後指定に新たな氏名/名称を反映させることを意図していれば、事後指定を行う前に変更の記録の申請を行う。国際事務局は、申請に記載された氏名/名称と国際登録簿に記録されているものが異なる場合、それを欠陥のある事後指定として処理する。[規則24(3)(a)(ii)]

486. 名義人が複数名いる場合、共同名義人の1又は複数の氏名/名称を国際登録簿に記録されている通りに正確に記載する。

## 指定加盟国

487. 公式様式には、国際登録後に保護の拡大を求める加盟国毎にチェックを入れる欄が設けられている。[規則24(3)(a)(iii)]

488. それ自体は加盟国ではない特定の領域について、関係加盟国が議定書の適用をその特定の領域に拡大している場合、その領域を事後指定することができる。これには、ボネール島、セント・ユースタティウス島及びサバ（BES島）、キュラソー、セント・マルテン（オランダ領）が該当する。これらの領域は加盟国ではないが、ここでいう関係加盟国とはオランダである。同様に、ガーンジー代官管轄区も加盟国ではないが、英国が議定書の適用をガーンジー代官管轄区にまで拡大したため、この管轄区を指定することができる（2021年1月1日現在）。これらの領域は加盟国ではないものの、締約国であるものとして官庁の役割を果たす。

## 標章の使用意思の宣言

489. 加盟国が第7規則(2)の規定に基づき標章を使用する意思の宣言を発出している場合、この要件は、その加盟国が事後指定の対象となっている場合にも適用される。パラグラフ312～316、373及び374の国際出願に基づく標章の使用の意思に関するコメントを参照のこと。[規則24(3)(b)]

## 第二言語の記載及び優先順位の主張（欧州連合の指定を目的とした場合）

490. EUが事後指定された場合、名義人は第二言語を記載する。この第二言語は、第三者がEUIPOに対して異議申し立てや取消しの申し立てを提出する際の言語としてのみ供される。

491. 第二言語の記載が欠落している又は不正確であった場合、国際事務局はここでも事後指定を記録し、EUIPOに通報する。しかしながら、これを事由とした暫定的拒絶は、EUIPOにより通報され、名義人がEUIPOに対し直接解消する必要がある。

492. EUを事後指定する場合、第二言語は、事後指定の言語にかかわらず、国際登録の基礎となった国際出願の言語であってはならない点に留意する。例えば、国際出願がフランス語で提出され、その事後指定が英語で提出された場合、EUの事後指定には第二言語としてフランス語を選択してはならない。[規則24(3)(c)(iii)]

493. 名義人は、EUを事後指定した際、いくつかの要件（名義人、標章、商品及びサービスは同一でなければならない等）が充足されている場合に限り、EU加盟国で保護されている既存の国内商標登録又は国際登録について、優先順位（先の権利）を主張することができる。有効な優先順位的主張とは、関係加盟国における先の権利が、その特定の国における名義人の商標権に不利益を生じることなく、失効することが認められることを意味する。原則として、優先順位概念は、マドリッド制度における「代替」の概念に基づく。優先順位的主張の詳細は、関係国際登録に関する公報で公開される。詳細については、パラグラフ309～311を参照のこと。[規則9(5)(g)(i)] [規則24(3)(c)(iii)]

## 事後指定に係る商品及びサービス

494. 事後指定が、すべての指定加盟国について、関係国際登録に含まれているすべての商品又はサービスを対象としている場合、その旨を該当欄にチェックを入れることにより記載する。事後指定が、すべての関係加盟国について、国際登録に含まれている商品又はサービスの一部のみを対象としている場合、その旨を該当欄にチェックを入れることにより記載し、事後指定に含まれる商品又はサービスを連続用紙に列記する。事後指定が、指定加盟国の一部について、国際登録に含まれる商品又はサービスの一部のみを対象としており、その他の指定加盟国について、国際登録に記載されている商品又はサービスのすべてを対象としている場合、その旨を該当欄にチェックを入れることにより記載し、その詳細（どの加盟国を対象としたどの商品及びサービスであるか）を、連続用紙に記載する。[規則24(3)(a)(iv)]

495. 事後指定に記載の指定商品及びサービスは、国際出願の提出時点でのニース分類の版に従う。よって、国際登録の記録後しばらくしてから事後指定が提出された場合、その商品及びサービスは異なるニース分類の版に分類される可能性がある。例えば、2015年に記録された国際登録に含まれる「くるみ割り器」の商品は、第8類に分類される。この商品はその後、第21類に再分類されている。しかしながら、国際事務局は、事後指定又は更新の際に商品及びサービスを再分類することはない。よって、名義人が「くるみ割り器」を包含する事後指定を2017年に提出した場合、これは第21類ではなく第8類に分類される。指定加盟国の官庁は、国際登録の分類の後に保護範囲を決定する。

## その他の記載

496. 特定の指定加盟国により求められる記載は多くあるため、名義人はその加盟国による拒絶を回避するためにこれを記載したいと考えるかもしれない。しかしながら、こうした記載が国際出願で既に提出されている場合、これは関係官庁への事後指定の通報に自動的に記載されるため、繰り返し記載する必要はない。[規則24(3)(c)]

## 名義人に関する記載

497. 名義人は、自然人である場合、その者が国民である国を記載することができる。法人は、その法的性質、その法人が設立された又は組織された国の名称及び、該当する場合、その国の領域を記載することができる。名義人はこの情報を提出する必要はないが、こうした記載を求める加盟国もあり、こうした加盟国は、これが提出されない場合、暫定的拒絶を発出する。

## 色彩付き標章の1又は複数の部分の記載

498. 色彩が標章の識別性ある特徴として国際出願で主張された場合、名義人は、各色彩について、その色彩を有する標章の主な部分を記載することができる。

## 翻訳

499. 標章が、翻訳することができる1又は複数の言葉から成る場合、名義人は該当欄に、これらの言葉を英語及び／又はフランス語及び／又はスペイン語に翻訳したものを記載することができる。標章に含まれる言葉が意味を有さず、そのため翻訳できない場合、その旨を記載する。

## 任意の説明

500. 名義人は、その標章が国際登録にまだ記載されていない場合、その標章の説明を任意で記載することができる。これにより、名義人は、その説明が基礎標章に記載されていたか又はそれと文言が異なっていたかにかかわらず、指定加盟国の要件を満たすことができる。

## 事後指定の日付

501. 名義人は、事後指定が、関係国際登録に関する変更若しくは一部取消しの記録の後又はその国際登録の更新の後に、効力を生じるよう申請することができる。 [[規則24\(3\)\(c\)\(ii\)](#)]

## 名義人及び／又はその代理人の署名

502. 名義人が事後指定を直接国際事務局に提出する場合、名義人（又はその代理人）は、それに署名しなければならない。 [[規則24\(2\)\(b\)](#)]

503. 事後指定が官庁により国際事務局に提出された場合、国際事務局は名義人又は代理人の署名を求めない。しかしながら、官庁は、名義人（または代理人）の署名を要求又は確定することができる。

## 事後指定を提出する名義人の加盟国官庁による受領日及び宣言

504. 官庁により国際事務局に提出される事後指定は、この官庁による署名が付されなければならない。これにはまた、官庁が事後指定を提出するための申請を受領した日も記載されなければならない。名義人が事後指定を国際事務局に直接提出する場合、様式のこの欄は空白にする。 [[規則24\(2\)\(b\)](#)] [[規則24\(3\)\(a\)\(vi\)](#)]

## 手数料計算表

505. 名義人は、手数料及びその納付方法に関するすべての関連情報を手数料計算表に記載する。国際出願様式における手数料計算表の記入に関する注意事項（パラグラフ321～340）及び国際事務局への手数料納付に関する一般的注意事項（パラグラフ74～90）を参照のこと。

506. 事後指定に関する納付手数料は、次の通りである。 [[規則24\(4\)](#)]

- － 基本手数料（300スイスフラン）
- － 関連する宣言（パラグラフ325及び326）を行った加盟国の指定毎の個別手数料（但し、その指定加盟国が協定にも拘束される国である場合及び本国官庁が協定にも拘束される国の官庁である場合を除く（このような指定には付加手数料を納付する）。）
- － 個別手数料の納付を求めない指定加盟国毎の付加手数料

507. WIPOウェブサイトで公開されている[手数料計算システム](#)を利用して、事後指定に関する納付手数料を算出することができる。

508. 事後指定は、国際登録のライフサイクルと同じものに従う。これはつまり、事後指定の納付手数料は、関係国際登録について既に手数料が納付されている10年間の残りの期間に対するものである。言い換えれば、手数料の額は、国際登録の更新までに事後指定が効力を有する年数に関係なく、同じである。名義人は、更新日の直前の時期に事後指定を行う場合、この点に留意するとよい。費用が問題となる場合、名義人は、事後指定を国際登録の更新後に記録するよう国際事務局に申請することができる。

509. 手数料は、手数料計算表で指定されている様々な方法のいずれかで納付することができる。国際出願の場合と同様に、最も便利な納付方法は、国際事務局に開設した当座口座を使用して、必要額を引き落とすよう国際事務局に（手数料計算表を作成することにより）単に指示することである。この方法で納付する場合、引落とし額を指定してはならない。手数料が国際事務局の口座からの引落とし以外の方法で納付される場合又は納付者が国際事務局の口座からの引落とし額を指定することを希望する場合、納付方法、納付額又は引落とし額、納付者又は引落とし指示を出す当事者を手数料計算表に記載しなければならない。[オンライン事後指定](#)を利用する場合、手数料をクレジットカードで納付することができる。

## 事後指定の効力

510. 事後指定した加盟国での標章の保護は、事後指定日から、その標章が、その加盟国の官庁に直接出願されていた又は寄託されていた場合と同じである。暫定的拒絶が国際事務局に所定の期間内に通報されなかった場合又はこの通報された拒絶がそのようにみなされなかった場合若しくはその後に取り下げられた場合、関係加盟国における標章の保護は、事後指定日から、その標章がその加盟国の官庁により登録されていた場合と同じとする。[[4条\(1\)](#)]

## 事後指定日

511. 名義人が国際事務局に直接提出した事後指定には、国際事務局の受領日が付される。[[規則24\(6\)\(a\)](#)]

512. 官庁により国際事務局に提出された事後指定には、それが適用要件を満たしている場合、その官庁の受領日が付されるが、但し、その事後指定がその受領日から2ヶ月以内に国際事務局により受領された場合に限る。国際事務局が所定期間の満了後に事後指定を受領した場合、事後指定には国際事務局の受領日が付される。これは、[第5規則の2](#)の規定に基づく処理の継続の場合にも適用されるが、これは、処理の継続の手続きは、事後指定日の決定に影響を及ぼさないという理由からである。[[規則24\(6\)\(b\)](#)]

513. 事後指定に欠陥がある場合、事後指定日に影響を与える場合がある（[パラグラフ512](#)を参照のこと）。

514. 一般的に、より早い日付を取得できれば、名義人に有利となる。しかしながら、特定の状況においては、これが複雑な事態を招き、不利になることさえある。例えば、事後指定が、国際登録の更新期限日の直前に官庁を通じて提出されたが、更新日後に国際事務局に到着した場合、その事後指定にはしかしながら、更新日より早い日付が付される。よって、事後指定はその更新日に満了する。従って、その効力を維持するためには、新たな指定加盟国について求められる付加手数料又は（該当する場合）個別手数料を再度納付する必要がある。以下では、例えば、国際登録の更新日が**2022年7月5日**であり、事後指定がその1ヶ月前に申請された場合、次のような問題が発生する可能性があることが説明される。

### 更新日の直前に申請した事後指定の事例



515. 事後指定とは対照的に、[第25規則](#)の規定に基づく変更の記録（名義人の詳細の変更、名義人の変更又は保護範囲の変更等。パラグラフ538、562、603、645及び660を参照のこと。）は、適用要件を満たした申請が国際事務局により受領された日に効力を発するとみなされ、変更の記録の申請が官庁を通じて提出されたか又は国際事務局に直接提出されたかは関係ない。これはつまり、事後指定及び変更の記録の申請が官庁を通じて同時に提出された場合、事後指定には一般的に変更の日より早い日付が付されることを意味する。例えば、名義人が特定の加盟国について保護を（その加盟国による拒絶のため）放棄し、その後直ちに事後指定によって保護をその加盟国にまで再拡大することを希望することがある。この放棄及び事後指定が同時に官庁を通じて行われた場合、[第24規則\(6\)\(b\)](#)の規定の結果として、その関係加盟国に関する放棄は、その加盟国まで新たに領域を拡大した後に効力が発生する。この場合、その特定の加盟国について効力を有する指定は存在しなくなる。

516. 名義人は、この類の問題を回避するために、事後指定様式の該当欄にチェックを入れることにより、事後指定の効力は、関係国際登録に関する変更若しくは一部取消しの記録の後に又はその国際登録の更新の後に、効力が発生しなければならないということを記載することができる。こうした変更又は一部取消しについては、これを指定し、関連様式が提出されなければならない。[[規則24\(6\)\(d\)](#)]

517. 事後指定に優先権の主張を記載することはできない。前述の各パラグラフでの説明に従い決定された事後指定日が、国際登録について記録された優先日から6ヶ月以内である場合、後の出願が享受する優先権は、事後指定により包含される加盟国においても効力が発生する。

## 保護期間

518. 事後指定に基づく保護期間は、国際登録の保護期間と同一の日に満了する。例えば、国際登録が登録後既に8年経過している場合、事後指定の納付手数料の対象期間は、わずか2年となる。これはつまり、国際登録の更新日（つまり更新手数料の納付日）は、指定加盟国が記録された日に関係なく、国際登録に含まれるすべての指定について同一である（パラグラフ784も参照のこと）。[規則31(2)]

## 欠陥のある事後指定

519. 国際事務局は、事後指定に欠陥があるとみなした場合、その旨を名義人に通報する。事後指定が官庁によって提出された場合、国際事務局はその官庁にも通報する。[規則24(5)(a)]

520. 事後指定に欠陥があり、その欠陥が、関係国際登録の番号、指定加盟国の記載、指定商品若しくはサービスの記載又は事後指定に添付される使用意思の宣言に関する場合、事後指定日は、その欠陥が是正された日となる。事後指定が官庁によって国際事務局に提出された場合、事後指定の申請の官庁による受領日から2ヶ月以内にこの欠陥が是正されれば、事後指定日は影響を受けない。この場合、事後指定には引き続き、事後指定の申請の官庁による受領日が付される。[規則24(6)(c)(i)]

521. その他の欠陥は、事後指定日に影響しない。[規則24(6)(c)(ii)]

522. 欠陥が、国際事務局による通報日から3ヶ月以内には是正されない場合、事後指定は放棄されたものとみなされる。ただし、公式様式MM18（「標章を使用する意思の宣言」。MM18提出時の注も参照のこと。）が米国（US）を包含する事後指定とともに提出されていない場合又は提出された様式に瑕疵がある場合及びこの欠陥が所定期間内に是正されない場合、米国の指定のみが事後指定に記載されていないとみなされる。国際事務局は、事後指定に他の加盟国が記載されている場合、その審査を進める。国際事務局は、基本手数料の2分の1を留保することを条件として、納付された手数料を納付者（名義人、代理人又は官庁）に返金する。現在、この額は150スイスフランとなっている。[規則24(5)(b)] [規則24(5)(c)]

523. 名義人が事後指定を国際事務局に直接提出した場合、国際事務局はその欠陥を是正しなければならない。事後指定が官庁によって提出された場合、その官庁が欠陥を是正することができる。実際、欠陥の性質によっては、名義人が単独で欠陥を是正することが困難又は不可能な場合もある（官庁が事後指定に署名していない場合や、官庁が事後指定の申請の受領日を記載していない場合等）。よって、名義人が、官庁を通じて提出された事後指定に欠陥があるという通報を国際事務局から受けた場合、名義人は、その官庁に問い合わせ、その欠陥が適切に是正されるよう確認する。前述を考慮しまた不必要な欠陥を回避するため、名義人は、公開されているオンラインフォームを使用して事後指定を国際事務局に直接提出することが推奨される。

524. 名義人が3ヶ月の期間内に欠陥を是正できなかった場合、名義人は処理の継続を申請することができる。処理の継続の申請は、遵守できなかった期間の満了後2ヶ月以内に公式様式MM20で国際事務局に提出されなければならない（[MM20提出時の注](#)も参照のこと）。この申請に加え、遵守できなかった期間に関するすべての要件が満たされなければならない。また、処理の継続に関する手数料が納付されなければならない。処理の継続の救済措置に関する詳細については、[パラグラフ65～69](#)を参照のこと。 [[規則5の2](#)]

## 記録、通報及び公開

525. 事後指定が適切であると認められた場合、国際事務局は事後指定を国際登録簿に記録し、指定加盟国の官庁に通報する。国際事務局は同時に名義人に通報し、事後指定が官庁を通じて提出された場合には、その官庁にも通報する。 [[規則24\(8\)](#)]

526. 優先権主張が依然として適用されている場合（[パラグラフ504](#)を参照のこと）、優先権の宣言に関する情報は事後指定が公開された公報に記載される。 [[規則32\(1\)\(a\)\(v\)](#)]

527. 事後指定は[公報](#)で公開される。公報はWIPOウェブサイトで公開されている[マドリッドモニター](#)により閲覧することができる。事後指定は英語、フランス語及びスペイン語で記録及び公開される。以前の言語体制において、フランス語のみで公開されていた又は英語及びフランス語のみで公開されていた古い国際登録に関しては、今後、それぞれ、公開は英語及びスペイン語でなされ、再公開はフランス語でなされるか又は公開はスペイン語でなされ、再公開は英語及びフランス語でなされる。事後指定そのものは、英語、フランス語及びスペイン語で国際登録簿に記録される。 [[規則6\(3\)](#)]

## 指定加盟国による保護範囲の決定

528. 指定加盟国の官庁は、国際出願又は事後指定のいずれで指定されたかにかかわらず、国内法及び[第16規則～第18規則の3](#)の規定に従った保護範囲に関する決定を発出するために、同一の実体審査を行う。これはつまり、官庁が拒絶理由はないとみなした場合、保護付与の声明を発行する。官庁が拒絶理由があるとみなした場合、官庁は暫定的拒絶通報を発行する。加盟国が保護の暫定的拒絶を通報する期間は、国際事務局がその加盟国官庁に事後指定を通告した日から起算して、1年か又は[第5条\(2\)\(b\)](#)の規定に基づく宣言が行われた場合は18ヶ月である。 [[5条\(2\)](#)] [[規則24\(9\)](#)]

## 締約機関（欧州連合）の指定加盟国の転換に起因する事後指定

529. 欧州連合商標制度では、欧州連合（EU）の商標出願が取り下げられた若しくは拒絶された場合又はEU商標登録について効力を失った場合、そのEU商標の名義人は、国内商標出願への転換（conversion）の申請を1又は複数のEU加盟国の官庁に提出することができる。この選択肢、つまり特徴は、「オプティンバック（opting-back）」規定とも呼ばれている。

530. 転換の効果は、転換に起因する国内商標出願には、EU商標出願又は商標登録と同一の出願日が付与される（並びに、該当する場合、同一の優先日及び／又は優先順位の主張を享受する）ことにあるが、これは、転換の申請が欧州連合の法に定められた期間内に提出された場合に限る。

531. 国際登録におけるEUの指定の取下げ、拒絶又は失効があった場合、マドリッド制度に基づく加盟国の事後指定を通じて転換を申請することもできる。これにより、国際登録の名義人は、EUの指定を、加盟国の官庁に直接出願する国内出願への転換か又はマドリッド制度に基づくその加盟国の事後指定への転換か選択することができる。転換に起因する事後指定にのみに関する情報が次に説明されている。[規則24(7)(a)]

532. 一般原則として、転換に起因する事後指定は、次を条件として、「通常の」事後指定について規定された要件（パラグラフ472～509を参照のこと。）を遵守しなければならない。

### 公式様式及び内容

533. 転換に起因する事後指定は、「通常の」事後指定に用いられる様式（MM4）ではなく、特定の公式様式（様式MM16。MM16提出時の注も参照のこと。）を用いて提出されなければならない。この申請はEUIPOにより国際事務局に提出されなければならないため、EUIPOが定めた様式を使用することが推奨される（詳細については後述を参照のこと）。

534. 転換に起因する事後指定の記録の申請には、次の事項が記載又は表示されなければならない。[規則24(7)(b)]

- － 関係国際登録の番号
- － 名義人の氏名／名称及び住所
- － その指定が転換される加盟機関（EU）
- － 事後指定の対象となる加盟国又は加盟機関の国
- － 転換に起因する加盟国の事後指定が、加盟機関の指定に関する指定商品及びサービスのすべてについて行われる場合にはその旨又はその加盟機関の指定がその加盟機関の指定に関する指定商品及びサービスの一部についてのみ行われる場合には、その商品及びサービスについて行われる旨
- － 納付手数料の額及び納付方法又は国際事務局に開設された口座からの手数料の必要額を引き落とすための指示並びに納付者又は納付指示を出す当事者の特定

## 転換に起因する事後指定の提出

535. 転換に起因する事後指定は、常に加盟機関の官庁、すなわち、EUIPOを通じて国際事務局に提出されなければならない。EUIPOは、こうした申請が自己の法に基づく必要条件を満たしているかどうか（特に、期間に関する要件が満たされているかどうか）を判断した後に、転換に起因する事後指定を国際事務局に送付しなければならない。利用者は、申請はEUIPOに直接提出されなければならないため、[EUIPOが定めた様式を使用すること](#)が推奨される。[規則24(2)(a)(iii)]

## 転換に起因する事後指定の日

536. 転換に起因する事後指定には、関係国際登録における加盟機関の指定が国際登録簿に記録された日が付される。これは、国際登録日又は事後指定日のいずれかとすることができる。[規則24(6)(e)]

## 国際登録の様々な変更の記録

537. マドリッド制度の利点の1つは、名義人が直接国際事務局に対して権利を一元管理できることである。これはつまり、名義人が直接国際事務局に対して多くの変更を申請することができ、方式要件が満たされれば、国際事務局が申請された変更を記録し、関係指定加盟国それぞれに通報するということを意味する。

538. 名義人は、次に列記する国際登録の様々な変更の記録の申請を提出することができる。[規則25]

- 名義人の氏名／名称、住所又は法的性質の変更
- 国際登録の保護範囲の減縮（限定、放棄、取消し等）
- 名義人の変更
- 記録された代理人の氏名／名称及び／又は住所の変更

## 通信、記録及び公開の言語

539. 一般的に、すべての通信、国際登録簿への記録及び[公報](#)での公開は、英語、フランス語又はスペイン語で記載することができる。しかしながら、2004年4月1日より前に提出された出願に起因し、事後指定の記録が係属しているすべての国際登録については、次に従う。[規則6(2)] [規則40(4)]

- 協定のみに従っている場合、フランス語が引き続き、通信、記録及び公開に記載される唯一の言語となる。
- 議定書の全部又は一部に従っている場合、フランス語及び英語が引き続き、通信、記録及び公開に記載される言語となる。

2004年4月1日から2008年8月31日の間に提出された出願に起因し、事後指定の記録に係属している国際登録については、次に従う。

- 協定のみに従っている場合、前述同様に、フランス語が引き続き、通信、記録及び公開に記載される唯一の言語となる。（この期間に提出された出願に基づく登録であって、議定書の全部又は一部に従っているものは、2004年4月1日からのスペイン語の導入に従い、完全な三言語体制を享受することができる。）

## 名義人の氏名／名称、住所又は法的性質の変更

540. 国際登録の名義人は、その氏名／名称及び／又は住所の変更の記録を申請することができる。名義人が法人である場合、その法人の法的性質に関する記載の追加又は変更の申請を提出することもできる。名義人が法人である場合、名義人の機関の法的性質及び国に関する情報を提出できる機会がマドリッド制度に導入されており、これにより、名義人は特定の加盟国の法の要件を充足することができる。特定の加盟国では、法人は、法的性質の変更により新たな法人を設立することなく、法的性質の変更を行うことができる。しかしながら、これにより、国際登録簿に記載され加盟国に通報された名義人の情報が最新のもでなくなることから、公訴、権利行使、訴訟手続き等において国際登録の名義人に重大な問題が生じる可能性がある。こうした記載が国際事務局に提出された場合、その情報は国際登録の一部となる。

### 申請の提出

541. 国際登録の名義人は、適用される国内法を遵守するために、氏名／名称及び／又は住所の変更に必要な様式と同じ様式を使用して、国際事務局により記録されたその法的性質（有限責任会社、株式会社等）を追加又は更新することができる。名義人の法的性質の追加の申請又は名義人の氏名／名称、住所若しくは法的性質の変更の記録の申請は、WIPO ウェブサイトで公開されているオンラインの「[名義人詳細を変更する（Change holder details）](#)」様式又は公式様式MM9を用いて、国際事務局に提出されなければならない（MM9 提出時の注も参照のこと）。名義人の氏名／名称、住所又は法的性質の変更の記録を申請する最も簡易な方法は、オンラインの「[名義人詳細を変更する（Change holder details）](#)」様式を使用することである。[規則25(1)(a)(iv)]

542. この様式は、名義人が直接国際事務局に提出するか又は名義人の加盟国の官庁を通じて提出することができる。国際事務局への直接の提出は、記録される日が早くなる可能性があるため、これが推奨される。[規則25(1)(b)]

543. 単一の様式に、1件又は複数の国際登録に対して1又は複数の変更を記載することができる。関係登録のそれぞれについて記録されている名義人の氏名／名称が同一である場合に限り、同一の1又は複数の変更を複数の国際登録に対して記録することができる。例えば、名義人は、単一の様式を提出することで、複数の国際登録の氏名／名称及び住所の変更を記録することができる。名義人はまた、単一の様式を提出することで、1件の国際登録に関する氏名／名称、住所、法的性質の記載の各変更等の多くの変更の記録を申請することができる。

544. 記載された変更により国際登録の名義人の変更が生じた場合、[名義人詳細変更用のオンライン](#)様式又は公式[様式MM9](#)を使用しなければならない。名義人の氏名／名称の変更は、同一の自然人又は法人が引き続き国際登録の名義人であることを示唆する。名義人は、国際登録の実際の名義人の変更を記録するのではなく、氏名／名称の変更又は法的性質の変更の記録のみを申請することが法的に適切であるかどうかを、適用国内法／広域法に沿って、判断する必要がある。このような場合、[名義人変更用のオンライン](#)様式又は公式[様式MM5](#)を提出する（[MM5提出時の注](#)及びパラグラフ616～640を参照のこと）。

545. 名義人の氏名／名称、住所及び法的性質の各変更に関する記録、通報及び公開の言語については、[パラグラフ539](#)を参照のこと。

## 公式様式

546. 次の情報は、公式様式（[名義人詳細変更用オンライン](#)様式又は[様式MM9](#)）で提出しなければならない。

### 国際登録番号

547. 名義人は、1又は複数の関係登録番号を記載しなければならない。その番号が（国際登録がまだ記録されていない又はそれが名義人に通報されていない等の理由で）不明である場合であっても、その他の番号を記載してはならない。名義人は、その関係国際登録番号の通報を受けてから、この様式を提出する。

### 名義人の氏名／名称

548. 国際登録簿に記録されている名義人の氏名／名称を記載しなければならない。

### 名義人の氏名／名称又は住所の変更

549. 様式では、変更された情報(氏名／名称の変更又は住所の変更)のみを記載する。つまり、氏名／名称のみが変更された場合、新たな氏名／名称を記載すればよく、同様に住所のみが変更された場合、氏名／名称を繰り返し記載する必要はない。

550. 共同名義人が存在し、変更がそのうちの1名のみ適用される場合、その変更が適用される名義人を明確にしなければならない。複数の共同名義人が存在するものの、そのうちの1名のみ氏名／名称及び／又は住所が新しくなる場合、その名義人の新たな氏名／名称及び／又は住所並びにその他の名義人の変更されていない氏名／名称及び／又は住所を連続用紙に記載する。例えば、AとBは、国際登録の共同名義人であって、Bのみが氏名／名称又は住所の変更を希望する場合、継続用紙に次の詳細を記載する。

「Aの氏名／名称及び／又は住所に変更はない。Bの新たな氏名／名称及び／又は住所は、次の通り変更された。すなわち、[...]。」

551. 前述の例において、Bの新たな氏名／名称及び／又は住所のみが記載されており、Aに関する情報の記載がない場合、国際事務局は、欠陥是正通報を発出し、名義人に問題を明確にするよう求める。

## 名義人の法的性質に関する記載の記録又はその変更

552. 名義人が法人である場合、名義人は、法的性質（「有限責任会社」等）及びその法に基づきその法人が設立された国及びその領域（州、地域等）を記載することによって（「米国フロリダ州」等）、その法人の詳細を記録又は変更することができる。

### 名義人の連絡先

553. 名義人の連絡先（通信用の電子メールアドレス、住所等）の変更を申請するには、[名義人詳細変更用のオンライン](#)様式を使用する。変更手続きは無料である。

### 名義人及び／又はその代理人の署名

554. 国際事務局に様式を直接提出する場合、この様式には、国際登録簿に記録されている名義人又はその代理人の署名が付されていなければならない。 [[規則25\(1\)\(d\)](#)]

555. 様式が官庁を通じて国際事務局に提出された場合、その官庁は、名義人又はその代理人に対し署名を求めるか又はこれを認めることができる。国際事務局は、官庁を通じて提出された場合、署名の欠如を問題としない。

### 申請を提出する名義人の加盟国の官庁

556. 様式が国際事務局に提出する場合、変更を裏付ける書面を添付する必要はない。しかしながら、様式が官庁を通じて提出された場合、その官庁は、その様式に署名し、国際事務局に送付する前に、こうした書面の確認を求めることができる。官庁により国際事務局に提出された様式は、その官庁による署名が付されなければならない。 [[規則25\(1\)\(d\)](#)]

### 手数料計算表

557. 名義人は、手数料及びその納付方法に関するすべての関連情報を手数料計算表に記載する。国際出願様式における手数料計算表の記入に関する注意事項（パラグラフ321～340）及び国際事務局への手数料納付に関する一般的注意事項（パラグラフ74～90）を参照のこと。

558. 名義人の法的性質の記録の申請又は氏名／名称、住所又は法的性質の変更の申請は、[手数料表](#)に規定されている手数料の納付を条件とする。手数料は一律150スイスフランであり、これは、申請に記載された国際登録及び／又は記録若しくは変更のそれぞれの数に関係なく適用される。手数料は、手数料計算表で指定されている様々な方法のいずれかで（及びオンライン様式を利用した場合はクレジットカードで）納付することができる。最も便利な納付方法は、国際事務局に開設した当座口座を使用して、必要額を引き落とすよう国際事務局に単に指示することである。この方法で納付する場合、引落し額を指定してはならない。[名義人詳細変更用のオンライン](#)様式を利用する場合、手数料をクレジットカードで納付することができる。

## 欠陥のある申請

559. 名義人の氏名／名称、住所又は法的性質それぞれの変更の記録の申請が適用要件を満たしていない場合であって、その申請が官庁を通じて提出された場合、国際事務局は、名義人及びその該当の官庁に通報する。欠陥は、通報の日から3ヶ月以内に是正することができる。是正されない場合、その申請は放棄されたものとみなされる。既に納付された手数料は、[手数料表](#)の第7欄に規定されている手数料の2分の1に相当する額を減じた後、その手数料の納付者に返還される。現在、この額は75スイスフランである。 [[規則26](#)]

560. 申請が官庁を通じて提出された場合、名義人は、その官庁が欠陥を是正するのかそれとも名義人がそれを行うのかを明示する必要がある。

561. 名義人が3ヶ月の期間内に欠陥を是正できなかった場合、名義人は処理の継続を申請することができる。処理の継続の申請は、遵守できなかった期間の満了後2ヶ月以内に公式[様式MM20](#)で国際事務局に提出されなければならない（[MM20提出時の注](#)も参照のこと）。この申請に加え、遵守できなかった期間に関するすべての要件が充足されなければならない。また、処理の継続に関する手数料が納付されなければならない。処理の継続の場合、変更の記録の日付は、対応する要件を充足すべき期間の満了日となる。処理の継続の救済措置に関する詳細については、[パラグラフ65～69](#)を参照のこと。 [[規則5の2](#)] [[規則27\(1\)\(c\)](#)]

## 記録、通報及び公開

562. 国際事務局は、申請された名義人の詳細の変更を記録し、その旨を指定加盟国の官庁に通報する。同時に、国際事務局は、名義人及び、申請が官庁によって提出された場合、その官庁に通報する。名義人の法的性質の導入に関する情報又は名義人の氏名／名称、住所若しくは法的性質に関する変更は、適用要件を充足した申請の国際事務局による受領日をもって、記録される。名義人の詳細の変更の記録は、別の変更、一部取消し又は事後指定の各記録の前若しくは後に又は国際登録の更新の後に申請することができる。これに加え、国際事務局は、関連情報を[公報](#)で公開する。 [[規則25\(2\)\(c\)](#)] [[規則27\(1\)\(a\)及び\(b\)](#)] [[規則32\(1\)\(a\)\(vii\)](#)]

## 名義人の氏名／名称、住所又は法的性質の記録の効果

563. 国際事務局による通報を受けた場合、変更に関係する指定加盟国は記録された変更を記録し、必要に応じて、国内登録簿を更新する。

## 限定、放棄及び取消しの記録

564. 名義人は、国際登録の保護範囲について、次のいずれかの変更（減縮）の記録を希望することができる。

- － 指定加盟国の一部又は全部に影響を及ぼす可能性のある指定商品及びサービスの限定（「限定」）
- － 指定加盟国の一部について、すべての商品及びサービスに関する保護の放棄（「放棄」）

- 指定加盟国すべてについて、商品及びサービスの一部又は全部に関する国際登録の取消し（「取消し」）

565. 名義人は、限定、放棄又は取消しの記録を申請する前に、これらの手続きに関する最新の情報と手引きが記載されている、WIPOウェブサイトで公開されている[提出時の注](#)を参照することが推奨される。

## 限定、放棄又は取消しの効果及び結果

### 限定

566. 名義人は、指定加盟国の一部又は全部について、指定商品及びサービスを減縮するための限定の記録を申請することができる。これは、例えば、暫定的拒絶（異議申立てに基づくものを含む）の解消又は和解契約の遵守等に有用である。限定を記録しても、国際登録簿に記録された国際登録のメインリストから関係商品及びサービスが削除されることはない。唯一の効果は、限定に包含される特定の加盟国において、関係商品及びサービスに対して国際登録が保護されなくなることである。指定商品及びサービスの限定がすべての指定加盟国に対して有効に記録されたとしても、限定の対象である商品及びサービスは、事後指定に記載される可能性がある。更に、限定の対象の商品及びサービスは、国際登録のメインリストに残るため、この商品及びサービスは、更新の際に納付する追加手数料（すなわち、指定加盟国が個別手数料を選択していない場合）を算出する際に、考慮される。

### 放棄

567. 名義人は、ある指定加盟国におけるすべての商品及びサービスについての国際登録の効果を放棄する（すなわち、国際登録から加盟国を削除する）ために、その指定加盟国の放棄を申請することができる。これは、例えば、国際登録の更新日が近く、名義人が関係加盟国の領域に関心を持たなくなった場合又は名義人が拒絶を受領し、これに異議を唱える意思がない場合等に、有用である。放棄の効果は、国際登録の保護が放棄の対象である加盟国に適用されなくなることである。しかしながら、名義人が一部の指定加盟国を放棄した場合、名義人は、これらの加盟国を事後指定することができる。

### 取消し

568. 対照的に、国際登録が名義人の申請により取り消された場合、商品及びサービスは、国際登録簿に記録された国際登録のメインリストから永久に削除され、その削除はすべての指定加盟国に影響を与える。取消しには、一部取消し（一部の商品及びサービスのみ取消し）又は全部取消し（すべての商品及びサービスの取消し）がある。

569. 一部取消しの場合、取消しが記録された商品及びサービスは、すべての指定加盟国について国際登録簿から削除される。名義人は、国際登録が取り消された商品及びサービスについて、事後指定を申請することはできない。名義人がこうした商品及びサービスに対して標章の保護を再度希望する場合、新たな国際出願を提出する必要がある。

570. 全部取消しの場合、国際登録簿には何も残らず、国際登録は存在しなくなり、事後指定できなくなる。先の名義人が標章の保護を再度希望する場合、新たな国際出願を提出しなければならない。

571. 名義人が国際登録の保護を自発的に取り消す場合、国際登録の変更 (transformation) を申請することはできない。変更ができるのは、議定書第6条(4)の規定に従い本国官庁が申請した国際登録の取消しに従った場合のみである (パラグラフ 833～838を参照のこと)。[\[6条\(4\)\]](#) [\[規則25\(1\)\(a\)\(ii\)及び\(iii\)\]](#)

### 減縮の要約

572. 次の表では、限定、放棄及び取消しの主な相違が説明される。

	限定 ( <a href="#">MM6</a> 又はオンラインの「商品及びサービスを限定する (Limit the goods and services) 様式」)	放棄 ( <a href="#">MM7</a> 又はオンラインの「締結国における保護を放棄する (Renounce protection in Contracting Parties) 様式」)	取消し ( <a href="#">MM8</a> 又はオンラインの「国際登録を取り消す (Cancel an international registration)」様式)
商品及びサービス	一部	全部	一部又は全部
指定加盟国	一部又は全部	一部	全部
事後指定	✓	✓	✗
手数料	177スイスフラン	無料	無料

### 限定、放棄又は取消しの記録の申請の提出

573. 限定、放棄又は取消しの申請は、国際事務局が定めた適切な公式様式 ([MM6](#)、[MM7](#)又は[MM8](#)) (オンライン様式を含む) を用いて提出されなければならない。[\[規則25\(1\)\(a\)\]](#)

574. 限定の記録を申請する最も簡易な方法は、WIPOウェブサイトで公開されている[オンラインの「商品及びサービスを限定する \(Limit the goods and services\)」](#)様式を利用することである。国際登録番号をオンライン様式に入力すると、指定加盟国毎にその時点で記録されている指定商品及びサービスが明示される。こうした商品及びサービスは、簡単に修正することができ、1又は複数の類全体を削除し、限定を反映させることができる。更に、名義人には、所定手数料の納付方法として、クレジットカードの利用、名義人のWIPO口座からの引落とし等、様々な選択肢が提示される。またこれに代わり、限定の記録の申請は様式[MM6](#)で提出することもできる ([MM6提出時の注](#)も参照のこと)。限定は、関係指定加盟国の指定商品及びサービスを減縮するだけであり、商品及びサービスを国際登録のメインリストから削除しない。

575. 放棄の記録を申請する、すなわち、国際登録からの1又は複数（すべてではない）の指定加盟国の削除を申請する最も簡易な方法は、WIPOウェブサイトで公開されている[オンラインの「締結国における保護を放棄する（Renounce protection in Contracting Parties）」](#)様式を使用することである。国際登録番号をこのオンライン様式に入力すると、指定加盟国が表示され、名義人は放棄したい1又は複数の加盟国を選択するだけでよい。更に、名義人には、所定手数料の納付方法として、クレジットカードによる納付、名義人のWIPO口座からの引落とし等、様々な選択肢が提供されている。またこれに代わり、名義人は、様式MM7を提出することもできる（[MM7提出時の注](#)も参照のこと）。放棄が記録された場合、国際登録は、放棄の対象となった1又は複数の加盟国に適用されなくなり、また、その加盟国にまで拡大できなくなる。

576. すべての指定加盟国に対して、一部の商品及びサービス（一部取消し）又はすべての商品及びサービス（全部取消し）について、国際登録の記録の取消しを申請する最も簡易な方法は、WIPOウェブサイトで公開されている[オンラインの「国際登録を取り消す（Cancel an international registration）」](#)様式を使用することである。またこれに代わり、記録の取消しの申請は、様式MM8で提出することもできる（[MM8提出時の注](#)も参照のこと）。取消しが行われると、関係商品及びサービスは国際登録から永久に削除される。

577. 限定、放棄又は取消しの申請は、国際事務局に対し、名義人によって直接提出されるか又は名義人の加盟国官庁を介して提出される。様式を国際事務局へ直接提出し、利用可能な場合にはオンライン様式（オンラインの[「商品及びサービスを限定する（Limit the goods and service）」](#)及び[オンラインの「締結国における保護を放棄する（Renounce protection in Contracting Parties）」](#)）を使用することが推奨される。[規則25(1)(b)]

578. 特定の減縮の記録は、別の変更、一部取消し又は事後指定の各記録の前若しくは後に又は国際登録の更新の後に申請することができる。

## 公式様式

579. 別途の公式様式で提出する情報はほぼ同じである。次では、これがまとめて説明され、違いについて解説されている。

## 関係国際登録

580. 1又は複数の関係登録番号を記載しなければならない。その記載した番号について、その番号が（国際登録がまだ記録されていない又はそれが名義人に通報されていない等の理由で）不明である場合であっても、その他の番号を記載してはならない。名義人は、その関係国際登録番号の通報を受けてから、関連様式を提出する。

581. 様式は各種の手続き毎に必要なであるが、減縮（限定、放棄又は取消し）の範囲が各国際登録で同一である場合に限り、各様式を複数の国際登録に関連させることができる。次のような事例が挙げられる。

### 限定

582. 1又は複数の特定の加盟国に対する指定商品及びサービスを限定する際には、記載の国際登録のそれぞれについて、記録されている名義人が同一でなければならない。更に、すべての指定加盟国に対し又は国際登録のそれぞれについて同一の指定加盟国に対し、同一の限定が適用されなければならない。

次のシナリオでは、3件の国際登録について、名義人が、中国及びドイツについて商品をせっけんのみ限定することを希望する場合、この3件の国際登録のすべてを同一の様式に記載することができる。一方で、シャンプー、化粧品、香水類に関する限定について、この限定が、ブラジル、日本、スイス又は米国に関する場合、別の各様式が求められる。

- 国際登録第1234567号 (指定加盟国：ブラジル、中国、ドイツ、米国) (指定分類：第3類：せっけん、シャンプー、香水類)
- 国際登録第2345678号 (指定加盟国：中国、ドイツ、日本、スイス) (指定分類：第3類：せっけん、化粧品)
- 国際登録第3456789号 (指定加盟国：中国、フランス、ドイツ) (指定分類：第3類：せっけん、化粧品)

583. 誤った国際登録を限定した又は誤った指定商品及びサービスを限定した結果の重大性を考慮し、名義人には、限定しようとしている各国際登録毎に別々の様式を提出することが推奨される ([限定用オンライン](#)様式を用いる際に求められるとおり)。

584. ある加盟国の国際登録の商品及びサービスがすべて限定の対象となり、その加盟国の領域における保護が「空白」となる場合、放棄を申請する方が適切な場合がある。

### 放棄

585. 1又は複数の指定加盟国を放棄する際には、記載の国際登録のすべてについて、記録されている名義人が同一でなければならず、これには、少なくとも、放棄される特定の加盟国が含まれていなければならない。

次のシナリオでは、3件の国際登録について、名義人が、中国及び/又はドイツの放棄を希望する場合、この3件の国際登録のすべてを同一の様式に記載することができる。一方で、名義人が日本、スイス、米国又はブラジルの放棄を希望する場合、別の様式が使用されなければならない。

- 国際登録第1234567号 (指定加盟国：ブラジル、中国、ドイツ、米国)
- 国際登録第2345678号 (指定加盟国：中国、ドイツ、日本、スイス)
- 国際登録第3456789号 (指定加盟国：中国、フランス、ドイツ)

586. 国際登録に放棄される加盟国しか記載されていない場合、放棄により「抜け殻」が残ることになるため、こうした放棄は、申請も記録もされるべきでない。

## 取消し

587. 全部取消しをする際には、記載の国際登録のすべてについて、記録されている名義人が同一でなければならない。

次のシナリオでは、商品及びサービスが、指定加盟国が、同一か異なるかにかかわらず、必要とされる様式は1つのみである。

- 国際登録第1234567号（指定分類：第3類：せっけん、シャンプー）
- 国際登録第2345678号（指定分類：第3類：せっけん、化粧品）
- 国際登録第3456789号（指定分類：第3類：せっけん、香水類）

588. 一方で、申請が一部取消しに関する場合、誤った標章を取り消した又は誤った商品及びサービスを取り消した結果の重大性並びに国際登録に記載の番号を一部取り消す際に発生し得る誤りを考慮し、名義人は、国際登録毎に別々の様式を提出しなければならない。

## 名義人

589. 名義人の氏名／名称は、国際登録簿に記載されている氏名／名称と同一でなければならない。

## 指定加盟国

590. 指定商品及びサービスの限定が指定加盟国のすべてに適用される場合、[オンライン様式](#)又は[MM6様式](#)の該当欄にチェックを入れるだけでよい（[MM6提出時の注](#)も参照のこと）。これ以外の場合は、限定の記録の対象となる加盟国を記載する。この様式が複数の国際登録に関するものである場合、この記載がその国際登録のすべてに適用される。

591. 放棄の場合、影響を受ける加盟国を[オンライン様式](#)又は[MM7様式](#)の該当欄に記載する（[MM7提出時の注](#)も参照のこと）。この様式が複数の国際登録に関連する場合、同一の記載がこの国際登録のすべてに適用されなければならない。

## 商品及びサービス

592. 限定の場合、指定商品及びサービスの限定範囲を様式に明確に記載する。限定では、関係加盟国について記録されている商品及びサービスの範囲よりも広くすることはできない。限定された商品及びサービスは、対応する類番号に基づき区分けされなければならない。その際、各類番号を記載し、また、[ニース分類](#)の番号順に記載する。限定が所定の類の変更に関する場合、名義人は、その類の商品及びサービスを明確に指定する必要がある（すなわち、「新たな限定リスト」）。この限定が1又は複数の類のすべての商品及びサービスに影響を与える場合、様式には、削除される類が記載されなければならない。様式に記載された指定加盟国は、関係する類について保護されなくなったことが分かる。1又は複数の国際登録で指定された類で、様式に記載されていないものは、国際登録に記載されたままとなる。次の各事例を参照のこと。

この国際登録 (IR) は、第25類の「被服；履物；帽子」及び第9類の「サングラス」を対象とする。

- 名義人が、特定加盟国の国際登録を「被服及び帽子」に限定したい場合、名義人は、第25類の「新たなリスト」として「被服；帽子」を指定し、第9類を削除することを記載する。

- 名義人が、特定加盟国の国際登録を第9類の「サングラス」及び第25類の「ティーシャツ、履物及び帽子」に限定（すなわち、「被服」という用語を限定）したい場合、名義人は、新たな限定リストとして第25類の「ティーシャツ；履物；帽子」を記載し、第9類に言及してはならない。
- 名義人が、第25類の「被服」から「ティーシャツ」を除外したい場合、名義人は、新たな限定リストとして第25類の「被服（ティーシャツ；履物；帽子を除く）」と記載する必要がある。

593. 国際登録に含まれているすべての商品及びサービスについて取消しをする場合（全部取消し）、[MM8様式](#)の該当欄にチェックを記入する（[MM8提出時の注](#)も参照のこと）。一部取消しの場合、[パラグラフ587](#)及び[588](#)に記載の方法で取消しの範囲を記載する。

#### 名義人及び／又はその代理人の署名

594. 国際事務局に申請を直接提出する場合、この様式には、名義人（又はその代理人）の署名が付されていなければならない。 [[規則25\(1\)\(d\)](#)]

595. 申請が官庁を通じて国際事務局に提出された場合、その官庁は、名義人又はその代理人に対し様式への署名を求めるか又はこれを認めることができる。国際事務局は、この様式に署名が欠如していることを問題としない。

#### 申請を提出する名義人の加盟国の官庁

596. 官庁により国際事務局に提出された申請は、その官庁による署名が付されなければならない。名義人が国際事務局に直接申請を提出する場合は、この欄は空欄にする。 [[規則25\(1\)\(d\)](#)]

#### 手数料計算表（限定のみ）

597. 名義人は、手数料及び納付方法に関するすべての関連情報を手数料計算表に記載する。国際事務局への手数料の納付に関する一般的注意事項（[パラグラフ74～90](#)）を参照のこと。

598. 限定の記録の申請は、[手数料表](#)に規定されている手数料の納付を条件とする。様式が複数の国際登録に関する場合、手数料である177スイスフランが国際登録のそれぞれについて納付されなければならない。納付は、手数料計算表で指定されている様々な方法のいずれかで行うことができる。最も便利な納付方法は、国際事務局に開設した当座口座を使用し、必要額を引き落とすよう指示することである。納付がこの方法で行われる場合、引落し額を特定してはならない。手数料を、国際事務局の口座からの引落とし以外の方法で納付する場合、納付方法、納付額又は引落とし額、納付者又は引落とし指示を出す者（名義人、代理人又は官庁）を手数料計算表に記載する。[限定用オンライン](#)様式を使用する場合、クレジットカードによる納付が可能である。

599. 放棄又は取消しの記録の申請の場合、国際事務局への納付手数料は無料である。 [[規則36\(iii\)](#)及び(iv)]

## 欠陥のある申請

600. 限定、放棄又は取消しの申請が適用要件を満たしていない場合、国際事務局は、その申請が官庁を通じて提出された場合、名義人及びその該当の官庁に通報する。欠陥は、通報の日から3ヶ月以内に是正することができる。是正されない場合、その申請は放棄されたものとみなされる。既に納付された手数料は、[手数料表](#)の第7欄に規定されている手数料の2分の1に相当する額を減じた後、その手数料の納付者に返還される。これは限定のみに適用され、現在この額は88.50スイスフランである。 [[規則26](#)]

601. 様式が官庁を通じて提出されている場合、名義人は、その官庁が欠陥を是正するのかそれとも名義人がそれを行うのかを明示する。

602. 名義人が3ヶ月の期間内に欠陥を是正できなかった場合、名義人は処理の継続を申請することができる。処理の継続の申請は、遵守できなかった期間の満了後2ヶ月以内に公式[MM20様式](#)で国際事務局に提出されなければならない（[MM20提出時の注](#)も参照のこと）。この申請に加え、遵守できなかった期間に関するすべての要件が充足されなければならない。また、処理の継続に関する手数料が納付されなければならない。処理の継続の場合、変更の記録の日付は、対応する要件を充足すべき期間の満了日となる。処理の継続の救済措置に関する詳細については、[パラグラフ65～69](#)を参照のこと。 [[規則5の2](#)] [[規則27\(1\)\(c\)](#)]

## 記録、通報及び公開

603. 国際事務局は、国際登録簿に限定、放棄又は取消しを記録し、関係指定加盟国の官庁（取消しの場合にはすべての官庁）にその旨通報する。同時に、国際事務局は、名義人及び、申請が官庁によって提出された場合、その官庁に通報する。関連する制限は、適用要件を充足した申請の国際事務局による受領日をもって記録される。制限又は放棄の記録は、別の変更、一部取消し又は事後指定の各記録の前若しくは後に又は国際登録の更新の後に申請することができる。 [[規則25\(2\)\(c\)](#)]

604. これに加え、国際事務局は、関連情報を[公報](#)で公開する。 [[規則27\(1\)\(a\)及び\(b\)](#)] [[規則32\(1\)\(a\)\(vii\)及び\(viii\)](#)]

605. 取消しの記録の申請が、[第6条\(3\)](#)に規定の5年の従属期間（[パラグラフ818](#)を参照のこと）の満了前に、名義人（又は本国官庁以外の官庁）によって提出された場合、国際事務局は、取消しを本国官庁にも通報する。

## 減縮の記録の効果

606. 国際登録の減縮の記録の効果は、関係指定加盟国が減縮された保護範囲を記録し、必要に応じて、その旨国内登録簿を更新することである。しかしながら、指定加盟国は、制限がその領域において効力を有しない旨を宣言することができる。 [[規則27\(4\)及び\(5\)](#)]

## 限定が効力を有しない旨の宣言

607. 指定加盟国の官庁で、これに影響を及ぼす指定商品及びサービスの限定について国際事務局から通報を受けたものは、この限定が自己の領域では効力を有しない旨を宣言することができる。この宣言は、その通報が関係官庁に送付された日から18ヶ月を経過する前に、国際事務局に送付されなければならない。指定加盟国の官庁は、例えば、その指定加盟国で定められている又は記録された限定よりも狭い範囲をもたらす決定をその官庁が既に下しているとの理由で、限定が保護の範囲を拡大するとみなす場合、こうした宣言を発出することができる。宣言では、限定が効力を有しない理由、宣言によって影響を受ける商品及びサービス又は影響を受けない商品及びサービス並びに宣言が再審査又は申立ての対象となるかどうか、記載されなければならない。国際事務局は、限定の記録の申請を提出した当事者（名義人又は官庁）に対してその旨を通報する。詳細な情報については、パラグラフ1194～1207を参照のこと。[規則27(5)(a)～(c)]

608. この宣言が再審査又は申立ての対象となる場合、名義人は、再審査又は申立ての申請期間及び申請の提出先である当局を関係官庁に確認しなければならない。その官庁は宣言に関する最終決定を国際事務局に通知しなければならない。国際事務局は限定の記録の申請を提出した当事者（名義人又は官庁）にその旨通報する。[規則27(5)(e)]

609. 限定が効力を有しない旨の宣言又はその宣言に関する最終決定は、国際登録簿に記録される。つまりこれは、こうした宣言が記録された場合、その限定は関係指定加盟国において効力を有さないことを意味し、保護の範囲は、その指定加盟国の官庁が、その指定加盟国で規定されている通り、[第18規則の3](#)の規定に基づき（すなわち、実体審査に従い）又は[第19規則](#)（無効）に基づき下した決定に従う。関連情報は[公報](#)で公開される。[規則27(5)(d)及び(e)]

## 名義人の変更

610. 商標の名義人は、様々な理由や方法で変更することができる。名義人の変更は、譲渡等の契約、裁判所の決定又は相続や破産等の法の運用に起因する場合がある。また、名義人の自動的な変更は、2つの会社の合併に起因することもある。このような様々な原因や、様々な種類がある名義人の変更には区別はない。すべてのケースについて「名義人の変更」という用語が用いられる

611. 国際登録の名義人の変更には、全部変更、すなわち、指定加盟国のすべて及び国際登録に含まれる商品及びサービスのすべてに関連する変更か、又は、例えば、変更が次のいずれかに関連する一部変更がある。

- － 商品及びサービスのすべてに対する指定加盟国の一部についての変更
- － 商品及びサービスの一部に対する指定加盟国のすべてについての変更
- － 及びサービスの一部に対する指定加盟国の一部についての変更

612. 「名義人」の用語が国際登録で記録されている氏名／名称を有する自然人又は法人と定義されているため、名義人の変更が国際登録簿に記録されるまでは、国際登録の先の名義人が「名義人」と呼ばれ、新たな名義人は、「譲受人」と呼ばれる。名義人の変更が記録されると、譲受人はその国際登録の名義人となる。[規則1(xxi)]

## 新たな名義人になるための譲受人の資格

613. 名義人の変更は、譲受人が国際出願を提出するための資格を有する者である場合にのみ、記録される。

614. 譲受人は、様式にその資格を、より具体的には、国際登録の名義人となるための条件（[第2条\(1\)](#)の規定に基づくもの）を充足する1又は複数の加盟国を記載しなくてはならない。つまり、譲受人は、現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する加盟国、住所を有する加盟国又は議定書の締約国（若しくは議定書の締約機関の加盟国）であって、自己が国民である加盟国を記載しなければならない。譲受人は、複数の加盟国との必要な接点を主張することができる（資格に関する詳細については、パラグラフ627～629を参照のこと）。 [[2条\(1\)](#)] [[規則25\(2\)\(a\)\(iv\)](#)]

615. 譲受人が複数いる場合、各譲受人は議定書[第2条\(1\)](#)に規定の条件を充足しなければならないが、条件を充足するための1又は複数の加盟国は各譲受人について同一である必要はない。 [[規則25\(4\)](#)]

## 名義人変更の記録の申請の提出

616. 名義人変更の記録の申請は、公式[様式MM5](#)（[MM5提出時の注](#)も参照のこと。）又は[名義人変更に用いられるオンライン](#)様式で国際事務局に提出されなければならない。 [[規則25\(1\)\(a\)\(i\)](#)]

617. この申請は、名義人（又は記録されている代理人）によって国際事務局に直接提出されるか又は官庁を通じて提出される。条件によっては、様式は、官庁を通じて提出されなければならないことがあるが、これは、例えば、名義人が（死亡又は破産等で）既に存在していないといった理由で、[様式MM5](#)に署名していない場合が挙げられる。こうした場合には、様式は、記録されている名義人（譲渡人）又は譲受人のいずれかの加盟国の官庁を通じて提出されなければならない。 [[規則25\(1\)\(b\)](#)]

618. 国際事務局は名義人の変更に関する証拠を求めておらず、証拠書面（譲渡証やその他の契約書の写し等）は国際事務局に送付してはならない。申請が官庁を通じて国際事務局に提出される場合、その官庁は名義人の変更に関する証拠を求めることができる。

619. 名義人変更の記録は、別の変更、一部取消し又は事後指定の各記録の前若しくは後に又は国際登録の更新の後に申請することができる。

## 公式様式

620. 次の情報は、公式[様式MM5](#)又は[名義人変更に用いられるオンライン](#)様式で提出されなければならない。

## 国際登録番号

621. 1又は複数の関係国際登録番号が記載されなければならない。1件の申請を、記録されている同一の名義人から同一の新たな名義人（譲受人）に譲渡された、複数の国際登録に用いることができる。但しこれは、関係国際登録のそれぞれについて、その変更が指定加盟国のすべてに適用されるか又は同一の加盟国に適用される場合及びその変更が商品及びサービスのすべてに又は同一の商品及びサービスに関する場合に限る。

622. 国際登録番号が（国際登録がまだ記録されていない又はそれが名義人に通報されていない等の理由で）不明である場合であっても、その他の番号を記載してはならない。登録係属中の国際出願については名義人の変更を記録することはできない。従って、名義人は、その関係国際登録番号の通報を受けてから、名義人変更の記録を申請する様式を提出する。

#### 名義人の氏名／名称（譲渡人）

623. 名義人の氏名／名称は、国際登録簿に記録されている氏名／名称と同一でなければならない。

#### 新たな名義人（譲受人）

624. 新たな名義人（譲受人）の氏名／名称及び住所は、国際出願における出願人の氏名／名称及び住所に関する指針に従って記載する（パラグラフ227～233を参照のこと）。

[[規則25\(2\)\(a\)\(iii\)](#)]

625. 2021年2月1日以降は、名義人変更の記録の申請には、譲受人の電子メールアドレスも記載されなければならない。譲受人が電子メールアドレスを記載していない場合、国際事務局は[第26規則](#)の規定に基づき欠陥の通報を発出する。

626. 譲受人が自然人である場合、様式に記載されているところの、その国籍も記載する。譲受人が法人である場合、その法的性質を、その法人が設立された国（及び、該当する場合、その国の領域）の名称とともに記載することができる。これらの記載は任意であり、国際事務局はその欠如を問題としない（パラグラフ235及び236を参照のこと）。しかしながら、加盟国官庁によっては、こうした記載がない場合に名義人の変更が効力を有しない旨を宣言することがあるため、この情報の記載は有用であると思われる。譲受人は、国際事務局との更なる通信について希望する言語（英語、フランス語又はスペイン語）を記載することができる。 [[規則25\(2\)\(b\)](#)]

#### 新たな名義人（譲受人）が国際登録の記録された名義人になるための資格

627. 新たな名義人（譲受人）は、その国民であり、住所を有し又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有している1又は複数の加盟国を記載する。譲受人が加盟国に住所を有するか又は営業所を有する場合であって、その加盟国が加盟機関の加盟国でもある場合、必要に応じて、これらの加盟国の双方を記載することができる。例えば、譲受人がスウェーデンに住所を有している場合、スウェーデンと欧州連合の双方についての資格を記載することができる。 [[規則25\(2\)\(a\)\(iv\)](#)]

628. 複数の加盟国が適用される場合、どの加盟国を記載すべきかは、譲受人が決定する問題である。しかしながら、この記載では、譲受人（又は譲受人が複数名である場合、その各譲受人）は国際登録の名義人となる資格を有するということが十分示されなければならない。

629. 譲受人の住所が、住所又は営業所に基づいているその資格の加盟国の領域にない場合、譲受人が、その資格は加盟機関の加盟国である国の国籍に基づいていると記載している場合を除き、譲受人の住所又は営業所の住所を提出する必要がある。例えば、譲受人がドイツに住所を有しているが、その資格は英国の営業所又は住所に基づいている場合、英国の住所の提出が必要となる。しかしながら、譲受人がドイツに住所を有しているが、その資格は英国籍に基づいている場合、更に住所を提供する必要はない。同様に、同一の譲受人の資格が、ドイツ、つまり、欧州連合に、住所、国籍又は営業所に基づいている場合、更に住所を提出する必要はない。 [規則25(2)(a)(v)]

### 新たな名義人（譲受人）による代理人の選任

630. 新たな名義人（譲受人）は、[様式MM5](#)（[MM5提出時の注](#)も参照のこと。）又は[名義人変更用のオンライン](#)様式で代理人の選任を申請することができる。代理人を選任する場合、新たな名義人（譲受人）は様式の該当欄に署名しなければならない。オンライン様式を利用した場合、新たな名義人は、新たな代理人の選任を確認するメッセージを国際事務局から受領する。新たな名義人（譲受人）により選任された代理人の電子メールアドレスも記載しなければならない。署名がない場合でも、国際事務局は名義人変更の申請を処理するが、代理人の選任は記録されず、国際事務局からの通信はすべて譲受人の電子メールアドレスに直接送付される。新たな名義人はその後、関連様式（[代理人管理用オンライン様式](#)又は[様式MM12](#)）を用いて代理人を選任することができる。

631. 名義人の全部変更の場合、譲渡人の代理人の記録は、国際事務局により職権で取り消される。譲渡人の代理人として記録されている者が譲受人の代理人として記録される場合、その者は、様式の該当欄に記載することにより再度選任される。 [規則3(6)(a)]

### 名義人の変更の範囲

632. 名義人の変更が、全部変更である場合、つまり、国際登録に包含される指定加盟国のすべて及びその登録に包含される商品及びサービスのすべてに関連する場合、これを該当欄にチェックを入れることにより記載する。

633. 名義人の一部変更の場合、該当欄にチェックを入れ、名義人の変更が記録される加盟国の名称を記載し、[ニース分類](#)の類及び配列で区分けされている、影響を受ける指定商品及びサービスを提出する。具体的な商品及びサービスの指定では、国際登録のメインリストよりも広くすることはできない。また、指定一覧の商品・サービス項目を区切るにはセミコロン（;）を用いる。例えば、国際登録が第25類の「靴」のみを対象としている場合、名義人の変更の対象として「靴」又は「サンダル靴」を特定することはできるが、「ズボン」又は「帽子」は国際登録のメインリストに含まれていないため、これらは記載できない。

634. 加盟国（締結国）又は及び商品及び／若しくはサービスの記載欄が不足する場合、該当ページ末の該当欄にチェックを入れ、連続用紙を使用することを記載する。

### 名義人（譲渡人）及び／又はその代理人の署名

635. 申請が国際事務局に直接提出される場合、様式には、名義人（又はその記録されている代理人）の署名が付されていなければならない。[規則25(1)(d)]

636. オンライン様式が使用されており、名義人変更の申請に使用された電子メールアドレスが、名義人又はその代理人について記録されているものと同一でない場合、国際事務局は記録されている名義人又はその代理人にメッセージを送付し、申請を確認するよう求める。7日以内に確認されない場合、申請は取り消され、納付された手数料は返還される。

637. 様式が、官庁を通じて国際事務局に提出された場合、その官庁は、名義人に対し様式への署名を求めるか又はこれを認めることができる。国際事務局は、この様式に署名が欠如していることを問題としない。

### 記録された名義人（譲渡人）の加盟国官庁又は申請を提出する新たな名義人（譲受人）の加盟国官庁

638. 官庁により国際事務局に提出される様式には、その官庁による署名が付されなければならない。[規則25(1)(d)]

### 手数料計算表

639. 名義人は、手数料及び納付方法に関するすべての関連情報を手数料計算表に記載する。国際事務局への手数料の納付に関する一般的注意事項（パラグラフ74～90）を参照のこと。

640. 名義人変更の記録の申請は、[手数料表](#)に規定されている手数料の納付を条件とする。申請が複数の国際登録に関する場合、手数料である177スイスフランが国際登録のそれぞれについて納付されなければならない。納付は、手数料計算表で指定されている様々な方法のいずれかで行うことができる。最も便利な納付方法は、国際事務局に開設した当座口座を使用し、必要額を引き落とすよう指示することである。納付がこの方法で行われる場合、引落し額を特定してはならない。手数料を、国際事務局の口座からの引落とし以外の方法で納付する場合、納付方法、納付額、納付者又は引落とし指示を出す者を手数料計算表に記載する。

### 欠陥のある申請

641. 様式が適用要件を満たしていない場合、国際事務局は、名義人に通報する。様式が官庁を通じて提出されている場合、その官庁も通報を受ける。欠陥は、通報の日から3ヶ月以内には是正されなければならない。是正されない場合、その申請は放棄されたものとみなされる。また、納付された手数料は、[手数料表](#)の第7欄に規定されている手数料の2分の1に相当する額を減じた後、その手数料の納付者に返還される。現在、この額は88.50スイスフランである。[規則26]

642. 様式が官庁を通じて提出されている場合、名義人又は譲受人は、その官庁が欠陥を是正するのかそれとも名義人又は譲受人がそれを行うのかを明確にする。

643. 名義人が欠陥を是正できなかった場合、名義人は処理の継続を申請することができる。処理の継続の申請は、遵守できなかった期間の満了後2ヶ月以内に公式様式MM20で国際事務局に提出されなければならない（[MM20提出時の注](#)も参照のこと）。この申請に加え、名義人又は譲受人は、関係する欠陥を是正し、処理の継続に関する手数料を納付しなければならない。処理の継続の場合、変更の記録の日付は、対応する要件を充足すべき期間の満了日となる。処理の継続の救済措置に関する詳細については、パラグラフ65～69を参照のこと。  
[[規則5の2](#)] [[規則27\(1\)\(c\)](#)]

### 記録、通報及び公開

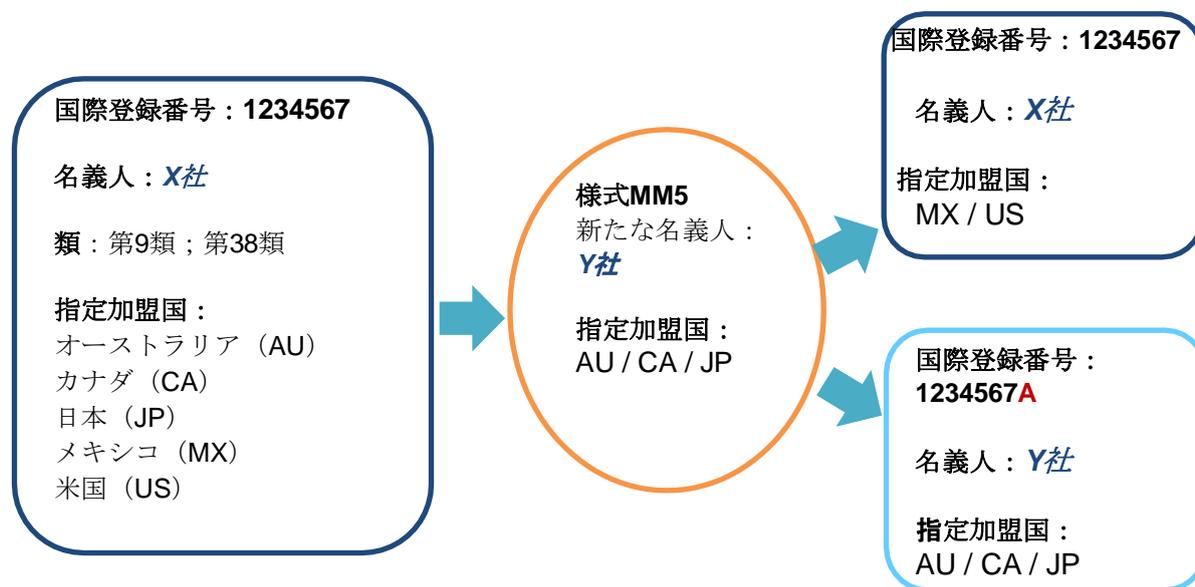
644. 国際事務局は、名義人の変更を国際登録簿に記録し、その変更に関する指定加盟国の官庁にその旨通報する。同時に、国際事務局は、新たな名義人及び、官庁を通じて申請された場合は、その官庁に通報する。国際事務局はまた、名義人の全部変更の場合は、先の名義人に通報し、名義人の一部変更の場合は、変更の対象とならなかった国際登録の部分を名義人に通報する。 [[規則27\(1\)\(a\)](#)]

645. 名義人の変更は、適用要件を充足した申請が国際事務局により受領された日をもって記録される。名義人変更の記録は、別の変更、一部取消し又は事後指定の各記録の前若しくは後に又は国際登録の更新の後に申請することができる。国際事務局は、関連情報を[公報](#)で公開する。 [[規則27\(1\)\(b\)](#)] [[規則32\(1\)\(a\)\(vii\)](#)] [[規則6\(3\)](#)]

### 名義人の一部変更

646. 国際登録の名義人変更の記録の申請が、商品及びサービスの一部又は指定加盟国の一部にのみに関連する場合、その変更は、関係国際登録番号に基づき国際登録簿に記録される。譲渡された部分は、別の国際登録として記録される。この新たな国際登録は、原登録の番号と同一の番号に大文字1字を付して共有され、[公報](#)で公開される。 [[規則27\(2\)](#)] [[細則16節](#)]

## 名義人の一部変更の事例



647. 前述の事例の説明は次の通りである。

- X社は、第9類及び第38類について、オーストラリア (AU)、カナダ (CA)、日本 (JP)、メキシコ (MX)、米国 (US) を指定している国際登録 (IR) 第1234567号の、記録されている名義人である。
- X社は、5つの指定加盟国のうち3か国について名義人の一部変更の記録を申請したいと考えている。移転される3つの指定加盟国 (AU、CA、JP) の新たな名義人はY社である。
- この名義人の一部変更の記録により、2件の国際登録が発生する。移転されなかった2指定加盟国 (名義はX社のまま) に関する原国際登録と移転される3つの指定加盟国の新たな国際登録第1234567A号の新設とが、新たな名義人であるY社の名義で記録される。

得られたこの別々の国際登録のいずれかに対し、更なる名義人の全部変更又は一部変更及び事後指定の記録がなされてもよい。

## 名義人の複数の連続した変更

648. 国際登録が、国際登録簿にまだ記録されていない名義人の複数の連続した変更の対象となっている場合、名義人の変更の記録を、名義人の1件の変更毎に手数料を添えて、[MM5](#)の各様式をそれぞれ提出することにより申請することができる ([MM5提出時の注](#)も参照のこと)。この方法により、名義人の完全な履歴が国際登録簿に記録される。またこれに代わり、名義人は、記録されている名義人から最新の名義人へと、名義人変更の記録の申請を提出することができる。しかしながら、この場合、国際登録簿には名義人について1件の変更しか反映されず、国際登録の完全な履歴が記載されない。

## 名義人の変更が効力を有しない旨の宣言

649. 名義人の変更の効力は、関係加盟国に一任される。特定の加盟国に関する国際登録の名義人の変更の有効性は、その加盟国の法に従う。特に、名義人の変更が商品及びサービスの一部のみに係る場合であって、その変更に含まれる商品及びサービスが名義人の名義のままである商品及びサービスと類似している場合、指定加盟国には変更の有効性の容認を拒絶する権利がある。指定加盟国は、国内法に基づきそうした宣言を行うことができる。これは、例えば、関係譲受人が、標章を所有する資格を有しない自然人又は法人である場合や、官庁が、その変更は公衆を誤認させるおそれがあるとみなす場合等が挙げられる。

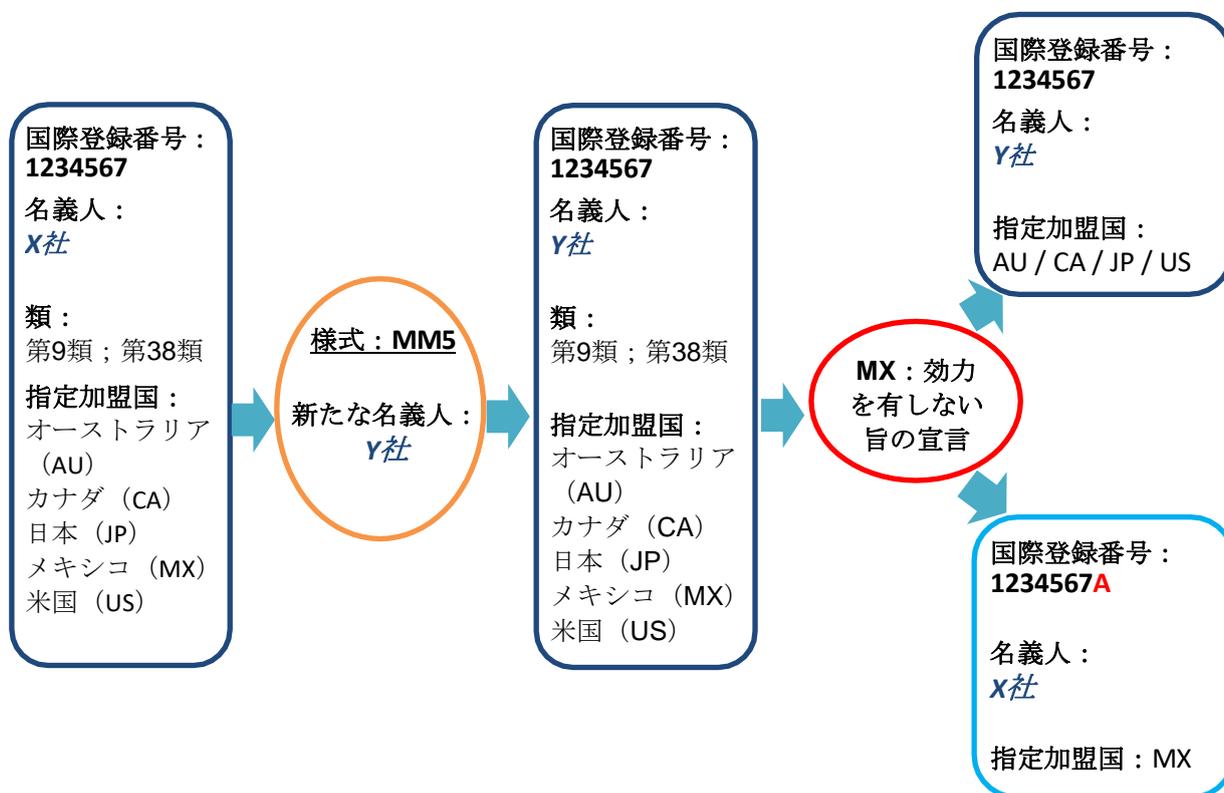
650. 指定加盟国の官庁は、自己に影響を及ぼす名義人の変更について国際事務局から通報を受けたために、名義人の変更が自己の領域において効力を有しないことを宣言することができる。こうした宣言は、名義人の変更に関する通報が関係官庁に送付された日から18ヶ月の期間が満了する前に国際事務局に送付しなければならない。官庁は、名義人の変更が効力を有しない理由、対応する法の重要な規定及びその宣言が再審査又は申立ての対象となるか否かをその宣言に記載しなければならない。官庁はこの宣言を国際事務局に通報しなければならず、国際事務局は、変更の記録の申請を行った当事者（名義人又は官庁）及び新たな名義人にその旨通報する。 [[規則27\(4\)\(a\)～\(c\)](#)]

651. この宣言が再審査又は申立ての対象となる場合、譲受人は、この再審査又は申立ての申請期間及び申請を提出する当局を関係官庁に確認しなければならない。その官庁は宣言に関する最終決定を国際事務局に通報しなければならず、国際事務局は名義人変更の記録の申請を提出した当事者（名義人又は官庁）及び新たな名義人にその旨通報する。 [[規則27\(4\)\(e\)](#)]

652. 名義人の変更が効力を有しない旨の宣言又はその宣言に関する最終決定は、国際登録簿に記録される。その宣言又は最終決定の対象となった国際登録の部分は、名義人の一部変更の記録に対する方法と同一の方法で、別の国際登録として記録される（パラグラフ633及び634を参照のこと）。この関連情報は[公報](#)で公開される。 [[規則27\(4\)\(d\)及び\(e\)](#)] [[細則18節](#)] [[規則32\(1\)\(a\)\(xi\)](#)]

653. この効力として、指定加盟国は譲受人を国際登録の名義人とみなされない。国際登録簿においては、その宣言の効力として、加盟国については、関係国際登録が譲渡人（先の名義人）の名義のままとなる。しかしながら、この宣言の効力は、譲渡人及び譲受人に関する限り、適用国内法の問題となる。 [[規則27\(4\)\(a\)](#)]

名義人の変更が効力を有しない旨の宣言をした後に名義人の一部変更をした場合の事例



654. 前述の事例の説明は次の通りである。

- X社は、第9類及び第38類について、オーストラリア (AU)、カナダ (CA)、日本 (JP)、メキシコ (MX)、米国 (US) を指定している国際登録 (IR) 第1234567号の、記録されている名義人である。
- X社は、新たな名義人であるY社への名義人の全部変更を記録したいと考えている。
- Y社が新たな名義人として記録され、すべての指定加盟国の官庁に通報される。
- メキシコ (MX) の官庁は、名義人の変更がメキシコにおいて効力を有しない旨の宣言を發出する。この結果、2件の国際登録が発生する。原登録 (親登録) はY社に移転され、メキシコ以外のすべての指定加盟国を包含しており、また、メキシコを指定した新たな国際登録 (子登録) である第1234567A号は先の名義人であるX社の名義で記録される。

## 代理人の氏名／名称又は住所の変更

655. 記録された代理人が、電子メールアドレスを含む氏名／名称の変更記録の申請を提出することは可能である。こうした変更を記録する最も簡易な方法は、WIPOウェブサイトで開催されている[代理人管理用オンライン様式](#)を利用することである。またこれに代わり、公式[様式MM10](#)もこの目的で利用することができる（[MM10提出時の注](#)も参照のこと）。代理人の氏名／名称又は住所の変更記録の手数料は無料である。MM10は新たな代理人の選任の申請には使用してはならない。新たな代理人の記録に関する場合は、[MM12](#)を使用する。[[規則25\(1\)\(a\)\(vi\)](#)] [[規則36\(i\)](#)]

656. 1件の申請を、複数の特定の国際登録に関して用いることができる。しかしながら、国際事務局は、同一の代理人の名義にある国際登録のすべてに単に言及しているだけである、代理人の氏名／名称の変更記録の申請は受領できない。

### 欠陥のある申請

657. 代理人の氏名／名称又は住所それぞれの変更の記録の申請が適用要件を満たしていない場合、国際事務局は、その申請が官庁を通じて提出された場合、名義人及びその該当の官庁に通報する。欠陥は、通報の日から3ヶ月以内には正することができる。是正されない場合、その申請は放棄されたものとみなされる。[[規則26](#)]

658. 申請が官庁を通じて提出された場合、名義人は、その官庁が欠陥を是正するのかわれとも名義人がそれを行うのかを明示する必要がある。

659. 名義人が3ヶ月の期間内に欠陥を是正できなかった場合、名義人は処理の継続を申請することができる。処理の継続の申請は、遵守できなかった期間の満了後2ヶ月以内に公式[様式MM20](#)で国際事務局に提出されなければならない（[MM20提出時の注](#)も参照のこと）。この申請に加え、遵守できなかった期間に関するすべての要件が満たされなければならない、また、処理の継続に関する手数料が納付されなければならない。処理の継続の場合、変更の記録の日付は、対応する要件を充足すべき期間の満了日となる。処理の継続の救済措置に関する詳細については、パラグラフ65～69を参照のこと。[[規則5の2](#)] [[規則27\(1\)\(c\)](#)]

### 記録、通報及び公開

660. 国際事務局は、代理人の詳細について、申請された変更を記録し、その旨を指定加盟国の官庁に通報する。同時に、国際事務局は、名義人及び、申請が官庁によって提出された場合、その官庁に通報する。代理人の氏名／名称又は住所の変更に関する情報は、適用要件を充足した申請が国際事務局により受領された日をもって記録される。名義人詳細の変更の記録は、別の変更、一部取消し又は事後指定の各記録の前若しくは後に又は国際登録の更新の後に申請することができる。これに加え、国際事務局は、関連情報を[公報](#)で公開する。[[規則25\(2\)\(c\)](#)] [[規則27\(1\)\(a\)及び\(b\)](#)] [[規則32\(1\)\(a\)\(vii\)](#)]

## 国際登録の分割

661. 1件の国際登録を、1又は複数の特定の加盟国に対し分割することができる。こうした分割は、名義人が、官庁が標章の保護を拒絶した商品及びサービスを諦めることなく、国際登録に包含される類又は商品及びサービスの一部にのみに関する暫定的拒絶を解消するための選択肢となり得る。加盟国の官庁が[第27規則の2](#)に基づく関連宣言を行っていない場合に限り、名義人は、国際登録の分割をその官庁に申請することができる。

662. 多くの加盟国が、国内法が分割を規定していない又は国内法が[第27規則の2](#)の規定に準拠していないことを理由に、国際事務局に分割の申請を提出しないということを通報している。[マドリード加盟国プロフィールデータベース](#)又は[WIPOウェブサイト](#)で公開されている各加盟国による[宣言](#)を参照のこと。 [[規則27の2\(6\)](#)] [[規則27の2\(1\)及び40\(6\)](#)]

663. 名義人は、国際登録（親登録）を分割するよう関係官庁に申請することができる。これは、例えば、拒絶された商品及びサービスを分割して新たな国際登録（分割登録又は子登録）を作成する等によって行うことができる。官庁によっては、手数料の納付を求めることがあり、その場合、こうした手数料は現地通貨でその官庁に直接納付する。官庁が、分割の申請を受領した場合、これを国際事務局に通報する。国際事務局が分割を記録する場合、この分割登録の番号は、原登録（親登録）と同一の番号に大文字を付したものとなる。名義人が複数の官庁から暫定的拒絶を受領しており、分割を申請することができる場合、名義人は、最終的に複数の分割登録を有することになり得る。

664. また官庁は、承認可能な類（又は商品及びサービス）が盛り込まれた国際登録である親登録に保護を付与することができる。また名義人は、親登録に対し予定されている保護を遅らせることなく、分割登録の拒絶に対する異議を関係官庁に対して引き続き唱えることができる。

665. 拒絶された類（又は商品及びサービス）を分割することが名義人に好ましい場合がある。これは、特に、国際登録に複数の指定加盟国が含まれている場合に重要である。そうしないと、承認された類が分割され、後に官庁が分割登録に保護を付与した場合、名義人は2件の国際登録を維持しなければならなくなる。この場合、官庁は、分割登録（子登録）を他のすべての指定加盟国を包含する国際登録（親登録）に戻す併合の申請を受領することができない。

666. 名義人は、国際登録の分割を申請する前に、分割の申請をすることができるかどうか、また、できる場合、分割に起因する複数の国際登録の併合を後に申請することができるかどうかを指定加盟国の関係官庁に確認することが重要である。併合に関する詳細については、[パラグラフ688～710](#)を参照のこと。 [[規則27の2](#)]

## 国際登録の分割の申請の提出

667. 国際登録の分割の申請は、公式[様式MM22](#)（[MM22提出時の注](#)も参照のこと。）を用いて、分割の対象である国際登録の指定加盟国の官庁に提出されなければならない。この申請は、国際事務局に直接提出することはできない。 [[規則27の2\(1\)\(a\)](#)]

668. 関係官庁は、国際登録の分割の申請を国際事務局に提出する前に、この申請がその官庁の適用法の要件を満たしているか確認するために、これを審査することができる。関係官庁は、分割申請を処理するための手数料を請求することもできる。この手数料は、国際事務局への納付手数料とは別のものであり、関係官庁に直接納付される。

## 公式様式

669. 次の情報は、公式様式MM22で提出されなければならない。

### 分割の申請を提出する加盟国

670. 分割の対象である国際登録の指定加盟国の名称を記載し、その加盟国の官庁の名称も具体的に記載する。[規則27の2(1)(b)(i) and (ii)]

### 国際登録番号

671. 関係国際登録の番号を記載する。[規則27の2(1)(b)(iii)]

### 名義人の氏名／名称

672. 名義人の氏名／名称は、国際登録簿に記録されている氏名／名称と同一でなければならない。[規則27の2(1)(b)(iv)]

### 分割の記録の対象となる商品及びサービス

673. 国際登録で分割される商品及びサービスは、ニース分類の適切な類に記載され、区分けされなければならない。必要であれば、連続用紙を使用し、該当欄にチェックを入れる。[規則27の2(1)(b)(v)]

674. 関係官庁が、国際登録に包含されている商品及びサービスの一部のみについて国際登録を拒絶した場合、名義人は、拒絶された商品及びサービスか又は承認可能な商品及びサービスのいずれかを指定することができる。分割により、指定した商品及びサービスについて並びに1つの指定加盟国のみについて、1件の分割登録が別途作成される。拒絶された商品及びサービスを除外することの利点は、官庁により承認可能と思われる商品及びサービスは今後他のすべての指定加盟国とともに主登録に包含できる点である。

### 名義人及び／又はその代理人の署名

675. その官庁は、名義人又は記録されているその代理人に対し様式への署名を求めるか又はこれを認めることができる。国際事務局は、この様式に署名が欠如していることを問題としない。[規則27の2(1)(c)]

### 中間状況の声明（分割登録の場合）

676. 申請を提出する官庁は、その申請の指定商品及びサービスについて、第18規則の2の規定に基づく標章の中間状況（パラグラフ449～453を参照のこと。）又は第18規則の3(1)若しくは(2)の規定に基づく保護付与の声明（パラグラフ456～460を参照のこと。）を記載することもできる。これは該当欄にチェックを入れることによって記載する。しかしながら、ほとんどの官庁は、国際登録の分割に関する情報を国際事務局から受領した後に、この声明を送付するのみである。[規則27の2(1)(d)]

## 申請を提出する官庁の署名

677. 申請には、分割の記録の申請を提出する官庁による署名を付さなければならない。  
[規則27の2(1)(c)]

## 手数料計算表

678. 国際事務局への手数料の納付に関する一般的注意事項（パラグラフ74～90）を参照のこと。

679. 分割の記録の申請は、[手数料表](#)に規定されている手数料の納付を条件とする。177スイスフランの納付は、様式の納付に関する情報で指定されたいずれの方法でも行うことができる。最も便利な納付方法は、国際事務局に開設した当座口座を使用し、必要額を引き落とすよう指示することである。手数料を、国際事務局の口座からの引落とし以外の方法で納付する場合、納付方法及び納付者（名義人、代理人又は官庁）又は納付の指示を出す者を様式に記載しなければならない。[規則27の2(1)(b)(vi)及び(2)]

## 欠陥のある申請

680. 国際事務局は、申請が[第27規則の2](#)に規定する要件を満たしているかどうかを判断するために、その申請を審査する。申請に欠陥である場合、国際事務局は、その申請を提出した官庁と名義人とに通報する。欠陥が国際事務局への納付手数料の不足に関する場合、名義人は3ヶ月以内に未納額を国際事務局に直接納付する。

681. 名義人が前述の不足額に関する欠陥を是正できなかった場合、名義人は処理の継続を申請することができる。処理の継続の申請は、遵守できなかった期間の満了後2ヶ月以内に公式[様式MM20](#)で国際事務局に提出されなければならない（[MM20提出時の注](#)も参照のこと）。この申請に加え、名義人は、関係する欠陥（すなわち未納額の納付）を是正し、処理の継続に関する手数料を納付しなければならない。処理の継続の場合、分割の記録の日付は、対応する要件を充足すべき期間の満了日となる。処理の継続の救済措置に関する詳細については、パラグラフ65～69を参照のこと。[規則5の2] [規則27(1)(c)]

682. その他の欠陥については、官庁は申請を3ヶ月以内に是正する必要がある。欠陥が是正されない場合、申請は放棄されたものとみなされ、国際事務局は、納付された手数料を、[手数料表](#)の第7欄に規定されている手数料の2分の1に相当する額を減じた後、納付者に返金する。現在、この額は88.50スイスフランである。[規則27の2(3)]

## 記録、通報及び公開

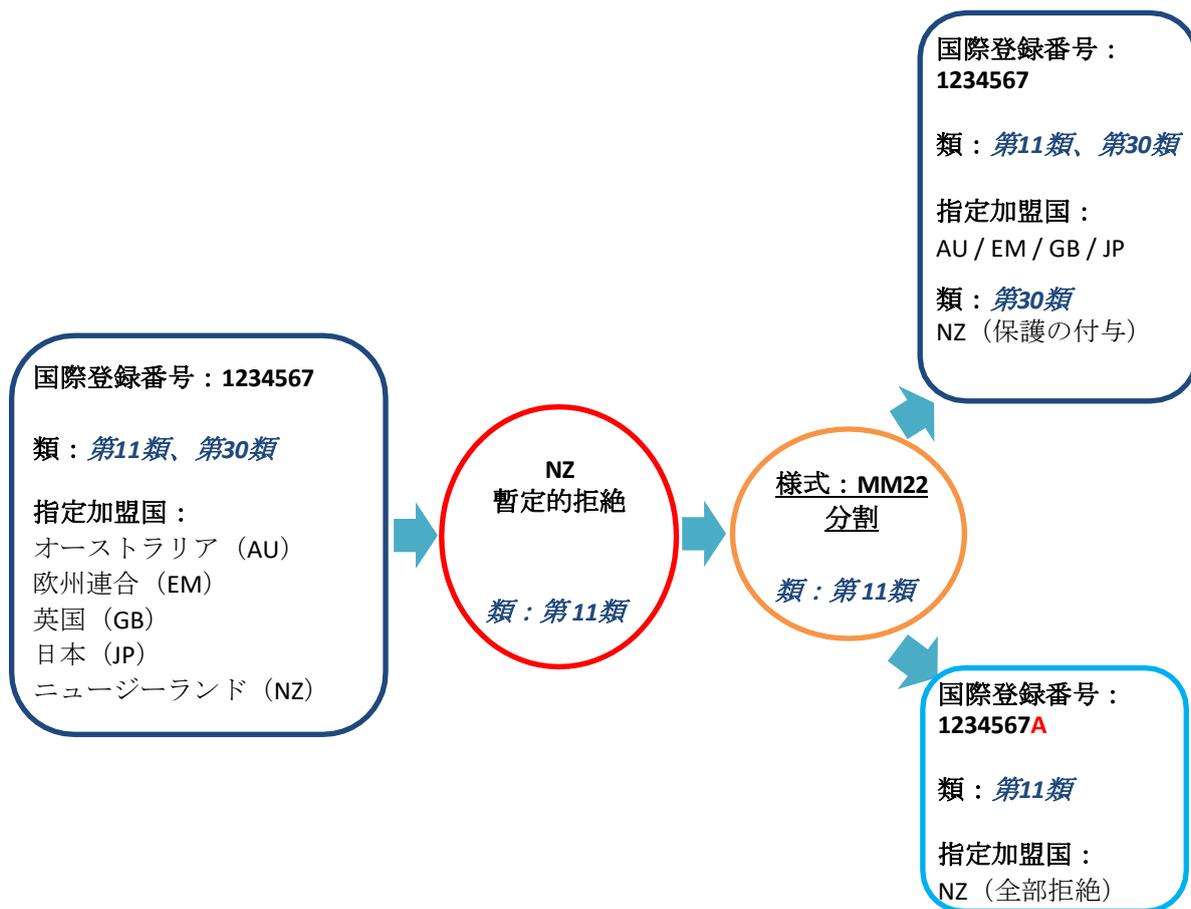
683. 申請が適用要件を満たしている場合、国際登録の分割は、国際事務局によるその申請の受領日又は、その申請に欠陥があった場合、その欠陥の是正日をもって記録される。しかしながら、分割登録の効力発生日は、原国際登録とのものと同じである。従って、分割国際登録の更新日も原国際登録（親登録）のものと同じであって、分割の申請が記録された日ではないということになる。[規則27の2(4)(a)]

684. 国際事務局は、分割の記録の後、申請で特定されている商品及びサービスについて及び唯一の指定加盟国である関係加盟国に対して、分割国際登録（子登録）を作成し、その申請を提出した官庁に通報し、名義人に通報する。分割された部分は、別の国際登録（子登録）として記録され、その番号は、分割元の親登録と同一の番号に大文字を付したものとなる。[公報](#)での公開の際は、分割された国際登録の部分が掲載される。[規則27の2(4)(b)]  
[細則16節] [規則32(1)(a)(viii)の2]

685. 国際登録の分割の申請が、その申請で言及されているニース分類の類について指定されていない又は指定されなくなった指定加盟国に関する場合、その申請は、申請とはみなされない。[規則27の2(5)]

686. 国際登録の分割に関する詳細については、WIPOウェブサイトで公開されている[情報通知書第21/2018号](#)を参照のこと。

### 分割の事例



687. 前述の事例の説明は次の通りである。

- 国際登録 (IR) は2つの類 (第11類及び第30類) について、指定加盟国としてオーストラリア (AU)、欧州連合 (EM)、英国 (GB)、ニュージーランド (NZ) を包含している。

- ニュージーランド知的財産庁 (IPONZ) より、第11類のみについて暫定的拒絶が発出された。
- 名義人は、第11類を諦められず、公式様式MM22をIPONZに提出し、国際登録の分割を申請した。
- IPONZはこの様式を受領し、これを国際事務局に提出した。国際事務局は分割を記録し、新たな分割国際登録を作成した。この新たな分割国際登録 (子登録) には、原登録 (親登録) と同一の番号にAという文字が追加された。また、指定加盟国は1つ (NZ) のみであり、類 (第11類) も1つである。
- 暫定的拒絶はこの分割登録において繰り返される。従って、名義人は双方に応答する必要がある、官庁は双方の国際登録について最終決定を下すことができる。
- 名義人はここで、子登録の、第11類について発出された標章の拒絶に対し異議を申し立てることができる。一方、IPONZは、暫定的拒絶の後に保護付与の声明を発出することにより、親登録について第30類での標章の保護を付与する ([第18規則の2\(2\)](#))。親登録では第11類及び第30類について5つの加盟国が指定され (ただし、NZの指定は第30類のみとなる)、子登録では第11類のみについてNZが指定されている。
- 名義人が、最終的に、分割国際登録について第11類の未解決の拒絶を解消し、IPONZが暫定的拒絶の後に保護付与の声明を発出した場合 ([第18規則の3\(2\)](#))、名義人は、この分割登録を、ニュージーランドによる併合の申請の受領を受け、親登録に再び併合するようを求めることができる。併合についてはパラグラフ688~710を参照のこと。

IPONZが、最終的に、子登録について第11類に対する拒絶を確定し、名義人がこの決定に異議を唱えない場合、名義人はこの子登録を消滅 (取消し又は不更新) させることができる。独立した国際登録である子登録は、名義人が取消しや不更新を行わない限り、国際登録簿に引き続き記録される。

## 国際登録の併合

688. 名義人は、次に起因する複数の国際登録の併合を申請することができる。
- 名義人の一部変更の記録 [[規則27の3\(1\)](#)]
  - 分割の記録 [[規則27の3\(2\)](#)]
689. 国際登録の併合により、維持及び管理する国際登録の件数が減るため、更新手数を節約できる。よってこれは、名義人にとって利益となり得る。
690. 併合が可能であるのは、名義人の一部変更又は分割により同一の国際登録から分割された2以上の国際登録のみである。別々の国際出願として発生した国際登録を併合することはできない。

## 名義人の一部変更の記録に起因する国際登録の併合

691. 商品及びサービスの一部若しくは指定加盟国の一部について、名義人の一部が変更された結果、1件の個別の国際登録が作成される場合がある。また、名義人の変更が効力を有しない旨の宣言が指定加盟国によって発出されたために、1件の個別の国際登録が作成される場合もある。

692. 名義人の一部変更に起因する2以上の国際登録が同一の名義人で記録されている場合、その名義人は国際登録の併合を記録するよう国際事務局に申請することができる。  
[規則27(3)]

## 名義人の一部変更の記録に起因する併合の記録の申請の提出

693. 名義人の一部変更の記録に起因する国際登録の併合の申請は、公式様式MM23 (MM23提出時の注も参照のこと。) 又は、利用可能な場合、オンライン様式を国際事務局に提出しなければならない。この様式は、名義人により国際事務局に直接提出するか又は名義人の加盟国の官庁を通じて提出することができる。こうした併合の記録の手数料は無料である。 [規則27の3(1)]

### 公式様式

694. 次の情報は、公式様式MM23で提出されなければならない。

#### 名義人の氏名／名称

695. 名義人の氏名／名称は、併合の対象となる国際登録のすべてについて、国際登録簿に記録されている氏名／名称と同一でなければならない。

#### 国際登録番号

696. 併合の対象となる国際登録番号のすべてを、例えば、第123456号、第123456A号、第123456B号のように記載する。

#### 名義人及び／又はその代理人の署名

697. 申請が国際事務局に直接提出される場合、申請には、名義人又はその記録されている代理人による署名が付されていなければならない。

#### 申請を提出する名義人の加盟国の官庁

698. 併合の記録の申請が官庁を通じて提出された場合、申請にはその官庁による署名が付されなければならない。

## 国際登録の分割の記録に起因する国際登録の併合

699. 名義人は、国際登録の分割の最初の申請を官庁に提出した結果、分割登録が発生している場合、その国際登録の分割の記録に起因する複数の国際登録を併合するよう申請することができる。1件の分割国際登録は、分割元の国際登録とのみ併合することができる。  
[規則27の3(2)]

700. 名義人は、併合の申請が可能かどうか指定加盟国の関係官庁に確認することが重要である。併合の申請を国際事務局に提出しないことを国際事務局に通報している加盟国は多い（[第27規則の3\(2\)\(b\)](#)又は[第40規則\(6\)](#)及び[第27規則の3\(2\)\(a\)](#)）。国際事務局によって受領されたこうした通報はすべて、[公報](#)及びWIPOウェブサイト（「加盟国が発出した[宣言](#)」）で公開される。

### **国際登録の分割の記録に起因する国際登録併合の申請の提出**

701. 分割の記録に起因する国際登録併合の申請は、その分割申請を提出した官庁を通じて、公式[様式MM24](#)を用いて国際事務局に提出されなければならない（[MM24提出時の注](#)も参照のこと）。名義人が複数の分割登録を有している場合、名義人は、可能な場合、別々の併合の申請を提出しなければならない（分割申請を提出した官庁毎に1件の様式）。[[規則27の3\(2\)\(a\)](#)]

#### **公式様式**

702. 次の情報は、公式[様式MM24](#)で提出されなければならない。

名義人の氏名／名称

703. 分割国際登録（子登録）の国際登録及び分割元の国際登録（親登録）は、双方とも名義人が同一でなければならない。

国際登録番号

704. 分割の記録に起因しており、分割元の国際登録に併合される国際登録の番号は、例えば、第1234567号及び第1234567A号等というように記載する。

名義人及び／又はその代理人の署名

705. その官庁は、名義人又は記録されているその代理人に対し様式への署名を求めると又はこれを認めることができる。国際事務局は、この様式に署名が欠如していることを問題としない。

申請を提出する官庁

706. 分割の記録に起因する国際登録の併合を記録するための申請は、最初に当該国際登録の分割の記録を申請した官庁を通じて提出されなければならない。申請には、その官庁の署名が付されなければならない。この併合の国際登録簿への記録の手数料は無料であるが、申請を提示する官庁は、この申請の提出に手数料を求めることができる。

#### **記録、通報及び公開**

707. 併合の申請が適用要件を充足している場合、国際事務局は関係国際登録の併合を記録し、申請を提出した官庁に通報し、名義人に通報する。関連情報は[公報](#)で公開される。[[規則27の3\(1\)](#)及び[\(2\)\(a\)](#)] [[規則32\(1\)\(a\)\(viii\)](#)の2]

708. 国際登録の分割の記録に起因する国際登録の併合については、子登録（国際登録第1234567A号）は親登録（国際登録第1234567号）と併合され、1件の国際登録（国際登録第1234567号）のみとなる。

709. 国際登録の併合に関する詳細については、WIPOウェブサイトで公開されている[情報通知書第21/2018号](#)を参照のこと。

710. 名義人の一部変更に関する複数の記録に起因する複数の国際登録を併合するよう申請した後の記録は多少複雑になることがある。というのも、これは、結果として生じる（併合された）国際登録の番号が、子登録（又は複数の子登録）が元の親登録に併合されるか、子登録同士が併合されるか、合わせて併合される複数の子登録が異なる商品及びサービスを包含しているかによって左右されるからである。この説明として次の各事例が挙げられる。[[細則17節](#)]

- 国際登録の子登録（原番号に1文字を加えて記録されている）の全部又は一部が、親登録（文字のない原番号で記録されたまま）に併合された場合、結果として生じる国際登録には文字のない親登録の番号が付される。次ではその事例が説明される。

*国際登録（IR）第1234567号の名義人の一部変更の記録により、国際登録第1234567号と国際登録第1234567A号という2件の登録が発生した。併合の記録の後、国際登録第1234567A号は消滅し、結果として得られる併合後の国際登録は第1234567号となる。*

- 国際登録の子登録の全部又は一部（それぞれ原番号に1文字を加えて記録されている）が、（親登録とではなく）子登録同士で併合されて、それぞれの子登録が同一の商品及びサービスを包含している場合、併合の結果として生じる国際登録には、最初の子登録で先に使用されたアルファベットの大文字1字を加えた国際登録番号が付される。例えば次のような事例が挙げられる。

*オーストラリア、中国、ドイツ及びスイスを指定している国際登録（IR）第1234567号について、2件の名義人の一部変更を記録した結果、ドイツとスイスを指定した親登録である第1234567号と、オーストラリアを指定した新たな登録である第1234567A号（子登録）と、中国を指定した第1234567B号（子登録）との3件の登録が生じた。*

*新たな名義人は、国際登録第1234567A号と国際登録第1234567B号を併合する申請を提出した。この併合の記録の後、国際登録第1234567号は消滅し、結果として得られる併合後の国際登録は、オーストラリア及び中国を包含した、第1234567A号となる。*

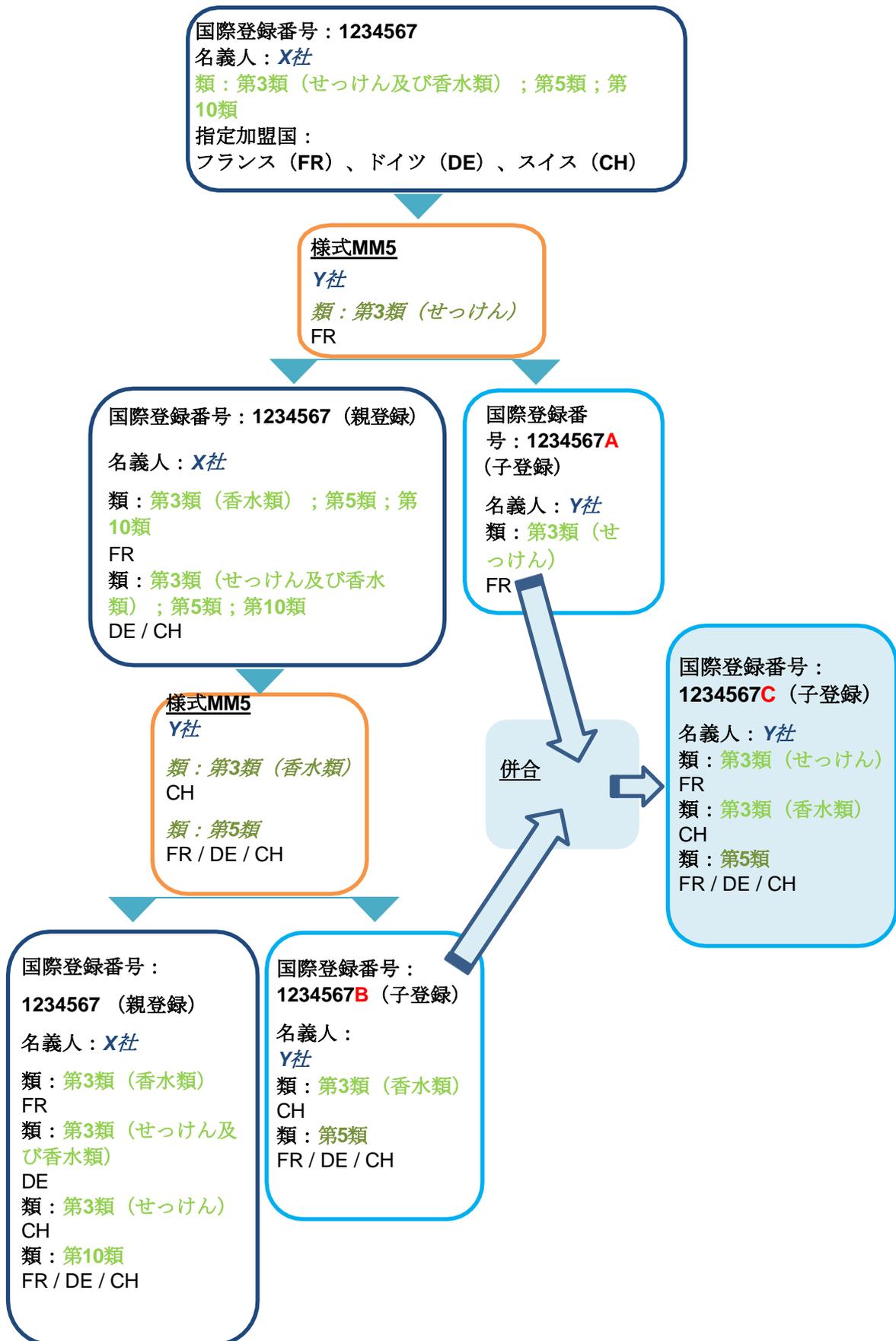
- 国際登録の子登録の全部又は一部（それぞれ原番号に1文字を加えて記録されている）が、子登録同士で併合されるが、各子登録が同一の商品及び／又はサービスを包含していない場合、併合の結果として生じる国際登録には、関係国際登録の番号と共に先に使用されたアルファベットの文字ではなく、アルファベット順で次の大文字1字を加えた国際登録番号が付される。次のような事例が挙げられる。

*国際登録（IR）第1234567号の名義人は、第3類の「せっけん及び香水類」、第5類及び第10類についてフランス、ドイツ及びスイスを指定しているが、フランスの「せっけん」に関する第3類の標章について、名義人の一部変更を記録した。これにより、次の2件の国際登録が発生した。*

国際登録第1234567号（親登録）では、現在の名義人の名義において、フランス（第3類の「香水類」並びに第5類及び第10類の商品）、ドイツ及びスイス（第3類の「せっけん及び香水類」並びに第5類及び第10類の商品）が指定され、国際登録第1234567A号では、新たな名義人の名義において、第3類の「せっけん」についてフランスが指定された。

（国際登録第1234567号の）同一の名義人は、フランス、ドイツ及びスイスについて第5類の商品を、スイスについては第3類の「香水類」を指定した標章について、同一の新たな名義人に変更する、名義人の一部変更を記録した。この結果、合計で3件の国際登録が発生した。すなわち、①フランス（第3類「香水類」及び第10類の商品）、ドイツ（第3類「せっけん及び香水類」並びに第10類の商品）並びにスイス（第3類「せっけん」及び第10類の商品）を指定する国際登録第1234567号（親登録）と、②フランスを指定する国際登録第1234567A号と、③フランスか（第5類の商品）、ドイツ（第5類の商品）並びにスイス（第3類「香水類」及び第5類の商品）を指定する国際登録第1234567B号である。

国際登録（IR）第1234567A号及び第1234567B号の名義人が、（異なる商品を含む複数の子登録の）併合を申請した。併合の記録の後、国際登録第1234567A号と第1234567B号は消滅し、結果として得られる併合後の国際登録は、フランス（第3類「せっけん」及び第5類の商品）、ドイツ（第5類の商品）並びにスイス（第3類「香水」及び第5類の商品）を指定する国際登録第123456C号となる。



## その他の記録

### 名義人の処分権の制限

711. 名義人又は名義人の加盟国の官庁は、名義人の国際登録の処分権が制限されたことを国際事務局に通報することができる。こうした制限は、国際登録全体に適用されるか又は指定加盟国の一部についてのみ適用される。後者の場合、国際事務局に提出される情報にこれを明記する必要がある。同様に、指定加盟国の官庁も、名義人の処分権が制限されていることを国際事務局に通報することができるが、この場合、その情報は、この加盟国の領域での制限のみに関する。こうした通報は、制限に関する主要な事実の要約書から成るものとし、これには、例えば、名義人の資産の処分に関する裁判所命令に起因するもの等が挙げられる。この要約書は、簡潔にかつ国際登録簿での記録に適した形式で記載する。判決又は証書の写しは、国際事務局に送付してはならない。しかしながら、国際事務局は、名義人又は官庁以外の情報源（第三者等）から通報された情報を基に行為を行うことはできない。[規則20(1)]

712. こうした制限の理由について事例を挙げると、その加盟国での国際登録の延長が安全措置として提出された又はこれが物権の対象である場合又は名義人の資産の処分に関する裁判所命令がある場合等がある。しかしながら、この規定は、別の規定の対象であるライセンスには適用されない（パラグラフ716～739を参照のこと）。

713. 国際事務局が、この規定に従った制限の通報を受けた場合、その情報を通信した当事者は、制限の一部解除又は全部解除も同様に国際事務局に通報する。制限が記録されている場合、その制限は、その解除が申請されるまで国際登録簿に記録される。[規則20(2)]

714. 国際事務局は、制限及びその解除について通信された情報について、その通信が適用要件を充足している場合に限り、その情報を受領日をもって国際登録簿に記録する。また、国際事務局は、その旨を名義人、名義人の加盟国の官庁及び関係指定加盟国の官庁に通報する。この情報はまた、[公報](#)でも公開される。[規則20(3)] [規則32(1)(a)(xi)]

715. こうした制限の記録は情報提供のみを目的としており、後に国際登録の変更が申請された場合に、国際事務局がその変更を記録することを妨げるものではない。名義人側に、制限の内容に反するような行為があれば、制限違反とみなされる可能性があり、その結果生じる副産物として、関係者、名義人及び制限の記録を申請した当事者の間で解決されるべき問題の発生が考えられる。

### 国際登録におけるライセンスの記録

716. 加盟国によっては、国際標章に関するライセンスを国内又は広域レベルで記録しており、こうした記録は国内標章又は広域標章に関するライセンスを記録した場合と同一の法的効力を有する。しかしながら、こうしたライセンスを国際登録簿に記録することは可能であり、これにより、国際登録の名義人が、ライセンス付与に関する加盟国それぞれの官庁に対し措置を講じる必要性を軽減することができる。[第20規則の2](#)では、サブライセンスの記録は対象とされていない。

717. ライセンスを国際登録に対し効力をもって記録する場合、そのライセンスの効力が及ぶ加盟国に応じて、国際事務局に対し直接又は[第20規則の2\(6\)\(b\)](#)の規定に基づく宣言が発出された加盟国の知財庁に対し、申請を提出する必要がある場合がある。

### 加盟国においては国際登録簿のライセンスの記録が効力を有しない旨の宣言

718. 加盟国の官庁の国内法では商標ライセンスの記録が全く規定されていない場合、その加盟国の官庁は、国際登録簿のライセンスの記録がその加盟国において効力を有しない旨をWIPO事務局長に通報することができる。 [[規則20の2\(6\)\(a\)](#)]

719. 加盟国の官庁の国内法では商標ライセンスの記録が規定されているものの、国際登録簿に記録されたライセンスについてその効力が認められていない場合、その加盟国の官庁は、国際登録簿へのライセンスの記録はその加盟国において効力を有しない旨をWIPO事務局長に通報することができる。こうした宣言は、その関係加盟国における議定書の効力発生日の前に、WIPO事務局長に通報されなければならない。 [[規則20の2\(6\)\(b\)](#)]

720. 国際登録に含まれたライセンスを、[第20規則の2\(6\)\(b\)](#)の規定に基づく宣言を行った加盟国に効力を持たせて記録するには、記録の申請が、国内要件に従って、関係知財庁に直接提出されなければならない。

721. 前述の各パラグラフで説明された通報はすべて、[公報](#)及びWIPOウェブサイト（「加盟国が発出した[宣言](#)」）で公開される。

### ライセンスの記録の申請の提出

722. ライセンスの記録の申請は、名義人が直接又は官庁（名義人若しくはライセンス付与に関係する加盟国の官庁）を通じて、国際事務局に提出することができる。この申請には、名義人又は申請を提出した官庁により署名が付されなければならない。国際事務局には、ライセンス契約の写し等の証拠書面を送付してはならない。 [[規則20の2\(1\)](#)]

723. ライセンスの国際登録簿への記録を希望するライセンシーは、名義人の加盟国の官庁又はライセンス付与に関係する加盟国の官庁に、申請の提出を求めることができる。その官庁は、当事者がライセンシーとして記録される資格を有することを確認するために適切と考えるあらゆる措置を講じることができる。しかしながら、国際事務局は、様式に名義人又は官庁のいずれかによる署名が付されていない場合、申請を（国際事務局にとっては未知の者である）ライセンシーから直接受領することはない。

724. 申請は、公式[様式MM13](#)（[MM13提出時の注](#)も参照のこと）で提出されなければならない。

### 公式様式

725. 次の情報は、公式[様式MM13](#)で提出されなければならない。 [[規則20の2\(1\)\(b\)](#)]

- 関係国際登録の番号
- 名義人の氏名／名称

- 出願人の氏名／名称及び住所に関する指針に従って記載されたライセンシーの氏名／名称及び住所（パラグラフ227及び233を参照のこと。）
- ライセンス付与に関係する指定加盟国
- ライセンスが国際登録に含まれるすべての商品に与えられること、又は、ライセンスが付与される商品及びサービスであって、商品及びサービスのニース分類の適切な類に区分けされた商品及びサービス

726. 上記一覧は、2000年9月のWIPO一般総会及びパリ同盟総会<sup>8</sup>で採択された「商標のライセンスに関する共同勧告」第2条で列挙されている記載及び要素並びに「商標法に関するシンガポール条約に基づく規則」<sup>9</sup>第10規則に基づくものである。国際レベルでのライセンスの記録の枠組みに関係ないと思われる記載及び要素は含まれていない。

727. 指定加盟国によっては、追加の情報を求めることがある。そのため、申請には次の情報を記載するとよい。[規則20の2(1)(c)]

- ライセンシーが自然人である場合、ライセンシーが国民である国
- ライセンシーが法人である場合、法人の法的性質及びその法に基づき法人が設立された国（並びに、該当する場合、その国の領域）
- そのライセンスが、特定の指定加盟国の域内の一部のみに関するものであること
- ライセンシーが代理人を有する場合、実施細則に従って記載された代理人の氏名／名称及び住所
- ライセンスが専用ライセンス又は単独ライセンスである場合、その旨<sup>10</sup>、
- 該当する場合、ライセンスの期間

728. ライセンスの記録は、手数料表の第7.5欄に規定されている手数料の納付、つまり、各関係国際登録につき177スイスフランの納付を条件とする。名義人が複数のライセンシー毎に又は複数の国際登録毎に1件のライセンスを記録したいと考える場合、ライセンシー毎又は各国際登録毎に別々の様式を作成する必要がある。

## 欠陥のある申請

729. ライセンスの記録の申請が適用要件を遵守していない場合、国際事務局は、その旨を名義人に通報し、また、申請が官庁によって提出された場合、その官庁に通報する。  
[規則20の2(2)(a)]

<sup>8</sup> WIPO刊行物No.835

<sup>9</sup> WIPO刊行物No.259

<sup>10</sup> ライセンスが専用ライセンスであるか単独ライセンスであるかの記載がない場合、そのライセンスは非専用ライセンスであるとみなされる（第20規則の2の採択において、マドリッド同盟総会によって承認された解釈声明）。

730. 欠陥が、国際事務局による欠陥通報の日付から3ヶ月以内に是正されない場合、申請は放棄されたものとみなされ、その旨を、名義人に及び、申請が官庁により提出された場合は、その官庁に、同時に通報する。国際事務局は、納付された手数料を、手数料表の第7欄に規定されている手数料の2分の1に相当する額を減じた後、納付者に返金する。現在、この額は88.50スイスフランである。[規則20の2(2)(b)]

731. 名義人が3ヶ月の期間内に欠陥を是正できなかった場合、名義人は処理の継続を申請することができる。処理の継続の申請は、遵守できなかった期間の満了後2ヶ月以内に公式form MM20で国際事務局に提出されなければならない（MM20提出時の注も参照のこと）。この申請に加え、遵守できなかった期間に関するすべての要件が満たされなければならない。また、処理の継続に関する手数料が納付されなければならない。処理の継続の場合、ライセンスの記録の日付は、対応する要件を充足すべき期間の満了日となる。処理の継続の救済措置に関する詳細については、パラグラフ65～69を参照のこと。[規則5の2] [規則20の2(3)]

### 記録及び通報

732. 申請が適用要件を満たしている場合、国際事務局は、適用要件を満たしている申請の受領日をもって、ライセンス及び申請に記載の情報を国際登録簿に記録し、ライセンス付与に係る指定加盟国の官庁にその旨を通報する。同時に、国際事務局は、名義人及び、申請が官庁により提出された場合は、その官庁にその旨通報する。[規則20の2(3)]

### ライセンスの記録が効力を有しない旨の宣言

733. 指定加盟国の官庁が、その加盟国が関係するライセンスの記録について国際事務局により通報を受けた場合、その官庁は、その加盟国においてそのライセンスの記録が効力を有しない旨を宣言することができる。この宣言については、関係加盟国の法が国際登録簿に記録されたライセンスの効力を認めているものの、例えば、公衆を誤認させるおそれがあるとの理由等で、特定のライセンスについて異議が申し立てられた場合、個々の場合に応じてこの宣言を発出することができる。[規則20の2(5)]

734. この宣言には次の内容が記載されなければならない。

- (i) ライセンスの記録が効力を有しない理由
- (ii) 宣言が、ライセンスに関するすべての商品及びサービスに影響するものでない場合、その宣言により影響を受ける商品及びサービス又は宣言により影響を受けない商品及びサービス
- (iii) 対応する法の主要な規定
- (iv) こうした宣言を再審査又は申立ての対象とすることができるかどうか

735. 宣言は、ライセンスの記録に関する通報の関係官庁への送付日から18ヶ月が満了する前に国際事務局に送付されなければならない。国際事務局は、適用要件を遵守した通信の受領日をもって、国際登録簿に宣言を記録し、[公報](#)でこの情報を公開し、ライセンスの記録の申請を提出した当事者（名義人又は官庁）にその旨通報する。宣言に関する最終決定もまた、官庁により国際事務局に通知される。国際事務局はこれを国際登録簿に記録し、ライセンスの記録の申請を提出した当事者（名義人又は官庁）にその旨通報する。

### ライセンスの記録の修正又は取消し

736. 名義人は、ライセンスの記録の後、有効期間等のライセンスに関する詳細の修正を希望することができる。この申請は、公式[様式MM14](#)（[MM14提出時の注](#)も参照のこと。）で行われなければならない。記録されたライセンスの修正の記録は、[手数料表](#)の第7.5欄に規定されている手数料の納付、つまり、各関係国際登録につき177スイスフランの納付を条件とする。[\[規則20の2\(4\)\]](#)

737. 国際登録に関係して新たなライセンシーを記録する場合、この申請は、ライセンスの修正ではなく、新たなライセンスの記録の申請とみなされる。これは、[様式MM13](#)で申請され、その後、各手数料を納付する（[MM13提出時の注](#)も参照のこと）。

738. ライセンスの記録の取消しの申請は、公式[様式MM15](#)で行われなければならない（[MM15提出時の注](#)も参照のこと）。取消しの申請が提出されると、そのライセンスは国際登録簿から削除される。ライセンスの記録の取消しに係る手数料は無料である。

739. ある国際登録に関係して複数のライセンスが記録されている場合、ライセンスの記録の修正又は取消しの申請は、どのライセンスに関する申請であるかを明確かつ一義的に特定する。

## 国際登録の更新

740. 国際事務局によって国際登録簿に記録された国際登録は、国際登録日から10年間有効である。国際登録は、所定の更新手数料を納付することにより、10年毎に国際事務局で直接更新することができる。国際登録を更新できる回数に制限はない。

741. 更新は国際事務局で行われ、その国際登録により包含されている加盟国に対して効力を有する。

742. 2022年11月1日より、名義人は、早ければ国際登録の満了日（支払期日）の6ヶ月前から更新手数料を納付することができる。名義人は、遅くとも支払期日から6ヶ月の間に更新手数料を納付することができる。国際登録の支払期日から6ヶ月の間は「猶予期間」と呼ばれ、この期間の納付には、[手数料表](#)の第6.1欄に規定されている基本手数料の50パーセントの追加手数料（割増手数料）を納付する必要がある。現在、この割増手数料は326.50スイスフランである。特定の加盟国については、その他の割増手数料が適用される場合がある。WIPOウェブサイトで公開されている[個別手数料](#)に関する詳細な情報を参照のこと。[\[規則30\(1\)\]](#)

743. 名義人は、支払期日の当日又は前に国際事務局に対する更新手数料の納付により国際登録を更新するという責任を負う。所定手数料が全額納付されない限り、国際登録は更新されない。手数料が納付され次第、国際事務局は直ちに国際登録簿に更新を記録し、指定加盟国に通報し、更新証明書を名義人に送付する。更新手数料を早期（支払期日の6ヶ月前まで）に納付するという選択肢は、特に更新証明書をエンフォースメント及び税関の目的で指定加盟国の現地語に翻訳する必要がある名義人にとって有益であり得る。更新手数料の納付時期（支払期日前6ヶ月以内又は支払期日後6ヶ月以内）は、国際登録の満了日又は次の10年の有効期間の計算には影響しない。下記の例を参照のこと： [\[6条\(1\)\]](#) [\[7条\(1\)\]](#)  
国際登録1234567の登録日が、2013年8月5日である場合。

- 国際登録1234567の満了日（更新支払期日）は、2023年8月5日である。
- 2023年2月5日、国際事務局は、2023年8月5日である次の更新支払期日の非公式の催告を名義人に送付した。
- 名義人は2023年3月12日に更新手数料を納付し、国際事務局は国際登録簿に更新を記録し、名義人に更新証明書を送付する。
- 対象の登録の次回満了日（更新支払期日）は、2033年8月5日である。

## 重要な留意事項：更新の管理

### 非公式の更新の通報

744. 10年の各保護期間の満了日の6ヶ月前に、国際事務局は、国際登録の名義人及び（選任している場合）名義人の代理人に、非公式の通報を送付し、正確な満了日（支払期日）について注意を喚起する。名義人（又は代理人）がこうした非公式通知を受領しなかった場合、これは、納付手数料の納付期日の不遵守に対する免除の構成要素にはならない。 [\[7条\(3\)\]](#) [\[規則29\]](#)

745. この通報では、名義人に対し次回の更新が警告され、名義人が更新の前に国際登録に必要な変更の記録を申請するよう注意喚起される。

### 国際登録の変更の不可

746. 更新の際に国際登録の変更を記載することはできない。国際登録は最新の状態で、すなわち、更新手数料が納付された時点、又は現在の保護期間が満了した時点（手数料が猶予期間中に納付された場合）で更新される。従って、更新手続きの一環として、名義人の氏名／名称又は指定商品及びサービスを変更してはならない。例外として、名義人は国際登録に包含されている加盟国の一部のみについては更新することができるが、これは変更とはみなされない。

747. 名義人が国際登録簿に記録し、更新証明書に反映させたいと考える国際登録の変更は、適切な手続きに従い、国際事務局に別途提出されなければならない。その変更は、満了日前又は更新手数料の納付が完了する前（手数料が更新日前に受領された場合）に国際登録簿に記録された場合のみ、更新時に記録される情報に盛り込まれる。従って、更新の申請前、かつ手数料の納付前に十分な時間を持って関連変更記録の申請を行い、こうした変更が国際登録簿に記録及び更新証明書に反映されていることを確認することが重要である。可能であれば、名義人は、必要な変更が記録されるまで国際登録の更新を延期する。しかしながら、更新期日が迫っているためにこれが不可能である場合、名義人は、変更が更新証明書に反映されず、更新に係る最終費用が期日前に変更を記録した場合よりも高くなる可能性があることに留意する。「マドリッド[手数料計算システム](#)」やオンラインの[「登録を更新する \(Renew your registration\)」](#)様式は、WIPOウェブサイトで開催されている。 [\[7条\(2\)\]](#)

## 特定の指定加盟国の不更新

748. 国際登録は指定加盟国の一部のみについて更新することができるという事実は、国際登録の変更とみなされない。従って、名義人は、1又は複数の指定加盟国について国際登録を更新しないと決めることができる。名義人が、後に、更新には含まれていないが国際登録に包含されている加盟国を記載すると決めた場合、これが更新期間後の6ヶ月の猶予期間内であれば、これを行うことができる。猶予期間を超えても、名義人が更新に包含されない加盟国での保護を希望する場合、名義人はその加盟国を事後指定する必要がある。追加の更新についてはパラグラフ790を参照のこと。[7条(2)] [規則30(2)(a)及び(e)]

## 更新及び事後指定

749. 追加領域（加盟国）を事後指定することにより、国際登録の地理的な保護範囲を拡大することができる。事後指定は、既存の国際登録の単なる拡大であって、10年の独立した存続期間を持たず、それどころか国際登録の満了日と同一の日に満了することに留意することが重要である。従って、国際登録の満了日が近い場合、名義人は、指定した加盟国に対する更新手数料の全額を短期間のために納付することを避けるため、更新の期日後に追加加盟国を事後指定することを希望できる。

750. 国際登録が早期更新で更新された場合において、名義人が更新の記録後、最初の支払期日前に事後指定の記録を申請することを決めた場合、事後指定は、名義人が申請に支払期日後に効力が発生する旨を表示していない限り、効力が直ちに発生する。効力が直ちに発生する場合、名義人は、新たな事後指定が支払期日後も効力を有し続けるように、新たな事後指定に対しても追加の更新を申請して、更新手数料を納付しなければならない。以下の例を参照のこと：

国際登録1234567の登録日が、2013年8月5日である場合。

- 国際登録1234567の満了日（更新支払期日）は、2023年8月5日である。
- 2023年2月5日、国際事務局は、2023年8月5日である次回の更新支払期日の非公式の催告を名義人に送付した。
- 名義人は2023年3月12日に更新手数料を納付し、国際事務局は国際登録簿に更新を記録し、名義人に更新証明書を送付する。
- 対象の登録の次回満了日（更新支払期日）は、2033年8月5日である。
- 2023年4月12日、名義人は、スイスに対して事後指定を申請する。
- 2023年4月12日、名義人は、スイスに対しても追加の更新を申請する（事後指定は、2023年3月12日（更新手数料の納付）後、2023年8月5日（現在の更新有効期間）前に申請かつ記録されたため）。

751. 事後指定に関する詳細な情報については、パラグラフ472～536を参照のこと。追加の更新に関する詳細な情報については、790を参照のこと。

## 国際登録の範囲に影響を与えるその他の変更

752. 一般的に、各加盟国官庁は、所定の国際登録の保護範囲に影響を及ぼす可能性の

ある事項を速やかに国際事務局に通報する。更新に関しては、次の事項が特に重要である。

- 基礎標章の効力の終了
- [第18規則の3\(1\)及び\(2\)](#)の規定に基づく保護付与の声明
- 全部暫定的拒絶の確定
- 更なる決定
- ある指定加盟国における一部又は全部の商品及びサービスの無効
- 国際登録の範囲に影響を及ぼす指定加盟国の官庁によるその他の決定（通常、事後指定又は無効に起因するもの。） [\[6条\(4\)\]](#) [\[規則18の3\(1\)~\(4\)\]](#)  
[\[規則19\]](#) [\[規則22\]](#)

753. 前述の変更が、更新の時点で国際事務局により記録されていない場合、更新に係る最終費用に影響が出る場合がある。例えば、第18規則の3(2)の規定に基づく暫定的拒絶の後の保護付与の声明が記録され、4つ類のうち2つの類について保護が付与されると、これは、納付手数料の総額に影響を及ぼす（考えられる4つの類ではなく、2つの類に関するもの）。従って、名義人が前述の決定のいずれかについて官庁により直接通報され、こうした通報がまだ国際事務局に記録されていないことを確認した場合、名義人は、その官庁に直接問い合わせ、その官庁が国際事務局に既に通報したことを確認することが重要である。

## 更新時点での保護の状況

754. 国際登録は、限定、一部無効又は一部取消しの影響を受けないすべての商品及びサービスの指定締約国について、更新される。取消された商品及びサービスの国際登録及び既にすべての無効が登録されている指定加盟国の国際登録については、更新することができない。「抜け殻」を更新することはできない。よって、更新の申請には、国際登録の少なくとも1つの指定加盟国が記載されなければならない。

### 保護認容声明

755. 国際登録は、関係商品及びサービスのすべてに保護を付与した指定加盟国（すなわち、保護認容声明を発出した国）において更新することができる。保護認容声明とは、官庁が、暫定的拒絶を一切発出することなく若しくは暫定的拒絶の後に又は追加の決定において、保護を付与した場合の、最終決定であり、これは国際登録簿に記録される。[\[規則18の3\(1\)、\(2\)\(i\)及び\(4\)\]](#)

### 保護一部認容声明

756. 国際登録は、関係商品及びサービスの一部のみに保護を付与した指定加盟国（保護一部認容声明）において更新することができる。保護一部認容声明とは、関係官庁が、暫定的拒絶の後に又は追加の決定において、一部保護を付与した場合の、最終決定であり、これは国際登録簿に記録される。[\[規則18の3\(2\)\(i\)及び\(4\)\]](#)

757. 類毎の個別手数料の宣言を行った加盟国については、更新手数料は、第18規則の3の規定（最終決定又は更なる決定）に基づき記録された声明において保護が付与されている類の数のみを考慮して、算出される。[\[規則18の3\(1\)、\(2\)及び\(4\)\]](#)

758. 一部保護を付与した指定加盟国の官庁により下された規則18の3の規定に基づく決定に対して不服を申し立てている国際登録の名義人は、その国際登録に包含されているすべての類についてではなく、保護が付与された類についてのみ、個別手数料を納付するよう求められる場合がある。

759. 前述を考慮し、名義人は、更新の時点で保護されていない商品及びサービスについては個別手数料を納付する必要はない。しかしながら、官庁が、規則18の3(4)の規定に基づく更なる声明において、保護範囲の変更を国際事務局に後に通報した場合、次回の更新手数料では、国際登録が保護されている類の数が考慮される。こうした保護範囲の変更は、既に納付された更新手数料に影響を与えない、すなわち、この更新手数料に遡及的な影響を与えない。[\[規則18の3\(4\)\]](#) [\[規則34\(6\)\(a\)\]](#) .

760. 次の事例では、指定加盟国が一部保護を国際登録に付与した場合の、更新について更に説明されている。

- 第3類、第5類及び第10類を指定した商品を包含する国際登録（IR）の更新期日は、2022年3月1日である。
- 更新の時点で、国際登録は、[第18規則の3\(2\)\(ii\)](#)の規定に基づき、第5類及び第10類を指定した商品の一部保護を英国知的財産庁（UKIPO）から付与されていた。
- 名義人は、英国（UK）において一部保護のみを付与する最終決定に対し不服を申し立てたが、この申し立ては更新の時点でまだ係属中であった。
- 英国は、類毎の個別手数料を宣言している。従って、2022年3月1日に行った英国指定に対する更新手数料では、保護が付与された類の数が、すなわち第5類と第10類のみが、考慮された。
- 2025年6月には、名義人の申し立てが成功し、UKIPOは、[第18規則の3\(4\)](#)の規定に基づく更なる声明において、第3類にも保護を付与する旨を国際事務局に通報した。次回の2032年3月1日の更新では、名義人は、第3類、第5類及び第10類について英国指定に対する手数料を納付する必要がある（これは更なる決定の通報を受けることが条件である）。

### 保護の全部拒絶

761. 指定加盟国が、[第3規則の3\(3\)](#)の規定に基づく最終決定又は[第18規則の3\(4\)](#)の規定に基づく更なる決定において、国際登録の関係するすべての商品及びサービスの保護を拒絶した場合、この国際登録を更新することは可能である。但し、この場合、国際登録は、この指定加盟国について、関係するすべての商品及びサービスについて更新されなければならない。関係加盟国は、[オンライン更新](#)において又は[様式MM11](#)の該当欄に記載されなければならない。その加盟国が引き続き指定されているすべての商品及びサービス（すなわち、限定、一部無効又は一部取消しの影響を受けない商品及びサービス）について対応する手数料が納付されなければならない（[MM11](#)提出時の注も参照のこと）。[[規則30\(2\)\(b\)](#)]

762. 前述に従い、類毎の個別手数料の宣言を行っており、また、すべての商品及びサービスの保護を拒絶した指定加盟国の更新手数料は、限定、一部無効又は一部取消しの影響を受けないすべての商品及びサービスに対応する類の数を考慮して、算出されなければならない。

763. これらの場合において更新するということは、国際登録がこうした指定加盟国において保護されるということの意味するだけでなく、国際事務局が、更新を記録し、名義人の権利を維持するための選択肢を名義人に与えることを意味する。名義人は、例えば、名義人が最終決定に又は更なる決定に不服を申し立てることで拒絶に異議を唱えている場合等に、更新を行うための法的理由を得ることができる。

764. 次の事例では、指定加盟国が国際登録について保護の全部拒絶を発出した場合の更新について更に説明されている。

- 第3類、第5類及び第10類を指定した商品を包含する国際登録（IR）の更新期日は、2022年3月1日である。
- 更新の時点で、国際登録は、[第18規則の3\(3\)](#)の規定に基づき、カナダ知的

財産庁 (CIPO) により、すべての商品について保護が拒絶されていた。

- 名義人は、カナダでの全部拒絶の最終決定に対して不服を申し立てたが、国際登録の更新時点でこの申立ては係属中であった。
- カナダは、類毎の個別手数料を宣言している。従って、2022年3月1日付けでのカナダを指定した更新手数料は、たとえ保護が全部拒絶されたとしても、カナダの指定に包含される3つの類すべてを考慮したものとなる。
- 名義人が国際登録の更新にカナダを記載することで、名義人はカナダでの権利を維持することができる。
- 2025年6月には、名義人の申し立てが一部成功し、CIPOは、[第18規則の3\(4\)](#)の規定に基づく更なる声明において、第3類及び第10類の商品に一部保護を付与する旨を国際事務局に通報した。次回の2032年3月1日の更新では、名義人は、第3類及び第10類についてカナダ指定に対する手数料を納付する必要がある（これは更なる決定の通報を受けることが条件である）。
- 名義人が国際登録をカナダについて更新しなかった場合、その国際登録ではカナダが包含されなくなる。この場合、名義人は、カナダでの保護を希望する場合、事後指定でカナダを再指定する必要があり、これにより、カナダでは、事後指定の後の日付から保護されることになる。

### 保護の暫定的拒絶

765. 国際登録について、その指定加盟国が[第17規則](#)の規定に基づき保護の暫定的拒絶を発出したが、[第18規則の3](#)の規定に基づく確認をまだ行っていない場合、その国際登録は更新することができる。暫定的拒絶は、すべての商品及びサービス（全部暫定的拒絶）又は一部のみの商品及びサービス（一部暫定的拒絶）に関するものがある。名義人が国際登録をその加盟国について更新したいと考える場合、その指定に包含されるすべての商品及びサービスについて更新手数料を納付する必要があるが、限定、一部無効又は一部取消しの影響を受ける商品及びサービスは除外される。しかしながら、これは、個別手数料を宣言した加盟国の更新手数料にのみ関する（パラグラフ757～760を参照のこと）。

766. 指定加盟国において保護が付与された商品及びサービスの変更は、[第34規則\(6\)\(a\)](#)の規定に従い既に納付された更新手数料には遡及的效果を有さない。

### 無効、放棄、取消し及び限定

767. 国際登録簿に無効が記録されると、その無効はもはや申立ての対象とならないことを意味するため、無効については事情が異なる。よって、全部無効が記録された加盟国について又は保護の放棄が記録された加盟国については、国際登録は更新できない。

768. 更に、一部無効、特定の加盟国に関する指定商品及びサービスの限定又はすべての指定加盟国に関する一部取消しの場合、国際登録は、その無効、限定又は取消しに関係する商品及びサービスについて更新することができない。 [[規則19\(1\)](#)] [[規則30\(2\)\(c\)](#)]

## 更新手続き－更新の申請の提出

769. 国際登録の更新を行う最も簡易な方法は、[オンライン更新](#)サービスを利用して更新手数料をクレジットカードで納付するか又はWIPO当座預金口座から引き落とすことである。このサービスでは、国際登録の指定加盟国及び国際登録簿に記録された保護範囲に関する最新の情報が提供される。オンライン更新は、WIPOウェブサイトで公開されている。

770. これに代わり、名義人は、WIPOウェブサイトで公開されている任意の公式様式である[MM11](#)を提出することもできる（[MM11提出時の注](#)も参照のこと）。次の情報が提出されなければならない。

- － 更新する関係国際登録の番号
- － 名義人の氏名／名称（国際登録簿に記録されているものと同一のもの）
- － 更新が申請されているすべての加盟国（名義人が希望する場合、国際登録簿に一部拒絶又は全部拒絶が記録されている加盟国を含む。更新の申請には、少なくとも1つの指定加盟国が記載されていなければならない。）
- － 名義人若しくは記録された代理人の署名又は更新の申請が提出された官庁の署名
- － 納付手数料の額及び納付方法又は国際事務局に開設された口座からの手数料の必要額を引き落とすための指示（手数料計算表）

## 更新手数料

771. 国際登録の更新に係る納付手数料は、次の通りである。 [[規則30\(1\)](#)] [[7条\(1\)](#)] [[9条の6](#)]

- － 基本手数料（653スイスフラン）
- － 関連する宣言を行った指定加盟国毎の個別手数料（パラグラフ325及び326を参照のこと）
- － 個別手数料の納付を求めない指定加盟国毎の付加手数料（100スイスフラン）
- － 商品及びサービス区分の数が3を超えた1区分毎の追加手数料（100スイスフラン）（指定されたすべての加盟国が個別手数料の納付を求める加盟国である場合、追加手数料は不要）

772. 本国官庁の加盟国（又は名義人の加盟国）が協定及び議定書の双方に加盟しており、国際登録には双方の条約にもまた拘束される加盟国の指定が含まれている場合、後者が個別手数料を選択していたとしても、その加盟国に納付する手数料は標準手数料のみである。

773. WIPOで公開されている[手数料計算システム](#)を利用して、国際登録の更新手数料を算出することができる。

774. 手数料は、遅くとも満了日までに国際事務局に納付する。名義人が更新手数料を納付できる最も早い日付は、満了日の3ヶ月前である。手数料は更新期間後から最長で6ヶ月までは納付することができるが、但しこの場合は、割増手数料（更新の基本手数料の50パーセントに相当する額）を同時に納付する。現在、この割増手数料は326.50スイスフランである。[7条(4)]

775. 国際事務局への手数料の納付日から更新の期日までの間に、更新手数料の額が変更された場合は、次が適用される。

- － 納付が更新期日から6ヶ月以内になされた場合、適用される手数料は、その納付日に有効であった手数料である。
- － 更新手数料が期日後に納付された場合、適用される手数料は、その期日に有効であった手数料である。[規則34(7)(d)]

776. 手数料は、名義人により国際事務局に直接納付することができる。手数料は、名義人の加盟国官庁がこうした手数料の徴収及び転送に同意していれば、名義人に代わってその官庁を通じて納付することができる。しかしながら、名義人は、官庁を通じて納付するよう求められることはない。更新手数料の納付は、銀行振込、欧州域内の郵便口座、クレジットカード又はWIPO当座口座を使用して行うことができる。オンライン更新を利用する場合、手数料はクレジットカードで納付することができる（パラグラフ74、75及び78～82を参照のこと）。

777. 本国官庁が、更新手数料の徴収及びその国際事務局への転送を承諾する場合、その官庁は、この業務に対する手数料を自己の裁量により定め、自己の収入として徴収することができる。[8条(1)]

778. 更新手数料をクレジットカードで納付する又はWIPO当座口座から引き落とす場合、WIPOが公開しているオンライン更新サービスを利用することが推奨される。

### 納付額の不足

779. 受領した手数料の額が手数料の必要とされる額より少ない場合、国際事務局は、名義人及び代理人がいる場合にはその双方に通報し、不足額を特定する。手数料が名義人、代理人又は官庁以外の当事者によって納付された場合、国際事務局は、その当事者にも通報する。[規則30(3)(a)]

780. 受領した額が、更新期日から6ヶ月の期間の満了後に必要とされる額（納付の遅延に対する割増手数料を含む）より少ない場合、更新は記録されない。国際事務局は、受領した額を納付者に返還し、名義人及び代理人にその旨を通報する。[規則30(3)(b)]

781. しかしながら、前述の規則には例外がある。パラグラフ780で述べた納付手数料の不足に関する通報が6ヶ月の期間の満了の3ヶ月より前に送付されており、また、その期間の末日までに納付された額が必要とされる額の少なくとも70パーセントである場合、国際事務局は、国際登録の更新手続きを進める。しかしながら、通報から3ヶ月以内に全額が納付されない場合、国際事務局は、更新を取消し、納付された額を返還する。[規則30(3)(c)]

782. 納付額が不足している場合、名義人は、不足額を納付する代わりに、1又は複数の指定加盟国を省略することで、必要額を減額するよう求めることができる。この申請は、不足額を納付しなければならなかった期間内に提出されなければならない。

### 更新の記録、通報、証明及び公開

783. 更新手数料を受領すると、国際事務局は、国際登録簿に更新を記録し、指定加盟国に通報し、名義人に更新証明書を送付する。更新手数料の納付日は、（国際登録簿に表示された）国際登録の満了日及び国際登録の新たな有効期間に影響を及ぼさず、国際登録は手続期間から起算して10年であり続ける。 [規則31(1)]

784. 更新の効力発生日は、国際登録に記載のすべての指定について、こうした指定が国際登録簿に記録された日付に関係なく、同一である。 [規則31(2)]

785. 国際登録が特定の指定加盟国について更新されない場合、国際事務局は、名義人、代理人（選任されている場合）及び関係官庁にその旨を通報する。 [規則31(4)(b)]

786. 国際登録が更新された場合、その更新の関係情報は公報で公開される。この公開は、実際には、国際登録の更新後の状態での再公開である。 [規則32(1)(a)(iv)]

787. 国際登録の更新（又は不更新）の通報を受けた官庁は、自己の使用を目的として保存している記録の修正を除く、どのような措置も取る必要はない。

788. 一般的に、記録及び公開は、英語、フランス語又はスペイン語で記載することができる。しかしながら、2004年4月1日より前に提出された出願に起因し、最初の事後指定の記録に係属しているすべての国際登録については、次に従う。 [規則6(3)] [規則40(4)]

- 協定のみに従っている場合、フランス語が引き続き、更新の記録を記載する唯一の言語となる。
- 議定書の全部又は一部に従っている場合、フランス語及び英語が引き続き、更新の言語となる。

789. 2004年4月1日から2008年8月31日の間に提出された出願に起因し、最初の事後指定の記録に係属している国際登録については、次に従う。

- 前述のように、協定のみに従っている場合、フランス語が引き続き、更新の記録を記載する唯一の言語となる。この期間に提出され、議定書の全部又は一部が適用された出願に起因する登録は、2004年4月1日からのスペイン語の導入に従い、完全な三言語体制を享受することができる。よって、こうした登録は三言語すべてで更新される。

## 追加の更新

790. 追加の更新は、以下の2つの状況において有効であり得る：
- 名義人が国際登録を一部の指定加盟国についてのみ更新し、その後、更新が記録された後、猶予期間（パラグラフ729、748、774及び783を参照のこと）が終了する前に最初の更新申請に含まれていなかった指定加盟国を更新することを決めた場合。この場合、名義人は追加の更新を申請し、省略された指定に対して基本手数料、関係加盟国については付加手数料又は個別手数料及び（猶予期間内の遅延更新用）割増手数料を含む更新手数料を納付する必要がある。
  - 名義人が国際登録を早期更新し、その後、更新が記録された後、最初の支払期日が過ぎる前に事後指定の記録を申請することを決めた場合、その記録は直ちに効力を生じる。この場合、名義人は、新たに記録された事後指定に対して追加の更新を申請して、基本手数料、関係加盟国については付加手数料又は個別手数料を含む更新手数料を納付する必要がある

## 不更新

791. 国際登録が（名義人が更新手数料を納付しなかった又は納付手数料が不足していたとの理由で）更新されなかった場合、その国際登録は、先の保護期間の満了日から効力を失う。

792. 国際登録が更新されていない場合、その事実は、名義人、代理人（選任されている場合）及び指定加盟国の官庁に通報され、[公報](#)で公開される。この公開には、国際登録番号と更新期日のみが記載される。この通報及び公開は、国際登録が更新される可能性がなくなった後に、すなわち、更新期日後の6ヶ月の期間（割増手数料の納付により更新することができた期間）が経過した後に行われる。更新手数料の不足額の納付がないために更新が取り消された場合（パラグラフ779～781を参照のこと。）、その旨も公報で公開される。[[規則31\(4\)\(a\)](#)] [[規則32\(1\)\(a\)\(xii\)](#)]

793. 所定の更新手数料が期日までに納付されなかった場合、事後指定及び変更は、割増手数料の納付により更新が可能となる期間の期日から6ヶ月の間は、国際登録簿に記録されない。事後指定又は変更を国際登録簿に記録することができるのは、更新が国際登録簿に記録された後のみである。

## 特定のマドリッド制度加盟国における維持（使用）要件

794. マドリッド制度では、国際標章が確実に保護され続けるように、その使用を証明する義務はない。しかしながら、名義人は、特定の加盟国が、標章のライフサイクルを通じて、実際の使用または不使用を宣言することを名義人に要求することを留意する必要がある。このような場合、名義人は、関連する宣言と証拠を関係官庁に直接提出しなければならない。

795. 特定の管轄における標章の使用に関する関連証拠の提出はマドリッド制度の範囲外であり、これは純粹に、国内法に規定された要件に従い、関連する関係加盟国の官庁が行う問題である。しかしながら、一部の加盟国は、そのような使用要件を有していることを国際事務局に通達しており、以下の[マドリッド情報通達](#)がWIPOウェブサイトで公開されている：

- カーボベルデ: [情報通達 No. 22/2022](#);
- カンボジア: [情報通達 No. 11/2016](#);
- メキシコ: [情報通達 No. 14/2018](#);
- モザンビーク: [情報通達 No. 37/2016](#);
- フィリピン: [情報通達 No. 18/2013](#);
- 米国: [情報通達 No. 16/2010](#)。

796. 上記の加盟国の官庁は、[マドリッド加盟国プロファイル](#)データベースで公開されている、名義人にとって有用と思われる情報も提供している。また、名義人には、要件、期間、使用様式などに関する最新情報を入手するため、関連する官庁に直接連絡することが推奨される。

## 国際登録の誤りの更正

797. 名義人又は加盟国の官庁は、国際登録について国際事務局により又は官庁により生じた誤りの更正を申請することができる。国際事務局が国際登録簿に国際登録に関する誤りがあるとみなした場合、国際事務局は職権でその誤りを更正する。国際事務局はまた、名義若しくは記録された代理人又は官庁の申請を受けた場合も、こうした誤りを更正する。  
[[規則28\(1\)](#)]

### 名義人又はその代理人により生じた誤り

798. 国際事務局は、指定加盟国の記載における誤りや、指定商品及びサービスの誤り等、名義人又は名義人の代理人により生じた誤りを更正しない。例えば、出願人又はその代理人が、国際出願の指定加盟国において、AU（オーストラリア）であるところを誤ってAT（オーストリア）と記載した場合、AUの指定は事後指定でのみ国際登録に記載することができる。代理人が名義人の氏名／名称を誤った場合、名義人の詳細の変更の記録を申請する必要がある。

### 国際事務局又は官庁により生じた誤り

799. 国際事務局により誤りが生じた場合、名義人、記録された代理人又は官庁は、その誤りを更正するよう随時申請することができる。

800. 官庁による誤りが生じた場合、名義人又はその官庁は、その誤りを更正するよう申請を提出することができるが、これは、誤りが国際登録簿で公開された日から9ヶ月以内にその申請が受領された場合に限られる。名義人又は記録された代理人が、官庁により生じた誤りの更正を申請する場合、誤りはその官庁によって確認されなければならない。

801. 誤りを更正する手続きの前に、国際事務局は、国際登録簿に実際に誤りが記載されていることを確認しなければならない。国際事務局が行う実務は次の通りである。

- (i) 国際登録簿に記録されている内容と国際事務局に提出された書面との間に食い違いがある場合、すなわち、国際事務局の側に誤りがあった場合、その誤りは、更に問い合わせることなく更正される。
- (ii) 国際事務局に提出した指定加盟国又は指定商品及びサービスの誤り等、官庁

による誤りがあり、その誤りの更正が国際登録から派生する権利に影響を与える場合、国際登録簿で誤った記載が公開された日から9ヶ月以内に更正の申請が国際事務局により受領された場合にのみ、こうした誤りを修正することができる。この場合、名義人又は記録された代理人が更正の申請を提出すると、官庁は誤りを確認する必要がある。9ヶ月の期間を考慮し、名義人又は記録された代理人が官庁による誤りが生じたと考える場合、名義人又は記録された代理人は、できるだけ早くその誤りを関係官庁及び国際事務局に直接提起する。[規則28(4)]

802. 国際事務局は、一般的に、官庁により生じた、基礎標章の日付や番号等の軽微な誤字や脱字を、国際登録から派生する権利に影響を与えない場合に限り修正することができる。こうした種類の修正は、個々の場合に応じて慎重に再審査され、[第28規則](#)の規定の適用範囲外とみなされる場合がある。

### 更正の申請用の公式様式

803. 記録の更正の申請は、WIPOウェブサイトで開催されているオンライン様式「[記録を更正する \(Correct a Recording\)](#)」を用いて国際事務局に提出することができる。これに代わり、[MM21様式を用いることができる \(MM21提出時の注も参照のこと\)](#)。[規則28]

#### 国際登録番号

804. 国際登録の番号を記載する。

#### 整理番号

805. 名義人又はその代理人が更正を申請する場合、WIPO整理番号を記載する。官庁が更正を申請する場合、WIPO通報番号を記載する。

#### 申請された更正の説明

806. 更正する誤りの詳細を説明する。

#### 提出及び署名

807. 様式には、様式を提出する者（名義人、その代理人又は官庁）を記載し、その署名及び電子メールアドレスを盛り込む。

### 更正の記録、公開及び通報

808. 国際事務局は、更正の申請を慎重に審査する。国際登録簿の誤りが更正された場合、国際事務局は、名義人に通報し、同時に、更正の効力が発生する指定加盟国の官庁にも通報する。これに加え、更正を申請した官庁が更正の効力が発生する指定加盟国の官庁でない場合、国際事務局はその官庁にも通報する。更正は[公報](#)で公開される。[規則28(2)] [規則32(1)(a)(ix)]

## 更正後の拒絶

809. 更正について通報を受けた官庁は、国際登録の審査を再開し、更正後の国際登録に保護を付与できないこと又は付与できなくなったことを国際事務局への通報において宣言することができる。これは、関係官庁に最初に通報された国際登録には適用されなかった拒絶理由が、更正後の国際登録にある場合に行うことができる。議定書[第5条](#)及び[第9条](#)並びに[第16規則～第18規則の3](#)の規定は、更正に関する拒絶通報に準用され、特に、更正された部分に関してこうした拒絶を通報するための期間（1年又は18ヶ月）に準用される。こうした期間は、関係官庁に更正の通報を送付した日から起算される。これは事実上、官庁が、その更正が関係する限り、国際登録を審査し、必要と認める場合には暫定的拒絶を発出する期間が、更正により「再開」することを意味する。[[規則28\(3\)](#)]

## 国際登録にその他の変更がない場合

810. 国際登録に影響を与えるその他の変更は、国際登録簿に記録することはできない。特に、マドリッド制度の法的枠組みには、国際登録簿に記録された標章の修正（又は変更）を認める規定はない。名義人が、国際登録簿に記録された標章と若干でも異なる形態で標章の保護を希望する場合、その名義人は、新たな国際出願を提出しなければならない。これは、基礎標章における標章の変更が本国官庁の加盟国の法に従って可能である場合に、そうした基礎標章における標章の変更が既に認められていても、適用される。しかしながら、名義人が現在、国際登録簿に記録されている標章とは若干異なる形態で標章を使用している場合、新たな国際出願を厳格に提出する必要があることを必ずしも意味するものではない。[パリ条約第5条C\(2\)](#)の規定では、登録された標章と異なる形態での標章の使用は、その標章の識別性に影響を与えない構成要素に関しては、無効とならず、指定加盟国における国際登録の保護は縮減されないとされているが、名義人はこの規定に依拠することを希望することができる。

811. 国際登録の指定商品及びサービスを拡大することはできない。名義人が、国際登録のメインリストに含まれていない追加の商品及びサービスに対して標章の保護を希望する場合、名義人は新たな国際出願を提出しなければならない。これは、こうした商品及びサービスが基礎標章に含まれている場合であっても、すなわち、国際出願を提出する際にこうした商品及びサービスを含めることができたのにそうしなかったと思われる場合であっても、適用される。

## 従属期間

### 従属期間中の効力の終了

812. 国際登録は、国際登録の日から5年の期間は、基礎標章（すなわち、国際登録の基礎となる国内又は広域の登録又は出願）に従属する。基礎標章が取消し、放棄、抹消若しくは無効となった若しくは消滅していた場合、又は、基礎標章が登録出願であって、5年の期間に若しくはその期間に開始された訴訟の結果として、拒絶の最終決定の対象であるか若しくは取り下げられた場合、国際登録に起因する保護はもはや行使できなくなる。

813. この従属性は、基礎標章の拒絶、取下げの理由又は基礎標章の全部若しくは一部についての法的保護の消滅の理由にかかわらず、絶対的であり効力を有する。基礎登録に対する単一の無効訴訟又は取消訴訟によって、国際登録が保護されているすべての加盟国においてその国際登録が敗訴する可能性があるプロセスは、「セントラルアタック」という用語で一般に知られるようになった。しかしながら、出願の条件となっている基礎標章の拒絶に応答しない、登録された基礎標章を更新しない等、基礎標章が名義人の不作為によって効力を失うことはよくある。

814. 本国官庁へのお願に基づく国際登録を選択した名義人は、基礎出願の効力が終了した結果、保護が消滅するリスクが高まる。この消滅は、第三者によって提起された訴訟という意味での「セントラルアタック」の結果である必要はない。基礎出願は、絶対的な根拠で又は審査手続きにおいて職権で引用された先の権利の存在を理由に若しくはその領域におけるこうした先の権利の名義人による異議申立ての結果として、保護の全部拒絶又は一部拒絶の対象となることがある。これらすべての場合において、また、基礎出願に関する決定が確定している（すなわち、もはや再審査や申立ての対象とならない）場合に限り、本国官庁は、国際登録の全部又は一部を取り消すよう国際事務局に申請することが求められる。

815. マドリッド制度での5年の従属性という特徴の影響を緩和させるため、議定書では、国際登録の名義人が、基礎標章の効力が終了した結果取り消された際に、国際登録を国内又は広域出願に変更することにより、指定加盟国での保護を引き続き確保できる機会が提供されている。変更の詳細についてはパラグラフ833～838を参照のこと。

816. 国際出願は、その基礎となる基礎標章の名義人により提出されなければならないが、基礎標章が後に名義人の変更を受けても、国際登録の有効性は影響を受けない。基礎標章の新たな名義人は、国際登録の名義人としての資格を得る必要はない（国際登録も譲渡される場合を除く）。しかしながら、国際登録は基礎標章の結果に引き続き従属するため、5年の従属期間に、国際登録の名義人が、基礎標章の名義人の変更により、その有効性を管理する立場でなくなった場合には、リスクが生じる（パラグラフ812～814、830～832を参照のこと）。

817. 5年の従属期間が終了すると、国際登録は（パラグラフ812～814を条件として）基礎標章から独立する。なお、事後指定にはこれとは別の従属はなく、従属期間は、国際登録日から起算される従属期間があるだけであることを留意する。 [6条(2)]

## 基礎出願又は基礎登録の効力の終了

818. 国際登録に起因する保護は、国際登録日から5年が満了する前に、基礎標章が次の理由のいずれかにより法的保護を受けられなくなった場合、行使できなくなる。 [6条(3)]

- 取り下げられた場合
- 消滅した場合
- 放棄された場合
- 登録が拒絶、抹消、取消し又は無効の最終決定の対象となった場合

819. 基礎標章の効力の終了が、国際登録の指定商品及びサービスの一部のみに関するものである場合、国際登録の保護はその旨減縮される。

820. この規定は、5年の期間の満了前に開始された訴訟の結果として、（国際登録に起因する）法的保護が後に終了した場合にも適用される。次のいずれかの場合でも同一の規定が適用される。

- 基礎出願の効力を拒絶する決定に対して、5年の期間内に申し立てが提起された場合
- 基礎出願の取下げを求め若しくは基礎出願に起因する登録の若しくは基礎登録の抹消、取消し若しくは無効を求め、その5年以内に訴訟が開始された場合
- 5年の期間に提出された基礎出願に対する異議申立ての結果、その5年の期間の満了後に、場合により、基礎出願、この基礎出願に起因する登録又は基礎登録について、拒絶、抹消、取消し又は無効の最終決定に至った場合

821. 更に、同一の規定が、次の場合にも、すなわち、5年の期間の満了後に、基礎出願が取り下げられた場合又は基礎出願に起因する登録若しくは基礎登録が放棄された場合であって、その取下げ又は放棄の際に、その出願又は登録がパラグラフ820に規定の訴訟の対象であり、その訴訟がこの5年の期間の満了前に開始されていた場合にも、適用される。この規定により、国際登録の名義人の基礎標章が5年の従属期間にセントラルアタックの対象となった場合に、その5年の期間の満了後であって、官庁又は裁判所がその問題について最終決定を下す前に、その出願又は登録の放棄によって、その名義人がセントラルアタックの効果を回避しようとすることを防止することができる。事例として次のものが挙げられる。

- 2000年1月2日、第9類の「サングラス」及び第25類の「被服」を包含する国内登録に基づき、国際登録が記録された。

- 2004年11月4日、第三者が、第25類の商品が指定されている基礎標章に対し不使用取消訴訟を提起した。
- 2006年4月2日、裁判所は決定を下し、その結果、第25類の商品に関する国内登録の一部取消しとなった。
- 2006年4月15日、本国官庁は、第25類の特定の商品について、基礎標章が一部効力終了となったこと及び第25類の指定商品が「ティーシャツ」に限定されたことを国際事務局に通報した。
- 基礎標章の効力終了をもたらした訴訟が2005年1月2日より前に開始されたことから、国際登録は同じ趣旨で取り消され、すべての指定加盟国での保護は、第9類「サングラス」及び第25類「ティーシャツ」に限定された。

## 効力の終了の通報に関する手続き

822. 基礎標章が5年の従属期間に効力終了した場合、本国官庁は国際事務局に通報しなければならない。この効力終了が国際登録に含まれる商品及びサービスの一部にのみ関係する場合、この通報には、影響を受ける商品及びサービス又は影響を受けない商品及びサービスが記載されなければならない。

823. 通報は、効力の終了が取り消される可能性がないことが明らかになってから送付する。例えば、行政上の又は司法上の決定の場合、申し立ての決定後又は申し立ての提出期間の満了後に、通報を送付する。

824. しかしながら、本国官庁が、国際登録日から5年の期間の満了時に基礎標章の効力の終了をもたらす可能性のある係属中の訴訟を知っている場合、本国官庁は、できるだけ早く国際事務局に通報する。こうした通報では、その訴訟がまだ最終決定に至っていないことが明記される。決定が確定した後、官庁はその結果を国際事務局に通報しなければならない。官庁がその決定について直接通報を受けていない場合（例えば、決定が裁判所又は類似の当局からなされた場合等）、官庁は、決定を知った時に直ちに国際事務局に通報する。

825. 本国官庁は、適用範囲において（すなわち、基礎標章の効力終了に関係している商品及びサービスに関して）、国際登録を取り消すよう国際事務局に求める。[6条(4)]

826. 官庁が国際事務局に通報することができるのは、例えば、官庁に対する訴訟又は官庁の決定に対する申立てが提起されている場合等、その官庁がその訴訟を知っている場合のみである。しかしながら、官庁は、第三者によって裁判所に提起された訴訟を必ずしも知っているわけではない。この場合、特に、決定が基礎標章に悪影響を及ぼすものであって、国際登録の取消しを必要とするものである場合、訴訟を提起した当事者が官庁に注意喚起する可能性がある。

827. 効力の終了の通報に関連して官庁が行う手続きに関する詳細については、パラグラフ1038～1049を参照のこと。

## 効力の終了の国際登録簿への記録

828. 国際事務局は、どのような通報も国際登録簿に記録し、通報の写しを名義人及び指定加盟国の官庁に送付する。通報において国際登録の取消しが求められている場合、その国際登録は、適用範囲において、そのように取り消される。国際事務局は、名義人及び指定加盟国の官庁にその旨通報する。国際事務局はまた、名義人の一部変更により又は取り消された国際登録に基づく記録された分割及びこうした分割の併合に起因する国際登録も取り消さなければならない。 [規則22(2)] [規則22(2)(b)]

829. 国際登録の取消しは、取消日を記載して、公開及び記録される。同様に、5年の従属期間の満了前に開始された訴訟が、その期間の満了時に依然として係属中である場合、その旨の通報が公報で公開される。 [規則32(1)(a)(viii)及び(xi)]

## 従属期間中の国際登録の名義人の変更

830. 5年の従属期間中に国際登録又は基礎標章（又はその双方）の名義人が変更されても、その従属性の効力に影響しない。国際登録は、本国官庁の加盟国での基礎標章の保護に従属したままとなる。従って、例えば、基礎標章が更新されない場合又は基礎出願が取り下げられた若しくは本国官庁によって拒絶された場合、基礎標章が国際登録の名義人と異なる名義で記録されていたとしても、国際登録は取り消されることになる。 [6条(3)]

831. 前述を考慮し、名義人は、従属期間中を含め随時、国際登録を譲渡することなく、基礎標章を譲渡できることに留意する。しかしながら、国際登録の名義人は、従属期間中の譲渡伴うリスクを知っておく必要がある。というのも、国際登録は、その名義人に関係なく、基礎標章に従属し続けるからである。基礎標章を別の自然人又は法人に譲渡することで、名義人は、その権利状況や効力の終了の可能性を管理できなくなる。その結果、名義人は、新たな名義人により提起された（又はされなかった）訴訟が原因で国際登録が取り消されるリスクを負う場合がある。

832. 同様に、国際登録の潜在的譲受人は、基礎標章が譲受人に譲渡されず、国際登録が依然として従属期間内にある場合、慎重に譲渡を進める必要がある。

## 変更 (transformation)

833. 国際登録が基礎標章の効力の終了を受け国際事務局により（全部又は一部が）取り消された場合、議定書の規定において、名義人は、変更 (transformation) により指定加盟国での継続的な保護を確保することができる。名義人が自発的に国際登録を取消した場合は、変更することはできない。

834. 変更とは、名義人がマドリッド制度から離れ、関連する国内適用要件に従い、国内関係官庁に国内出願又は広域出願を直接提出することにより直接ルートに移行することを意味する。変更起因する出願は、日付に関する特別規定を除き、実際には、通常の国内出願又は広域出願である。この出願は、議定書又は規則の適用を受けず、国際事務局も何ら関与しない。

835. 名義人がこうした変更を利用したいと考える場合、国際事務局が国際登録の取消しを国際登録簿に記録した日から起算して3ヶ月以内に国内出願又は広域出願を提出する必要がある。

836. 名義人は、国際登録が有効であった加盟国のいずれか、すなわち、国際登録において保護の拒絶、無効又は放棄の対象とならなかった指定加盟国について、変更を申請することができる。官庁によっては、特定の状況に応じて柔軟な対応が可能であり、例えば、暫定的拒絶が発行され、名義人が拒絶に応答する期間内である場合、関係官庁は変更を認める場合がある。出願の指定商品及びサービスは、関係加盟国について取り消された国際登録の（又は国際登録の取り消された部分）の指定で包含されていたものでなければならない。

837. 国際登録が1又は複数の国内出願又は広域出願に変更された場合の効力とは、ある加盟国を指定した国際登録の主題であった標章を登録するためにその加盟国の官庁に提出された出願は、その出願が国際登録日に又はその加盟国が事後指定された場合、事後指定日に提出されたものとして、その官庁で取り扱われることである。その国際登録が優先権を主張している場合、国内出願又は広域出願はその主張の利益を受けることができる。 [[9条の5](#)]

838. 変更出願をどのように取り扱うかの決定は各加盟国の官庁に一任される。官庁は、官庁に提出された国内出願又は広域出願に適用されるすべての要件（現地代理人を通じた特定の様式の使用や、現地通貨による手数料の納付等）を、こうした出願に求めることができる。官庁は出願手数料及びその他の手数料の全額を納付するよう求めることもできるが、特に関係官庁が関係国際登録に対して既に個別手数料を受領している場合、手数料減額を決定することもできる。また、出願時の変更出願の保護の状況の決定も関係官庁に一任される。例えば、標章が国際登録で保護されている場合、官庁は単に国内登録証明書を発行することができる。その官庁は、こうした出願の場合における手数料減額の規定を決定することができる。名義人は、各官庁に対する適用要件の詳細については、各官庁に直接問い合わせるか又はWIPOウェブサイトで公開されている[マドリッド加盟国プロフィール](#)データベースを検索することができる。

## 国際登録による国内登録又は広域登録の代替

### 代替とは

839. 代替とは、マドリッド制度に導入された機能であり、その目的は、国際登録において事後指定されたマドリッド制度の1又は複数の領域での先の国内登録を更新しなければならないという名義人の負担を軽減することにある。特定の条件において、国際登録は、指定加盟国の国内登録又は広域登録に自動的に代替されるとみなされることを背景に、この機能は、マドリッド制度における商標ポートフォリオの一元管理の効率化を目的として導入された。

840. 代替は国内登録簿や広域登録簿で物理的には行われなため、この用語はやや誤認されるものの、この機能により、国際登録の名義人は、先の国内又は広域の権利に含まれる管轄での保護の日付のうちより早いものの利益を受けることができる。国際登録は「国内登録又は広域登録に代替することができるものとみなされる」という規定は、国内登録又は広域登録が停止される、あるいは影響を受けるという意味ではない。国内登録又は広域登録は、名義人により更新されない限り、こうした登録に付随するすべての権利とともに、関係国の登録簿に引き続き記載される。

841. 1件の国際登録を1件又はそれ以上の国内登録又は広域登録の代替とすることができる。これは典型的には、関連加盟国では単一の分類体系が提供されており、1件の国内登録につき1つの類の商品及びサービスしか指定できない一方で、国際登録では最大で45の類の商品及びサービスを包含できるという場合が挙げられる。

## 代替の条件

842. 代替を行うには、次の各条件を満たす必要がある。

- － 国内登録又は広域登録と国際登録の双方の名義人が同一である。
- － 国際登録に起因する保護がその加盟国に拡大されている。
- － 国内登録又は広域登録の指定商品及びサービスが、関係加盟国に関する国際登録でも指定されている。
- － 国際登録のその加盟国への拡大（事後指定の場合もある）の効力が国内登録又は広域登録の日の後に発生している。[4条の2(1)]

843. 国際登録は、国内登録又は広域登録によって取得された権利（例えば、優先権主張又は標章の先行使用に起因する諸権利）を損なうことなく、その国内登録又は広域登録に代替することができるものとみなされる。

## 国内登録又は広域登録の指定商品及びサービス

844. 国際登録には、国内登録又は広域登録の指定商品及びサービスと同一のものを記載する必要はない。国際登録での指定は、範囲を広くも狭くもすることができるが、少なくとも、一部の商品及びサービスが重複している、つまり、これが国内登録又は広域登録と国際登録とに含まれている必要がある。重複する商品及びサービスの名称は、同一である必要はないが、同等のものでなければならない。

845. 代替は全部又は一部であってもよい。代替の詳細及び実例についてはパラグラフ852～858を参照のこと。ある案件において、[第4条の2](#)の規定に基づく条件が実際に充足されているかどうかを確認するのは名義人に一任される。つまり、条件が充足されていれば代替の効力が発生し、また、この事実を記載するよう官庁に申請する機会については（パラグラフ846～851を参照のこと。）、名義人がこれを行行使するかどうか選択することができる。名義人は、特に、一部代替の場合、官庁に記録するよう求めることで、すべての条件が充足されていることを確認でき、また、一部代替のみを行った場合、先の国内又は広域の権利を失効させた結果についてより把握できるため、この問い合わせは有益である。

## 代替の記録

846. 代替は自動的に行われ、官庁又は名義人は何もする必要がない。しかしながら、名義人は、関係官庁に対し、登録簿に代替を記録するよう申請することができる。これは、国内又は広域の権利が後に失効し、最終的に国内又は広域の登録簿から消滅する可能性がある場合、特に重要である。より早い日付を官庁が記録しなければ、名義人はこの事実を第三者に警告することができない。[\[4条の2\(2\)\]](#)

847. 名義人は、この申請を、場合によっては現地代理人を通じて、現地の様式を用いて関係官庁に直接提出し、申請手数料を納付しなければならない。名義人が、様々な官庁に対する手続きの詳細な情報を得るには、官庁に直接問い合わせるか又はWIPOウェブサイトの[マドリッド加盟国プロファイルデータベース](#)を検索してもよい。

848. 官庁が名義人のこうした申請を受けて登録簿に記録した場合、官庁は国際事務局にその旨通報しなければならない。[\[規則21\(1\)\]](#)

849. 国際事務局は、通報を受けると、国際登録簿に代替の詳細を記録し、その旨名義人に通報する。代替の詳細は[公報](#)でも公開され、国際登録簿だけでなく、国内登録簿又は広域登録簿でも第三者が代替に関するこうした情報を閲覧できるようになる。[\[規則21\]](#) [\[規則32\(1\)\(a\)\(xi\)\]](#)

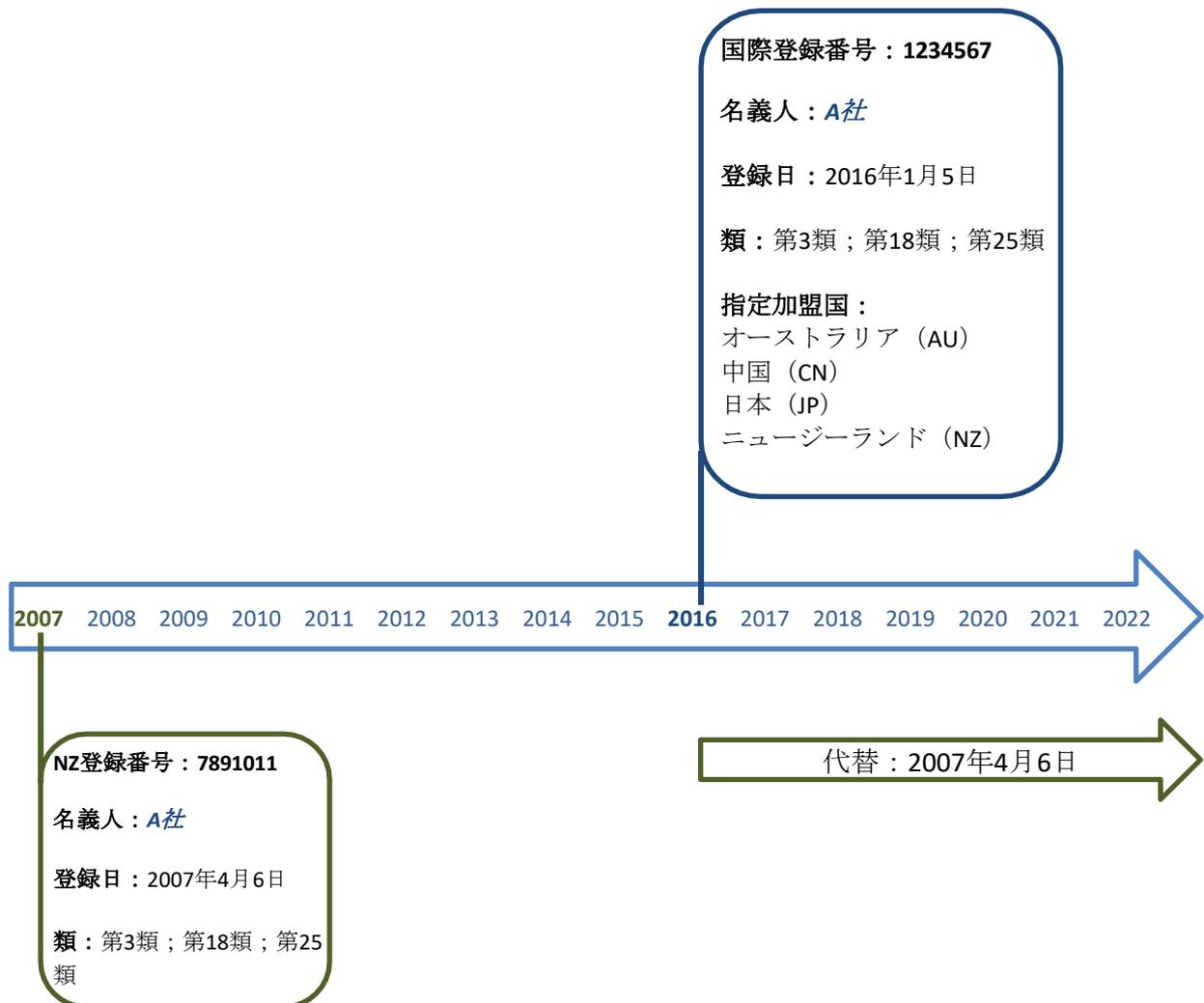
850. 代替はマドリッド制度の基本的な機能であり、最も魅力的な機能の一つであると思われるが、あまり利用されていないのが現状である。代替により、名義人はその商標ポートフォリオの簡素化及び一元管理を行うことができ、これにより、国内及び広域の権利において先に取得した保護の日付から国際登録の利益を得ることができる。更新日は1つのみであり、必要なのは1件の登録（国際登録）の監視及び維持のみであり、現地代理人も必要ないため、代替を利用することで維持費を減らすことができる。

851. 国内登録又は広域登録の代替にかかわらず、国際登録が基礎標章の結果に従属する場合、5年の期間中に国内登録又は広域登録を更新することが名義人の利益となる。更新しない場合、最悪のシナリオでは、名義人は、基礎標章の効力の終了により国際登録を失うだけでなく、不更新により先の国内登録又は広域登録も失い、何の保護も受けられなくなる可能性がある。

## 国内の権利の全部代替の事例

852. 全部代替の効果について次の事例で説明する。

国際登録及び国内登録は同一の保護範囲を包含している。

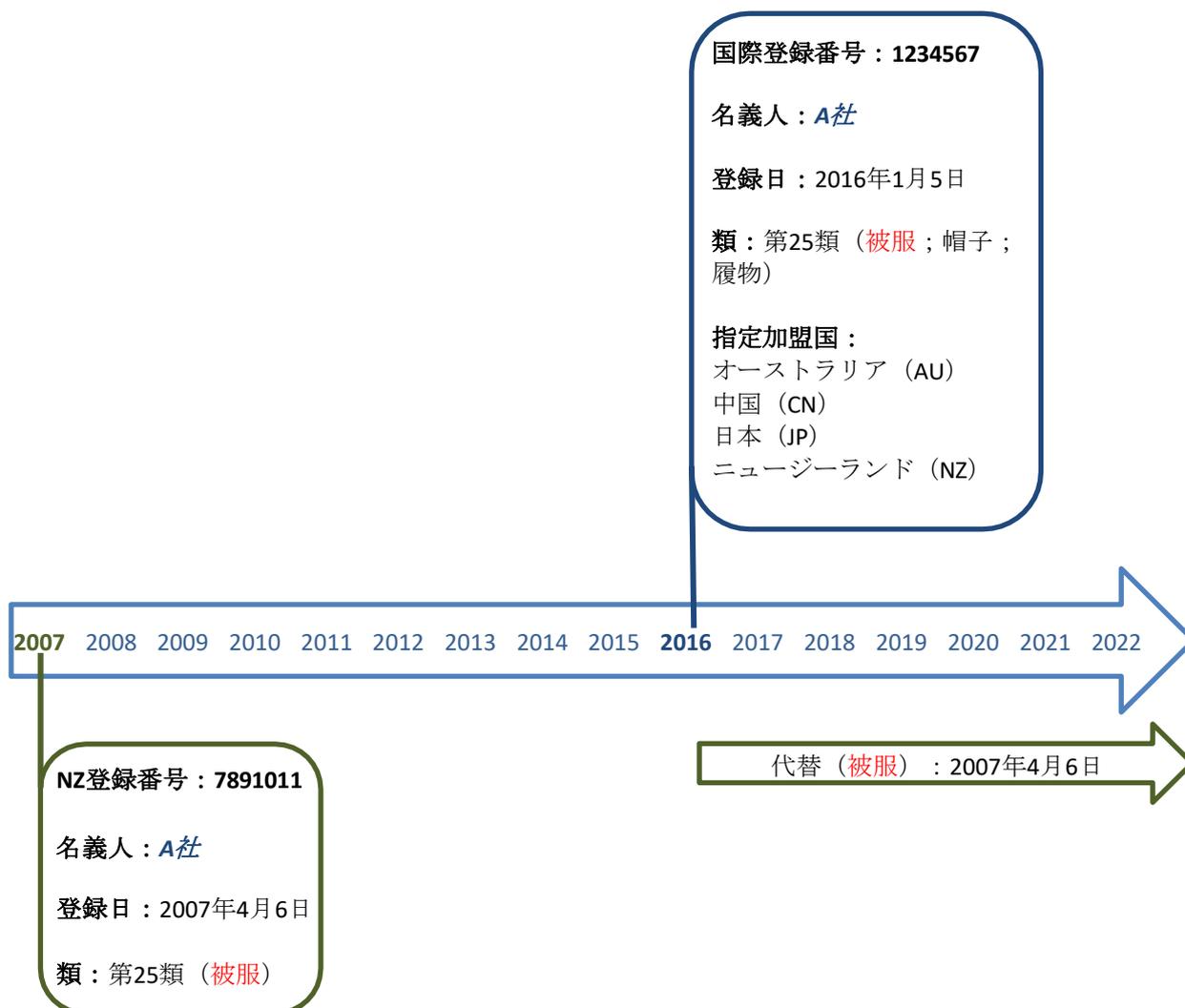


853. 上記では、国際登録がどのように簡単にまた自動的に先の国内登録に代替されるか示されている。

- A社は、ニュージーランドにおいて、2007年4月6日付けで、第3類、第18類及び第25類を指定した先の国内登録第7891011号（国内の権利）を有している。
- A社は、2016年1月5日付けの、第3類、第18類及び第25類を指定した国際登録（IR）の名義人である。

ニュージーランドを指定したことで、この国際登録は自動的に先の国内の権利に代替される。この場合、名義人は、代替を記録するようニュージーランド知的財産庁 (IPONZ) に申請することができる。IPONZの登録簿には、第3類、第18類及び第25類を指定した商品に関する先の国内の権利が後に提出された国際登録によって全部代替されたことが反映される。名義人が後に、先の国内の権利を失効させることを決めた場合、IPONZの登録簿には、国際登録番号の下に、名義人が、失効した先の国内の権利の保護の開始日 (2007年4月6日) から、第3類、第18類及び第25類を指定した商品について関係標章の保護を受けていることが記載される。

国際登録は国内登録よりも広い保護範囲を有する。



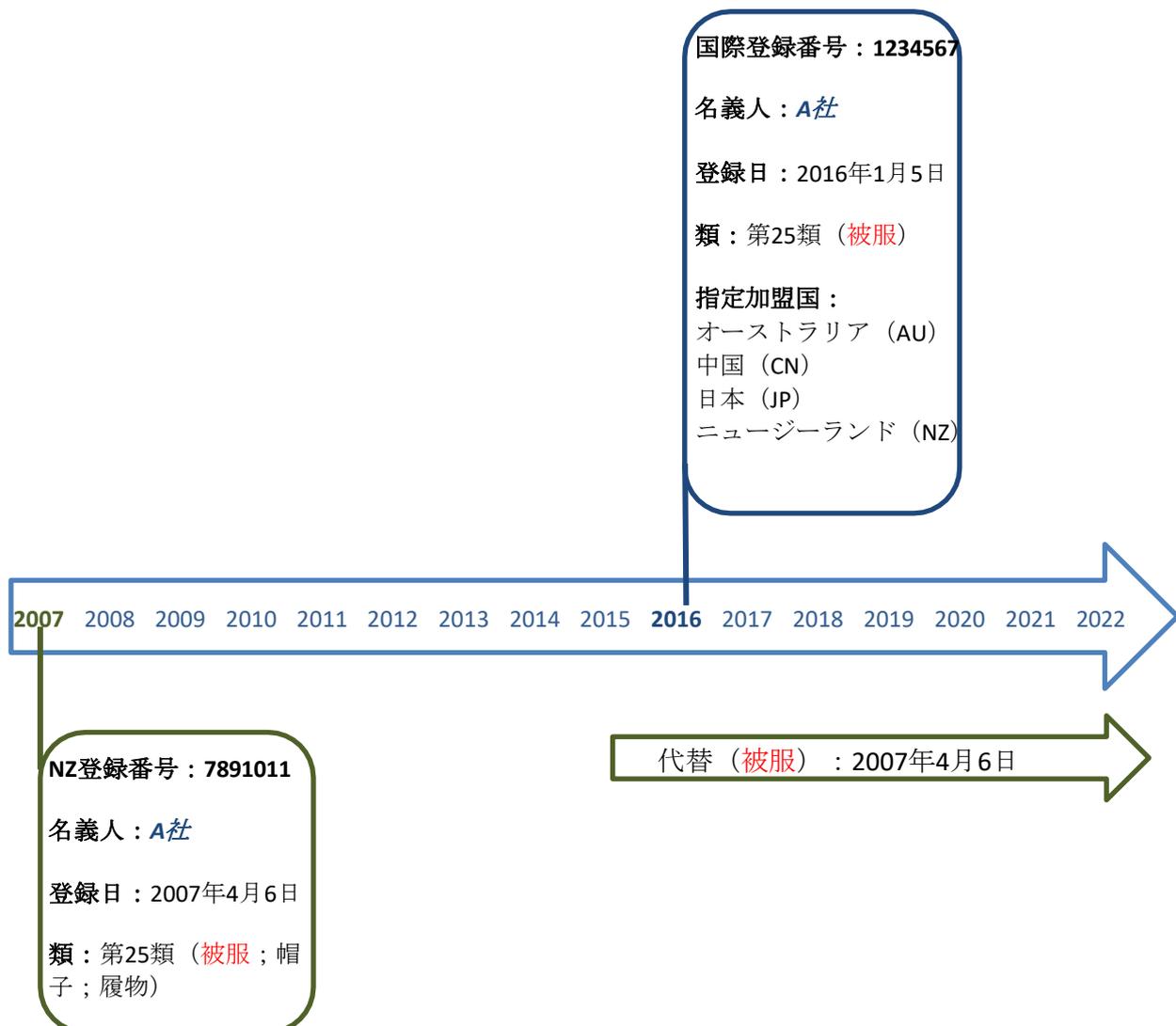
854. 上記では、国内登録がどのように範囲のより広い国際登録に代替されるか示されている。

- A社は、ニュージーランドにおいて、2007年4月6日付けで、第25類の「被服」のみを指定した先の国内登録第7891011号を有している。
- A社は、2016年1月5日付けの、第25類の「被服 ; 帽子 ; 履物」を指定した国際登録 (IR) の名義人である。

ニュージーランドを指定したことで、この国際登録は、被服について、自動的に先の国内の権利に代替される。この場合、名義人は、代替を記録するようニュージーランド知的財産庁 (IPONZ) に申請することができる。IPONZの登録簿には、第25類の「被服」に関する先の国内の権利が後に提出された国際登録によって全部代替されたことが反映される。名義人が後に、先の国内の権利を失効させることを決めた場合、IPONZの登録簿には、国際登録番号の下に、名義人が、失効した先の国内の権利の保護の開始日 (2007年4月6日) から、第25類の「被服」について関係標章の保護を受けていることが記載される。

### 国内の権利の一部代替の事例

855. 一部代替の効果について次の事例で説明する。



856. 上記では、国内登録がどのように範囲のより狭い国際登録に代替されるか示されている。

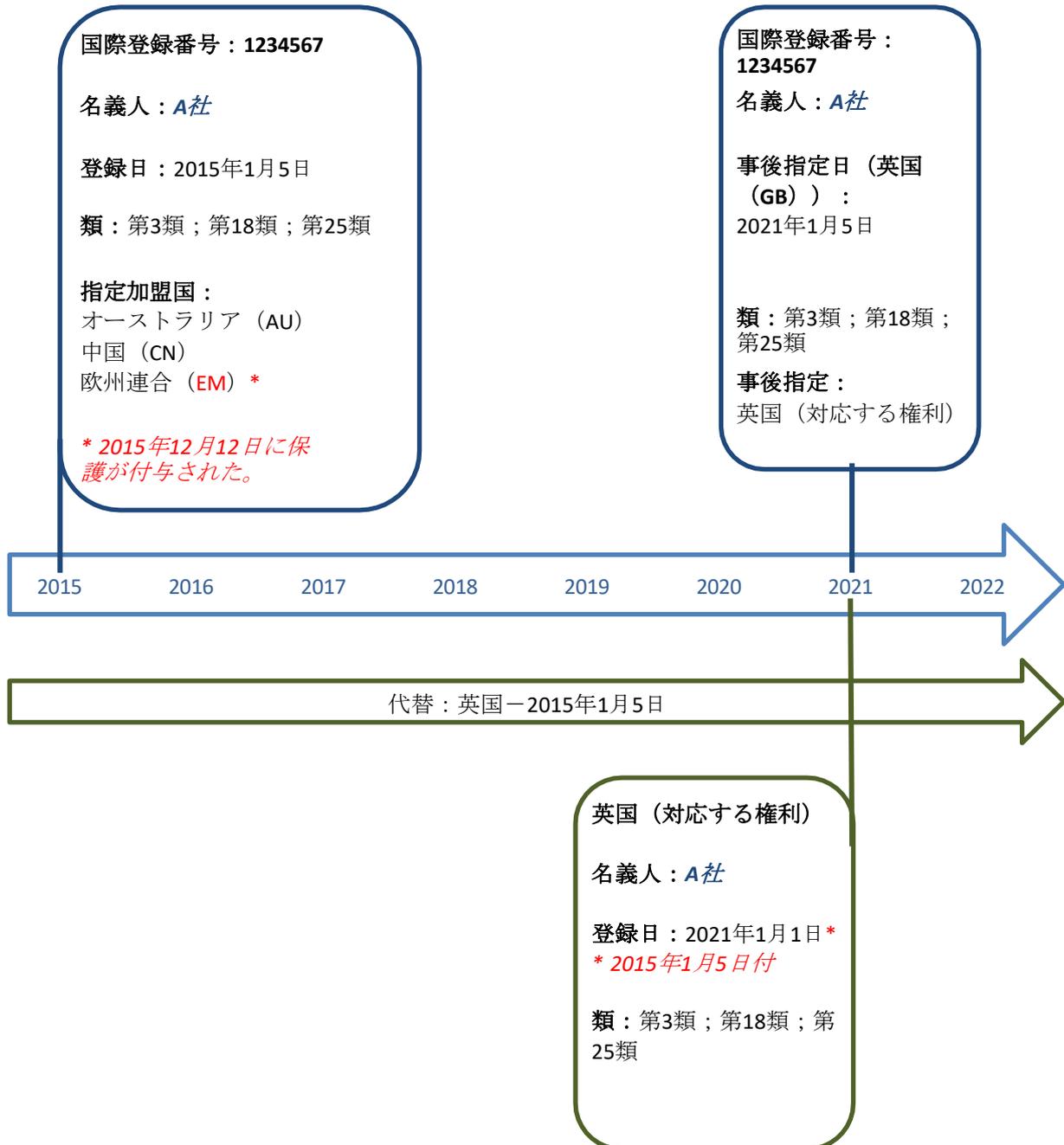
- A社は、ニュージーランドにおいて、2007年4月6日付けで、第25類の「被服；帽子；履物」を包含した先の国内登録第7891011号（国内の権利）を有している。
- A社は、2016年1月5日付けで、第25類の「被服」を包含した国際登録（IR）の名義人である。

ニュージーランドを指定したことで、この国際登録は、被服についてのみ、自動的に先の国内の権利に代替される。この場合、名義人は、代替を記録するようニュージーランド知的財産庁（IPONZ）に申請することができる。名義人が後に、先の国内の権利を失効させることを決めた場合、第25類の「被服」以外の商品は、すなわち「帽子及び履物」は保護されなくなる。IPONZの登録簿には、国際登録番号の下に、名義人が、失効した先の国内の権利の保護の開始日（2007年4月6日）から、第25類の「被服」について関係標章の保護を受けていることが記載される。

## 代替と英国のEU離脱

857. 2021年1月1日より、国際登録における欧州連合（EU）の指定では、英国（UK）が対象外となった。EUIPOがEUを指定した登録に対し2020年12月31日より前に保護を付与している場合、関連するEUの指定の範囲に基づき英国国内での権利（「対応する権利」）が、英国知的財産庁（UKIPO）により自動的に付与される。英国での保護は、国際登録やそのEUの指定に含まれなくなったが、名義人は、EUの指定の範囲を反映させた国内の権利を英国で保有することができる。EUの指定が、2020年12月31日までにEUIPOに係属していた場合、名義人は、9ヶ月以内（2021年9月末）にUKIPOに国内出願を提出する機会を得られた。国内出願が提出された場合、その出願日にはEUの指定日（国際登録日又は、該当する場合、事後指定日のいずれか）が反映される。

858. 前述のシナリオに従い、名義人が国際登録の適用を受けて再度英国での保護を希望する場合、名義人はマドリッド制度に基づき英国を事後指定する必要がある。こうした場合、名義人はその後、議定書第4条の2に規定の条件が充足されている場合に限り、国内登録の代替を記載するようUKIPOに申請することができる。このようにして、英国の国内登録簿には、名義人が英国国内の権利を利用して保護を得たという事実が反映され、その国際登録のEU指定日が記載される。これは次の事例で説明される。



## 特定の承継国における国際登録の効力の継続

859. 次の各パラグラフでは、指定されていた国（「独立前の旧加盟国」）の領域の一部が独立国（「承継国」）となった際の変更の影響を受けた場合の国際登録の保護の取扱いについて説明されている。こうした場合、承継国は、議定書が承継国によって適用されるという効力について、これを継続する旨の宣言をWIPO事務局長に寄託することができる。[規則39]

860. 承継国による通報日に先立つ日から有効となる、独立前の旧加盟国への領域の拡大を伴った国際登録の名義人は、国際事務局から通知を受領する。名義人が承継国において国際登録を引き続き確実に保護する場合、名義人は、承継国において国際登録の効力を継続させるための申請を、通知日から6ヶ月以内に国際事務局に申請し、更に、規則に規定されている手数料の額を、同じ6ヶ月以内に、国際事務局に納付することで、国際登録を保護することができる。手数料の一部は、国際事務局により承継国に転送される。[規則39(1)]

861. 名義人が、承継国において国際登録の効力を継続させることを申請するための6ヶ月を遵守せず、対応する手数料も国際事務局に納付しなかった場合でも、名義人は、処理の継続を申請することができる。処理の継続の申請は、遵守できなかった期間の満了後2ヶ月以内に公式様式MM20で国際事務局に提出されなければならない（MM20提出時の注も参照のこと）。この申請に加え、遵守できなかった期間に関するすべての要件が満たされなければならない。また、処理の継続に関する手数料が納付されなければならない。処理の継続の救済措置に関する詳細については、パラグラフ65～69を参照のこと。[規則5の2]

862. 承継国において国際登録の効力を継続させることを申請する期間が満了した後、関係加盟国での国際登録の保護は、事後指定によってのみ行うことができ、その場合、保護は後の日付をもってなされる。

863. 国際事務局は、申請及び手数料を受領すると、承継国の官庁に通報し、国際登録簿に対応する記録を記録する。国際事務局はまた、関連情報を公報でも公開する。[規則39(3)]

864. 承継国は、議定書第5条(2)に規定の期間が独立前の旧加盟国への領域の拡大について満了していない場合にのみ、国際登録の保護を拒絶することができる。しかしながら、第39規則(4)の規定は、承継国における効力の継続の申請の対象となった国際登録について、（承継が行われる前に）独立前の旧加盟国が国際事務局に定期的に通報した保護の拒絶に関する最終決定を、承継国の官庁が議定書第5条(2)に規定の期間を超えて通報することを妨げるものではない。[規則39(4)]

